

松田柵跡調査事務所年報2008

# 松田柵跡

第137次・138次調査概要

2009年3月

秋田県教育委員会  
秋田県教育庁松田柵跡調査事務所

題字 新野直吉 書





弘田柵跡調査事務所年報2008

ほ っ た の さ く あと

# 弘田柵跡

第137次・138次調査概要

2009年3月

秋 田 県 教 育 委 員 会  
秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所



## 序

国指定史跡払田柵跡は、管理団体である大仙市による環境整備も順調に進捗し、遺跡を訪れる方も年々増加していることは喜びに堪えないところであります。

このような中、平成20年度は、第7次5年計画の5年目として長森丘陵部を対象とした第137次調査と外柵北東部の沖積地を対象とした第138次調査を実施しました。また、払田柵跡関連遺跡の調査として、横手市雄物川町の町屋敷遺跡の内容確認調査も行いました。

第137次調査では、政庁西側丘陵部の北向き緩斜面部から鍛冶に関連する竪穴建物跡・工房跡、掘立柱建物跡が検出されました。鍛冶工房のうちの1棟は、同一箇所において6時期に及ぶ変遷が認められ、工房域がさらに西側に延びていることも明らかとなりました。

第138次調査は、ほ場整備事業関連の確認調査ですが、昭和5年の第1次調査以来未着手であった外柵北門跡と外柵東門跡の正確な位置や立地状況を探ることができました。

また、関連遺跡の調査としては、横手市雄物川町の町屋敷遺跡を対象に実施しました。規模の大きな総柱掘立柱建物跡は、県内の城柵官衙遺跡以外では発見されることがない資料だけに、今後とも注目される事例となるでしょう。

本書は以上のような調査成果とともに史跡調査に関する普及活動事業の成果を収録したものです。活用いただければ幸いと存じます。

最後に、発掘調査並びに本書作成にあたって指導と助言を賜りました、文化庁記念物課、宮城県多賀城跡調査研究所、秋田市教育委員会秋田城跡調査事務所、横手市教育委員会に感謝申し上げますとともに、史跡管理団体である大仙市・大仙市教育委員会、美郷町・美郷町教育委員会の御協力に対し、厚く御礼申し上げます。

平成21年3月

秋田県教育庁払田柵跡調査事務所

所長 佐藤 了

## 例 言

- 1 本年報は秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所が平成20年度に実施した調査研究事業である、弘田柵跡第137・138次調査、関連遺跡の内容確認調査及び調査成果の普及と関連活動の成果を収録したものである。
- 2 発掘調査並びに本年報作成にあたり、史跡弘田柵跡調査指導委員である秋田大学名誉教授・秋田県立博物館名誉館長 新野直吉氏、国立歴史民俗博物館名誉教授 岡田茂弘氏、富山大学教授 黒崎 直氏、秋田大学学長特別補佐 熊田亮介氏から御指導をいただいた。
- 3 本年報を作成するにあたり、次の方々より有益な教示をいただいた。記して謝意を表する。  
坂井秀弥（文化庁記念物課） 小松正夫・伊藤武士（秋田城跡調査事務所）  
山崎文幸・熊谷直栄（大仙市教育委員会） 山形博康（美郷町教育委員会）  
信太正樹・島田祐悦（横手市教育委員会）  
以上 順不同・敬称略
- 4 第5章に掲載の挿図は、横手市教育委員会からの提供による。
- 5 調査に係る全ての資料は、秋田県教育委員会が保管している。
- 6 本年報作成に係るスタッフは下記の通りである（事務所職員を除く）。  
【発掘調査】後藤昭良 須田省悟 加賀谷敏光 戸澤豊喜 藤田春美 熊谷道宏 竹村和子  
【整理作業】樗尾智恵子 佐藤かおり
- 7 本年報の作成・編集は、当事務所長の指導のもと、高橋 学と藤田賢哉が行った。

表紙の背景には、弘田柵跡出土の須恵器大甕の拓影図を使用した。

表 紙：第117次(2000年調査) S 11274壙穴住居跡床面出土(格子印目文)

背表紙：同〔青海波アテ具痕〕

## 凡 例

1 遺構等の実測図は、世界測地系（測地成果2000）による平面直角座標系第X座標系を基準に作成した。実測図・地形図中の方位は座標系を示し、磁北はこれよりN 7° 30' 00" Wであり、真北はN 0° 10' 38" Eである。詳細は『弘田柵跡調査事務所年報2005』（2006年3月刊）の第3章第3節2を参照いただきたい。

2 土層断面図等の土色の表記は、小山正忠・竹原秀雄『新版標準土色帖』（19版1997年）に拠ったが、本書の記述にあたり、土質（性）を重視して記載した。表記にあたり基本層序は、ローマ数字（Ⅰ、Ⅱ・・・）、遺構堆積土はアラビア数字（1、2・・・）を使用した。

また、Mは盛土・整地層を、Kは攪乱層を指す略号として使用した。

3 遺構・遺物には以下の略記号を使用した。

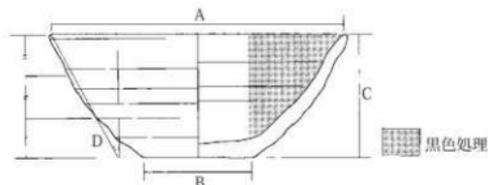
SB	掘立柱建物跡	SD	溝跡	SK	土坑	SI・SKI	竪穴建物跡
SKP	柱穴（掘形）	SS	鍛冶関連遺構（鍛冶炉）	SM	道路跡・硬化面		
SN	焼土遺構	RP	土器・土製品	RQ	石器・石製品		
RM	鉄製品	RV	紙・布製品（漆紙）				

※「竪穴建物跡」の名称は本年度調査から採用した。竪穴建物跡は、床面が構築面（旧表土）より下位に位置し、上屋を支える柱穴・壁溝等が認められる（存在が類推される場合を含む）遺構を指す。略記号は、カマドをもつ竪穴建物跡にはSIを、カマドをもたない竪穴建物跡にはSKIを付す。これらは過去の調査において、竪穴住居跡あるいは竪穴状遺構と称されていた遺構である。

4 掘立柱建物を構成する柱穴掘形には、原則的に北東隅柱より時計回りに各掘形にP1、P2、P3・・・と番号を付し記述する。

5 本書中で用いた「火山灰」とは、過去において実施した自然科学的分析により「十和田a火山灰」と同定された試料に類似する。ただし今回の検出試料は未分析であることから、「火山灰」と表記したものである。

6 環形土器の計測基準は以下のとおりである。



A:口径 B:底径 C:器高 D:外傾度

$$\text{底径指数} = \frac{B}{A} \quad \text{高径指数} = \frac{C}{A} \times 100$$

# 弘田柵跡調査事務所年報 2008

## 目 次

序

例言・凡例

第1章 遺跡の概要	1
第2章 調査研究事業の計画と実績	
第1節 第7次5年計画の概要	5
第2節 本年度事業の計画と実績	5
第3章 第137次調査の概要	
第1節 調査の目的と調査区	8
第2節 検出遺構と遺物	12
第3節 小結	30
第4章 第138次調査の概要	
第1節 調査に至る経過	35
第2節 発掘調査の概要	35
第3節 調査の記録	36
第4節 小結	49
第5章 関連遺跡の内容確認調査—町屋敷遺跡	58
第6章 第7次5年計画調査の総括	
第1節 第7次5年計画調査の概要と実績	68
第2節 調査の成果と課題	69
第7章 調査成果の普及と関連活動	87

### 【挿図目次】

第1図 弘田柵跡と周辺の古代～近世の遺跡	第22図 N区の遺構と土層図(3)
第2図 平成20年度採集の角材実測図	第23図 N区の遺構と土層図(4)
第3図 弘田柵跡調査実施位置図	第24図 N区の遺構と土層図(5)
第4図 政庁西側地区の地形と第137次調査区的位置図	第25図 E区の調査地区と試掘地点図
第5図 遺構配置全体図	第26図 E区の遺構と土層図(1) 外柵東門跡
第6図 遺構配置図(M～S区)	第27図 E区の遺構と土層図(2)
第7図 L区の遺構と土層図	第28図 外柵北門跡周辺の旧地形と外柵推定ライン
第8図 M・N区の遺構と土層図(1)	第29図 外柵北門跡東側における外柵推定ライン
第9図 M・N区の遺構と土層図(2)	第30図 外柵東門跡周辺の旧地形と外柵推定ライン
第10図 O区の遺構と土層図(1)	第31図 町屋敷遺跡周辺位置図
第11図 O区の遺構と土層図(2)	第32図 遺跡遺構配置図(全体図)
第12図 SKI1924A～F等変遷図	第33図 調査区中央部の遺構配置図
第13図 Q区の遺構と土層図	第34図 遺物実測図
第14図 P・R・S区の遺構と土層図(1)	第35図 真山丘陵部の地形とトレンチ配置図
第15図 P・R・S区の遺構と土層図(2)	第36図 古代の火葬墓と葺片器
第16図 出土遺物(1)	第37図 政庁西側地区における遺構群の配置
第17図 出土遺物(2)	第38図 政庁—ホイド清水間の溝跡・道路跡
第18図 第138次調査区位置図	第39図 長森丘陵北側裾部における遺構の配置図
第19図 N区の調査地区と試掘地点図	第40図 弘田柵跡南東低地部における河川跡の推定流路
第20図 N区の遺構と土層図(1)	第41図 外柵材木榑角材列の配置と河川跡の検出位置
第21図 N区の遺構と土層図(2)	

## 第1章 遺跡の概要

払田柵跡は、秋田県大仙市払田・仙北部美郷町<sup>みさとちょう</sup>本堂城回にある古代城柵官衙遺跡である。遺跡は雄物川の中流域に近く、大仙市大曲地区の東方約6km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置する。遺跡は、第三紀硬質泥岩からなる真山・長森の小丘陵を中心として、北側を川口川・矢島川（烏川）、南側を丸子川（鞠子川、旧名：荒川）によって挟まれた沖積低地に立地する。

遺跡は、明治35・36年（1902・03）の千屋村（現美郷町）坂本理一郎による溝渠開削の際や、明治39年（1906）頃から開始された高梨村（現大仙市）耕地整理事業の際に土中に埋もれ木のあることが端緒となっている。その後、この埋もれ木について地元の後藤寅之助（宙外）・藤井東一（甫公）らが注目し、氏らによって歴史的遺産と判明された。

昭和5年3月、高梨村が調査を実施したが、その中心となったのは後藤寅之助で、さらに同年10月、文部省嘱託上田三平によって学術調査が行われ遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、昭和6年3月30日付けで秋田県最初の国指定史跡となり、昭和63年6月29日付けで史跡の追加指定がされ現在に至っている。史跡指定面積は899,380.97㎡（国土調査後）<sup>(1)</sup>である。

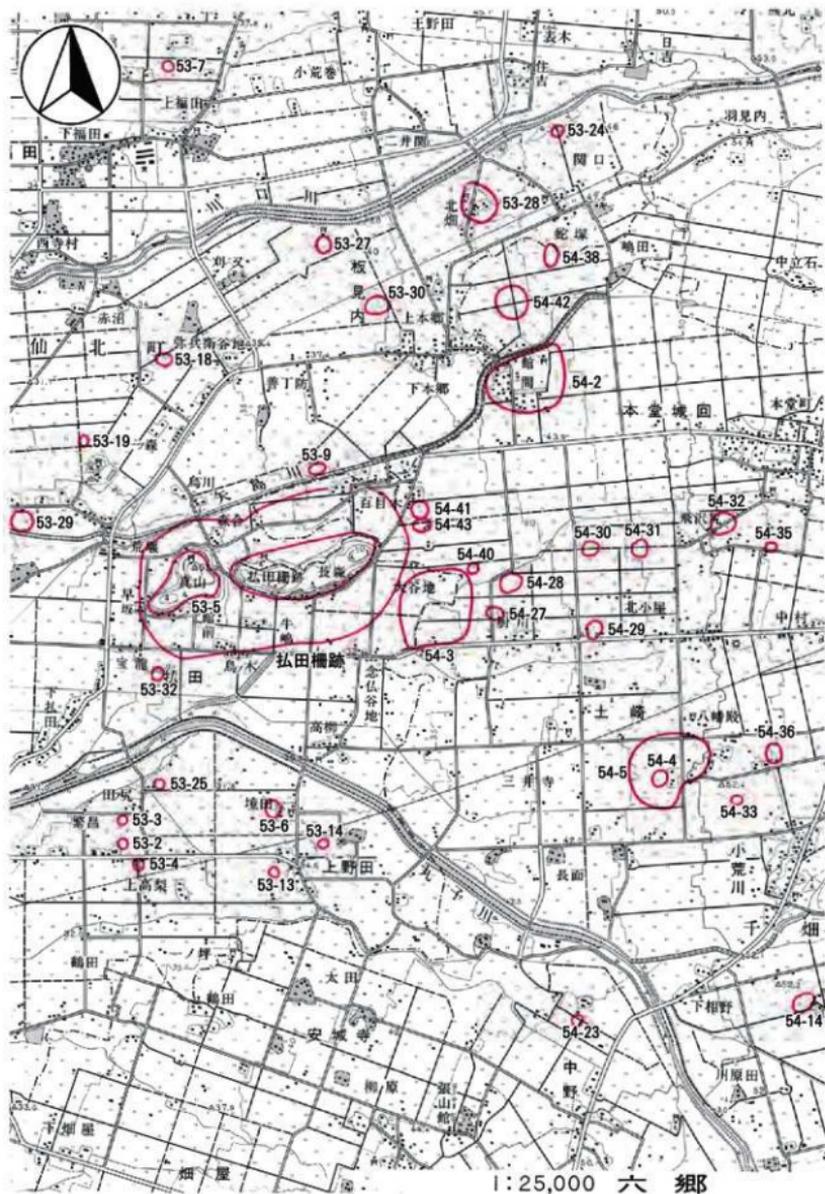
昭和40年代に入り、史跡指定地域内外の総合整備パイロット事業等の計画が立案された。そこで秋田県教育委員会は地元仙北町と協議の上、この重要遺跡を保護するための基礎調査を実施して、遺跡の実体を把握することとし、昭和49年、現地に「秋田県払田柵跡調査事務所」を設置し、本格的な発掘調査を開始した（昭和61年4月「秋田県教育庁払田柵跡調査事務所」と改称）。さいわい、地元管理団体である仙北町および地域の人々の深い理解により、史跡指定地内は開発計画から除外された。

史跡は長森・真山を囲む外柵と、長森を囲む外郭線からなる。長森丘陵中央部には政庁がある。政庁は板塼で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置されている。これらの政庁の建物には5時期（Ⅰ～Ⅴ期）の変遷があり、創建は9世紀初頭、終末は10世紀後半である。政庁の調査成果は報告書『払田柵跡Ⅰ－政庁跡－』（昭和60年3月）として公開された。

一方、区画施設である外柵は、真山・長森の二つの丘陵を囲むようにしてあり、東西1,370m、南北780mの長楕円形で、標高32～37m、総延長3,600m、外柵によって囲まれる遺跡の総面積は約878,000㎡である。外柵は1時期の造営で杉角材による材木塼が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。外郭は、長森を取り囲むようにしてあり、東西765m、南北320mの長楕円形で、面積約163,000㎡、最高地は標高53mである。外郭線の延長は約1,760mで石塁（南門脇）、築地塼（東・西・南の山麓）と材木塼が連なり、東西南北に八脚門を配する。外郭線は全体に4時期にわたる造営が認められる。なお外柵・外郭は、従来それぞれ外郭線・内郭と呼称されていたが、それまでの調査成果を踏まえ、平成7年から呼び替えたものである。これら区画施設の調査成果は、報告書『払田柵跡Ⅱ－区画施設－』（平成11年3月）として公開された。

出土品には、須臾器・土師器・瓦質土器・緑釉陶器・灰釉陶器・青磁（越州窯系）・瓦・硯などのほか、紡錘車・埴塼・羽口・支脚などの土製品、石帯・砥石・金床石などの石製品、鉄鍔・鎌・刀子・釘・紡錘車などの鉄（鋼）製品・鉄（鋼）滓類、斎串・曲物・挽物・鋤・楔・絵馬（2点）などの木製品、漆紙文書（6点）・木簡・墨書土器（朱書もあり）・篋書土器などの文字資料がある。

木簡（刻字のある柵木等を含む）は103点確認されており、「飽海郡少隊長解申請」「十六火大糧



第1図 弘田柵跡と周辺の古代～近世の遺跡

二石八斗八升」「嘉祥二年正月十日」などと記された文書・貢進用木簡があり、「別當子弟大伴寧人」「鹿毛牡馬者」「矢田部弓取」「北門」「狄藻」（以上墨書）、「山本」「最上」「最上四」「瀬木田」「一三〇木二」「全二」「行」（以上刻字）などの文字もある。

墨書・窠書土器は528点出土・採集されており、少少隊御前下・大津郷・鷹空上・檜梅・小勝・音丸・北門・北預・厨家・靱大・中大・中万・厨・官・舎・館・鷹・宅・新・吉・秋・郡・千・主・長・酒・安・賀・全・成・前・伴・部・左・文・名・上・下・矢・車・工・益・山・就・立・生・平・延・圓・集・大・木・中・仲・犬・方・継・鷹・春・又・十・七・没（以上墨書）、「出羽口 郡口男賀凡酒坏」（窠書）などの文字が認められる。

管理団体である大仙市は、昭和54年度から保存管理計画による遺構保護整備地区の土地買い上げ事業を進めており、昭和57年度からは調査成果に基づいて環境整備事業を実施している。さらに平成3年度から「ふるさと歴史の広場」事業により、外柵南門跡や大路東建跡、河川跡・橋梁の復元整備、ガイダンス施設（払田柵総合案内所）の設置などを行い、更に平成7年度からは「ふれあいの史跡公園」事業により、政庁東方の官衙建跡の整備などを実施した。平成10～12年度には外郭西門跡の門柱及びこれに取り付く材木堀跡の復元整備を、平成13年度からは外郭北門から東門周辺の整備事業を開始しており、本年度は外郭北門周辺の盛土整地を実施している。また、外郭北門周辺の低地部には埋没遺材の保護を目的とした水位計の設置を進めており、平成18年度より6箇所の埋設が完了し、継続的な水位の観察が続けられている。

なお、平成19年度までに実施した過去34年間の発掘調査面積は、秋田県埋蔵文化財センター（第102・128・131・134次）・大仙市（旧仙北町）、美郷町（旧千畑町）調査分を含めて、延べ49,659㎡（重複調査分を差し引くと実質46,695㎡）であり、史跡指定総面積のうちの5.2%にあたる。

註1 国土調査は、旧仙北町分が昭和59年6月18日～昭和59年7月12日調査、昭和61年1月13日に認証。旧千畑町分は平成4年度調査、平成6年3月29日に認証。

#### 【第1表の註】

- 1 秋田県教育委員会1987『秋田県遺跡地図（県南版）』
- 2 秋田県教育委員会1981『秋田県の中世城館』秋田県文化財調査報告書第86集
- 3 千畑町1986『古銭発掘由来記』『千畑町郷土史』
- 4 秋田県教育委員会1981『内村遺跡』秋田県文化財調査報告書第82集
- 5 千畑町教育委員会2004『中屋敷Ⅱ遺跡』千畑町文化財調査報告書第6集
- 6 千畑町教育委員会2004『十二遺跡・上飛沢遺跡』千畑町文化財調査報告書第7集
- 7 秋田県教育委員会2005『屏引谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書第383集
- 8 今村義孝校注1966『奥羽永慶軍記（上）（下）』人物往来社
- 9 美郷町教育委員会2005『町内遺跡詳細分布調査報告書』美郷町文化財調査報告書第1集
- 10 山崎文幸2004『秋田・観音堂遺跡』『木簡研究』第26号 木簡学会
- 11 大仙市教育委員会からの情報提供による。
- 12 秋田県教育委員会2005『中屋敷Ⅱ遺跡』秋田県文化財調査報告書第384集
- 13 美郷町教育委員会からの情報提供による。
- 14 秋田県教育委員会1996『遺跡詳細分布調査報告書』秋田県文化財調査報告書第267集
- 15 秋田県教育委員会2007『秋田県遺跡地図（仙北地区版）』
- 16 高田祐悦・高橋学2007『内村遺跡』『横手市史 資料編 考古』
- 17 美郷町教育委員会2008『城方小屋遺跡・森崎Ⅱ遺跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第6集
- 18 美郷町教育委員会2007『本堂城跡』美郷町埋蔵文化財調査報告書第5集
- 19 美郷町教育委員会2008『町内遺跡詳細分布調査報告書』美郷町埋蔵文化財調査報告書第7集

第1表 弘田柵跡周辺の主な古代・中世・近世遺跡一覧

地図番号	遺跡名	所在地	備考	註
212-53-1	弘田柵跡	大仙市弘田	古代城柵官衙遺跡（9世紀初頭～10世紀後半）	
434-54-1		美郷町本堂城回	集落（縄文）、墓地（中世）、城館（堀田城）	
212-53-2	繁昌Ⅰ遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（木製品）；古代	1
212-53-3	繁昌Ⅱ遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-4	上高梨遺跡	大仙市高梨	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-5	堀田城跡	大仙市弘田	真山丘陵を利用した中世城館跡	2・8
212-53-6	境田城跡	大仙市弘田	中世城館跡；天正18年（1590）破却	2
212-53-7	杉ノ下Ⅰ遺跡	大仙市横堀	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-9	鍛冶屋敷遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-13	四十八遺跡	大仙市上野田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-14	中村遺跡	大仙市上野田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-18	弥兵谷地遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（須恵器）	1
212-53-19	一ツ森遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（須恵器系陶器壺）	1
212-53-24	堰口遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（鉄滓）	15
212-53-25	田ノ尻遺跡	大仙市弘田	遺物包含地（土師器・須恵器）	1
212-53-27	観音堂遺跡	大仙市板見内	近世集落跡、掘立柱建物跡、井戸等検出	10
212-53-28	北畑遺跡	大仙市北畑	中世集落・墓地、火葬墓、2005年発掘調査	11
212-53-29	一ツ森Ⅱ遺跡	大仙市堀見内	遺物包含地（須恵器）、2003年発見	11
212-53-30	八幡堂遺跡	大仙市板見内	遺物包含地（土師器、中近世陶器）	11
212-53-32	下川原遺跡	大仙市弘田	遺物包含地（土師器）、1995年発見	14
434-54-2	本堂城跡	美郷町本堂城回	本堂氏の居館跡、2004年～確認調査	18
434-54-3	扇川谷地遺跡	美郷町土崎	埋蔵銭出土地（1915年≪大正4≫出土）	3
			古代祭祀遺跡、2001年発掘調査	7
434-54-4	中屋敷Ⅰ遺跡	美郷町土崎	寺院跡	1
434-54-5	中屋敷Ⅱ遺跡	美郷町土崎	縄文・古代集落跡、2002・03年発掘調査	5・12
434-54-14	内村遺跡	美郷町千屋	古代集落跡、1980年発掘調査、中国産青磁出土	4・16
434-54-23	砂館跡	美郷町中野	城館跡	2
434-54-27	扇川谷地Ⅱ遺跡	美郷町土崎	中世以降？、2000年発見	9
434-54-28	扇川谷地Ⅲ遺跡	美郷町土崎	古代、2001年発見	9
434-54-29	下中村遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見、墨書土器出土	9
434-54-30	飛沢尻遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見、墨書土器・和鏡出土	9
434-54-31	下飛沢遺跡	美郷町土崎	古代、2002年発見	9
434-54-32	上飛沢遺跡	美郷町土崎	古代、2003年発掘調査、掘立柱建物跡検出	6
434-54-33	上館遺跡	美郷町土崎	中近世城館跡か、2002年発見	13
434-54-35	松ノ木遺跡	美郷町土崎	中世～近世、2003年の確認調査で柱穴確認	9
434-54-36	八幡殿遺跡	美郷町土崎	古代集落跡か、2003年確認調査	9
434-54-38	西館遺跡	美郷町本堂城回	縄文・古代、2005年発見	13
434-54-40	森崎Ⅰ遺跡	美郷町本堂城回	古代、2006年発見、墨書土器出土	19
434-54-41	城方小屋遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡、2007年発掘調査、柵列跡、土坑墓	17
434-54-42	北館遺跡	美郷町本堂城回	近世集落跡、2006年発見	13
434-54-43	森崎Ⅱ遺跡	美郷町本堂城回	古代集落跡、2007年発掘調査、竪穴住居跡	17

地図番号の212は大仙市管内、53は旧仙北町域を示し、434は美郷町管内、54は旧千畑町域を示す。

## 第2章 調査研究事業の計画と実績

### 第1節 第7次5年計画の概要

払田柵跡の発掘調査は、史跡払田柵跡調査指導委員の指導のもとに、5年ごとの中期計画を策定して、継続的な調査を実施している。現在は、平成16年度を初年度とする第7次5年計画に基づく調査を行っている。第7次5年計画の概要は次のとおりである。

#### (1) 払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査

##### ①外郭地区（長森）の調査

外郭地区は、第6次5年計画に基づく調査において、多様な施設の展開が重層的に認められた。そこで外郭地区（長森）を対象とする調査を継続し、遺構内容及び機能を解明する。なお環境整備事業に伴う外郭北門周辺の調査も併せて行う。

##### ②外柵地区南東部（沖積地）の調査

土崎・小荒川地区は場整備事業に伴う現状変更対応の調査である。これまで調査がほとんど行われていない沖積地における遺構分布や堆積土の情報を得る機会として調査を実施する。

##### ③真山地区の調査

払田柵跡創建期の内容解明にとって重要な真山地区の調査を行うために、基準となる測量原点杭打設を行う。また可能な区域については、小規模な遺構内容確認調査を行う。

#### (2) 払田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集

払田柵跡の解明には指定地の調査に加え、指定地外の同時代関連遺跡の調査が必要である。そのために、関連資料・情報の収集、現地踏査等を行う。この調査を通じて県内各市町村との連携を深め、当事務所が蓄積している史跡発掘調査・研究についての実践的な技術指導、史跡の保存・活用に関する情報の提供等を行う。

### 第2節 本年度事業の計画と実績

払田柵跡調査事務所が平成20年度に実施した事業は、第7次5年計画に基づき、下記の項目を設定し、実施・活動した。

- (1) 払田柵跡の発掘調査
- (2) 関連遺跡の現況調査及び試掘調査
- (3) 調査成果の普及と関連活動

本節では(1)についての調査計画及び実績の概要を記し、詳細は第3・4章に記録する。(2)は第5章、(3)は第7章にそれぞれの概要を収録する。

本年度の発掘調査は、次のような「平成20年度払田柵跡調査計画」を立案して調査を実施した。

発掘調査事業費は、総経費800万円であり、うち国庫補助額400万円（50%）、県費補助額400万円（50%）である。

第2表 平成20年度私田柵跡調査計画表

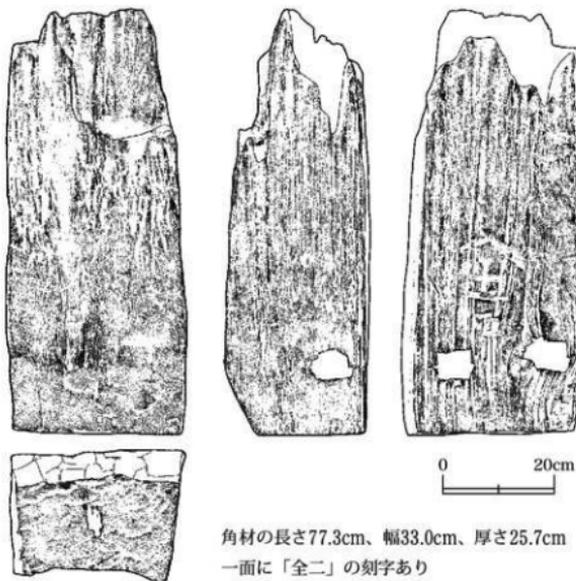
調査次数	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間
第137次	長森地区西側 (大仙市私田字長森)	長森丘陵部における遺構 内容確認調査	100㎡	6月18日～ 11月26日
合計	1地区		100㎡	

本年度調査の実績は第3表のとおりである。

第3表 平成20年度私田柵跡調査実績表

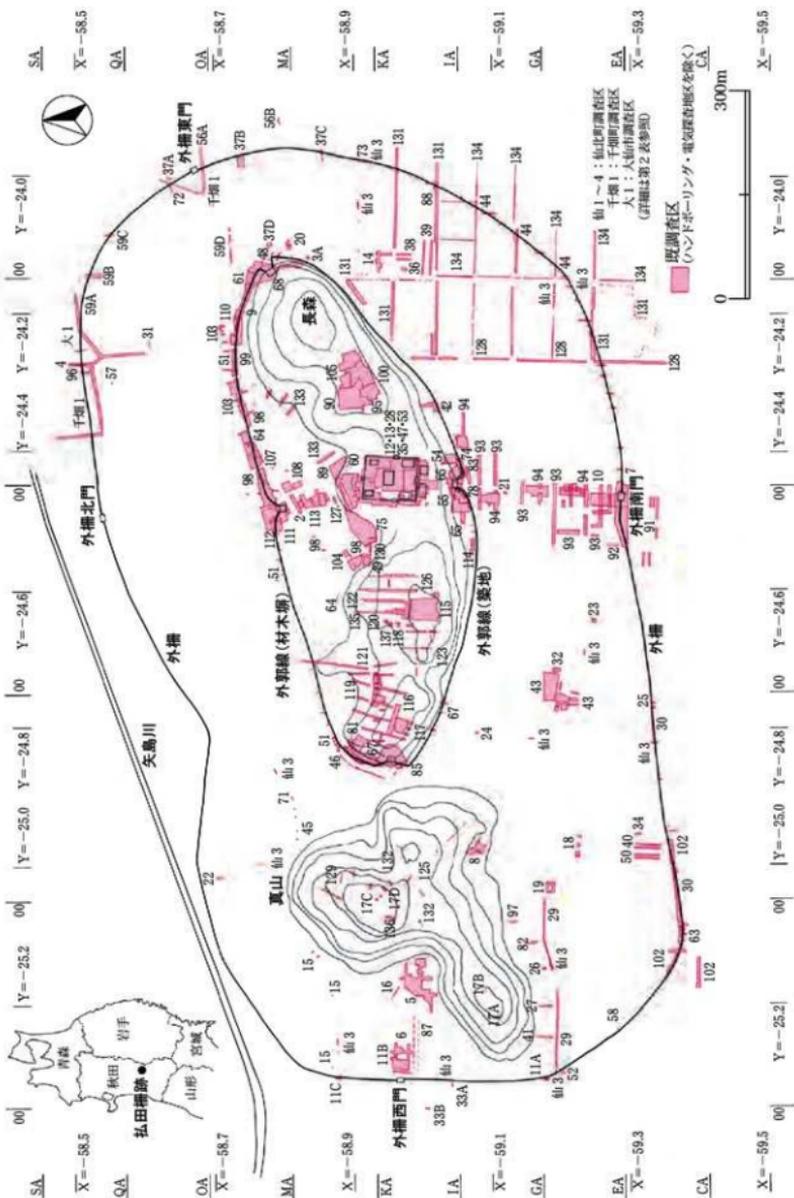
調査次数	調査地区	調査内容	調査面積	調査期間
第137次	長森地区西側 (大仙市私田字長森)	長森丘陵部における遺構 内容確認調査	84㎡	5月27日～ 11月10日
第138次	外柵地区北東部 (美郷町本堂城回)	ほ場整備事業に伴う遺構 内容確認調査	108㎡	11月4日～ 12月25日
合計	2地区		192㎡	

第138次調査は、ほ場整備事業に伴い年度途中で調査に組み込まれた。本件は国庫補助対象外の事業である。



平成20年5月30日、外柵北東部にあたる大仙市私田字森合地内の転作田でロータリー式耕耘機にて耕作中に角材1本がロータリーの刃により地表面に持ち上げられた。耕作者の話によると、材は水平状態で埋蔵されていたとのことであり、外柵を構成する材木堀角材と見られるが、現位置を保っていないことから、取り上げた〔大仙市教育委員会からの情報〕。

第2図 平成20年度採集の角材実測図



第3図 弘田柵跡調査実施位置図

## 第3章 第137次調査の概要

### 第1節 調査の目的と調査区

#### 1 調査の目的

第7次5年計画では、「払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査」を掲げている。このなかでも長森丘陵部を包括する外郭地区は、重点区のひとつである。同地区は第6次5年計画でも、主に丘陵西側の頂部平坦面から北側斜面部を対象に調査を実施してきた。その結果、「政庁西側地区」と「外郭西門東側地区」から鍛冶関連の炉・工房跡が集中的・重層的に検出され、実務官衙域とされる丘陵部東側地域との「場の機能」の違いが鮮明になってきた。一方、長森地区を対象とした正報告書『払田柵跡Ⅲ』の刊行を本年度末に控え、地区内の調査や再検証も行っているが、その中で鍛冶関連の遺構群の位置づけが一部不明瞭な状態で留保されている。

このことから第137次調査は、「政庁西側地区」のうち、西端部の様相を探ることで、遺構群の広がりや、その性格・変遷を明らかにすることを目的として実施するに至った。

#### 2 調査区の立地と選定

第137次調査区は、昨年度の第135次調査J区の西約15mの地点とした。本対象区は、長森丘陵部西側のうち頂部平坦面から北側に向かって傾斜するところであり、緩傾斜と平坦面が交互に認められる段状の地形が古代における整地面であることが過去の調査で確かめられている。

政庁西側地区内の検出遺構のまともりは、各整地面と対応していることから、標高にあわせた次のような名称を付して整理することになっている。

【丘陵頂部平坦面】標高51～52mライン上の遺構群

【斜面上位平坦面】標高50～51mライン上の遺構群〔斜面は北側と南側の2方向にあり〕

【北側斜面上位緩斜面部】標高47～50mライン上の遺構群

【北側斜面中位】標高43～47mライン上の遺構群〔平坦面・緩斜面部、下位方向では急斜面部あり〕

【北側斜面下位】標高39～43mライン上の遺構群〔急斜面から緩傾斜部あり〕

当初計画したトレンチは、南北方向の1本であったが、地形や遺構の広がり、土層観察を考慮して8地区（L～S区）に分割する形となった。上記の名称と各区を対照すれば、L区が【北側斜面上位平坦面】、M・N区が【北側斜面上位緩斜面部】、O～S区が【北側斜面中位】となる。

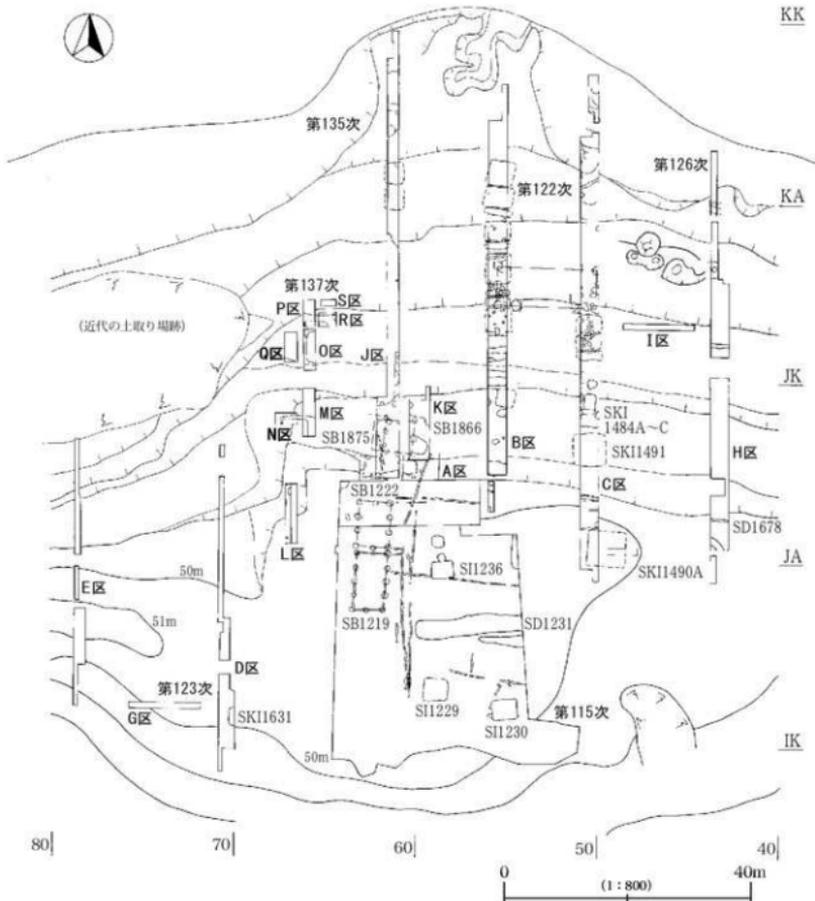
調査前における標高は、斜面上位側のL区南側で50.1m、下位はP区北側の45.4mであった。O～S区は、北側斜面中位のうち斜面上位側寄りの緩傾斜部にあたる。調査区の現況は雑木林であるが、元々は杉林であった。

#### 3 調査経過

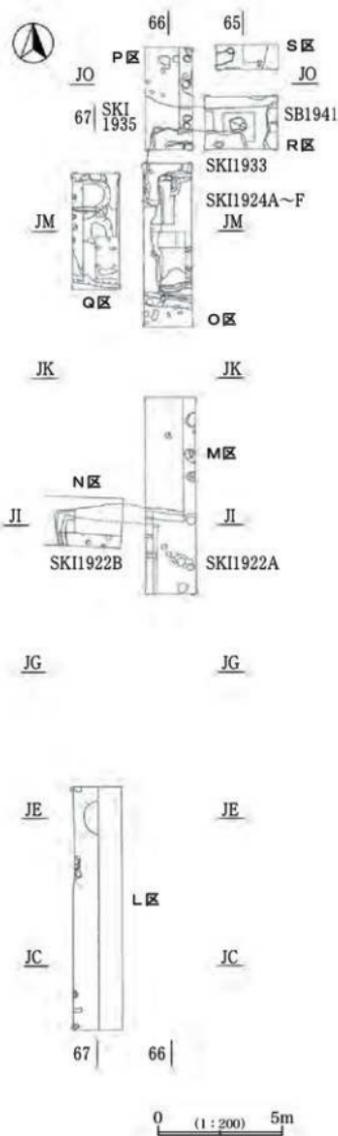
第137次調査の経過などを発掘調査日誌の記述から抜粋する形で述べる。なお記載後に判明した事項は〈 〉内に追記した。

5月27日、本日より調査開始。30日、調査区周辺の草刈り作業を実施。6月3日、グリッド杭打設作業。10日、L・M・O区を設定し、掘り下げ開始。13日、M区内南側で古代の遺構を検出《SK I 02》。SK I 02床面で焼土を確認。18日、O区の遺構は竪穴状の遺構であり、SK I 04と名付けた。20日、SK I 02の確認面から50cm下で火山灰を検出。23日、鍛造剥片の有無を調べるため、SK I 02床面付近の土を採取《鍛造剥片はなかったが、骨片が含まれていたことが判明》。26日、L区土層断面撮影。27日、N・Q・P区を設定し、掘り下げ開始。30日、N区でSK I 02の西端部を確認。

7月2日、SK I 04で土師器環が出土。P区では古代の遺構を検出《SK I 22》。9日、SK I 22の東端部の確認のため、R区の掘り下げを行い、焼土集中区《SN12》を検出。SK I 02土層断面図



第4図 政庁西側地区の地形と第137次調査区の位置図



図版1 調査前の状況

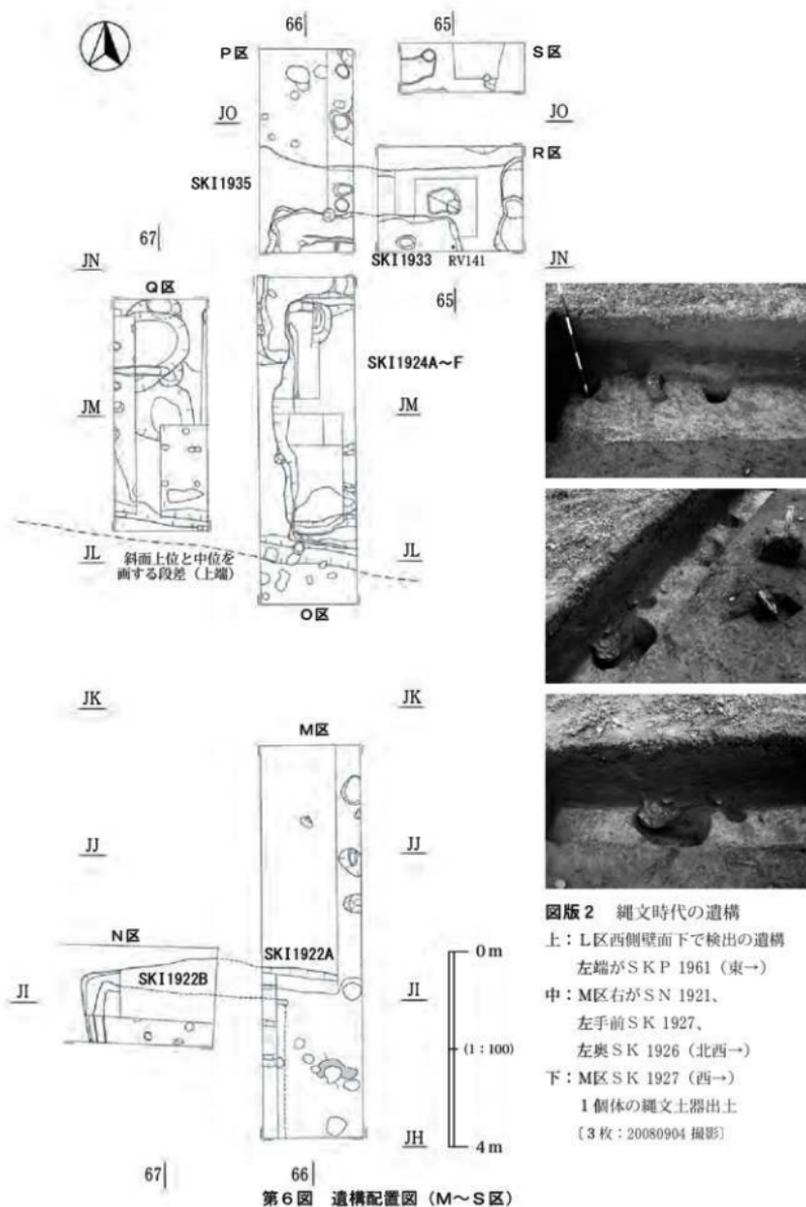
上：斜面中位から上位面を臨む（北東→）

現況でも両面間に段状の地形が観察される

中：上位面から中・下面を臨む（南西→）

下：上位面の状況（北東→） [3枚：20080422撮影]

第5図 遺構配置全体図



作成（N区南側）。10日、P区を北側に拡張。11日、SK I 02床面で溝跡を確認《SK I 02B》。13日、秋田県埋蔵文化財センターが主催する「ふるさと考古学セミナー」で現地公開と説明会を実施。17日、整地層2の厚さを調べるため、Q区中央にサブトレンチを設定。SK 40を検出。29日、SK I 22で漆紙出土。8月5日、P区でSK I 22に切られるSK I 27を検出。S区を設定して掘り下げ開始。6日、SK I 22完掘平面図作成。18日、遺構実測。19日、高梨小学校職員見学のため来跡。25日、R区東側にサブトレンチを設定して掘り下げ。26～27日、O区東側土層断面図を作成。28日、全景撮影及び各遺構の写真撮影。9月2日、SK I 04東側の平坦面が竪穴建物跡の床面であることが分かり、SK I 34とした。R区東側断面にてSB38柱穴掘形を検出。5日、私田柵跡調査指導委員会開催。調査区を視察していただき指導を受けた。9月6日から補足調査を実施、以降は現地公開等に備え現状保存を行った。11月5日から埋め戻しを行い、10日に完了した。

## 第2節 検出遺構と遺物

### 1 基本層序

調査区の基本層序は、斜面上位平坦面部L区西側壁面で観察した結果を掲載する。

第Ⅰ層：暗褐色シルト質土（10YR3/4）腐葉土層（a）・表土層（b）、層厚25～65cm

第Ⅱ層：極暗褐色シルト質土（7.5YR2/3）層厚5～20cm、部分的に欠落する

第Ⅲa層：黒褐色シルト質土（10YR3/2）炭化物が混入する、層厚10～20cm

第Ⅲb層：黒褐色シルト質土（10YR2/3）層厚10～30cm

第Ⅳ層：にぶい黄褐色土（10YR4/3）地山漸移層、層厚5～10cm

第Ⅴ層：黄褐色粘土（10YR5/6）地山土

過去の調査事例（第122・126・135次）を参照すると、第Ⅱ層面で確認される遺構が中世あるいは中世以降の構築である。第Ⅲb層上位では古代、第Ⅲb層以下では縄文時代の遺構が検出される。L区南側では、第Ⅲb層下位に2枚の整地層（第Ⅲc・d層）が観察され、両面を掘り込み面とする縄文時代の遺構も確認された。第Ⅲc層：暗褐色シルト質土（7.5YR3/3）～褐色シルト質粘土（7.5YR4/4）層厚10～25cm、第Ⅲd層：黒褐色シルト質土（10YR3/2）層厚15cm前後。

本調査で検出された遺構・遺物は、古代と縄文時代に限られ、第Ⅱ層面での遺構は認められなかった。

### 2 古代の検出遺構と遺物

精査の結果、確認された古代の遺構は、竪穴建物跡10棟、土坑14基、掘立柱建物跡（柱穴掘形）1基、溝状遺構1条、焼土遺構1基、柱穴35基である。北側斜面上位平坦面にあたるL区（第7図）では古代の遺構は確認できなかった。

#### （1）北側斜面上位緩斜面部の遺構

本区域、M・N区での遺構は竪穴建物跡2棟のみである。M区の中央から北寄りでは、縄文時代の遺構と遺物がまとめて確認されており、古代における整地等の土地改変は観察できなかった。

## SK I 1922A・B 竪穴建物跡（第8・9図、図版9）

M・N区に跨って検出された。M区中央部、第Ⅲa層下面から竪穴の北壁が確認されたことから、西側に新たにN区を設定して精査を行い、西壁の一部を把握したものである。同竪穴確認面からは、L字状の溝跡も確認され、SK I 1922A堆積土を切り込むSK I 1922Bが存在していたことも明らかとなった。

SK I 1922Aの規模は、東西5.61m以上、南北3.50m以上で、隅丸方形を呈していたと思われる。床面には地山粘土ブロックを主とする盛土（19a・b層）による貼床が見られ、最大厚は42cmである。19b層には炭化物が多く含まれていた。M区南側の床面上には、厚さ3cm程度の不整形の焼土面（20層）が確認された。壁は垂直に近い状態で立ち上がり、確認面からの床面までの深さは36cmである。堆積土は5層（13～17層）に分けられた。13層は中位に火山灰が水平に分布する自然堆積層である。14～17層は人為的に埋め戻された層位であるが、そのうち16層土は北側に厚く堆積する。

SK I 1922Aは堆積土の観察から、火山灰降下以前に構築された竪穴と判断される。廃棄の際、北側を重点的に埋められたものの、南側は十分に埋め尽くされずに放置され、それ以後自然に埋もれていく過渡期に火山灰の降下を迎えている。

床面上の土を篩いかけた結果、鍛造剥片は見つからなかったが、M区南端部の床面では少量の骨片が発見された。

SK I 1922Bは、SK I 1922Aの廃棄後、旧表土面まで平坦化された段階において、方形状に巡る溝が掘り込まれる。溝はN区南側壁面で観察すると、幅35cm、深さ40cmの掘形内に厚さ10cm程度の板材の痕跡が見られ、本遺構は板壁をもつ建物跡と推定された。溝は西側、北側に認められ、東側では明確にできなかったものの、M区南側壁面で幅12～20cm、深さ40cmの板壁痕跡があることから、少なくとも南側を除く3面に板材が建て並べられていたと想定される。東西方向の規模は3.84m、南北の現存する長さは2.83mである。

堆積土は、板材の痕跡（9層）が黒～暗褐色シルト質土、裏込め土（10・11層）は、地山ブロックが混入する暗褐色土によって充填される。

出土遺物は、土師器杯・甕、須恵器杯・蓋・甕・壺、羽口、縄文土器がある。

## （2）北側斜面中位の整地層と遺構

本区域、O～S区では第Ⅲa層下位から整地層（土層図ではMで表示）が複数面検出され、ここを掘り込み面とする遺構や整地層除去後に確認された遺構も重層的に発見された。本項では上層に形成された整地層1と下位の整地層2、さらに下層で確認された整地層3～8の概要を記述した後、個別の遺構の報告を行う。

【整地層1】区域内に広く分布する。黒褐色シルト質土（7.5YR3/2）に炭化物・焼土・地山ブロック土が混入する。層厚はO区で20cm前後、他区では10～20cm程度である。本層を掘り込み面とする柱穴等も確認された。

【整地層2】整地層1の下層にあたり、区域内に広く分布する。土質・土色から、地山粘土を主として構成される褐色シルト質粘土（7.5YR4/3～4/4）をM2、赤褐色の地山粘土（5YR4/8）をM2①、黒褐色シルト質土（7.5YR3/2～2/3）を主とするものをM2②とした。M2①②は、主にO・Q区で確認された。層厚はQ区で30cm前後、O区で25cm程、他区では10～20cmである。本層を掘り込み面とす

北側斜面中位における遺構・整地層の新旧関係一覧

		O区	P区	Q区	R区	S区
新	↑	—	—	—	SKP1983	—
		Ⅲ a 層	Ⅲ a 層	Ⅲ a 層	Ⅲ a 層	Ⅲ a 層
		SP1964 SKP1968	SKP1984	SKP1971	SKP1981 SKP1982	
		整地層 1	整地層 1	整地層 1	整地層 1	
		SK1934 SK1939 SKP1930 SKP1929 SKP1965 SKP1966 SKP1967 SKP1988		SK1974 SK1946 SKP1972 SKP1973 SKP1978	SN1928 SK1947 SK1948 SK1944 SK1952	
				整地層 2 ①		
				整地層 2 ②		
				SD1931 SKP1969 SKP1970		SKP1986
		整地層 2	整地層 2	整地層 2	整地層 2	整地層 2
		SKI1924A ~ F-- SKI1933--SKI1938	SK1954--SKI1933	SKI1938	SB1941	
			整地層 3		整地層 3	整地層 3
					SK1945 SKP1989	
					整地層 4	
		SKI1935		SKI1935--SK1943	SKI1935	
			整地層 5		整地層 5	
	SKP1985--SK1949		SK1953A--SKP1953B			
	整地層 7		整地層 6			
	整地層 8		整地層 7			
			整地層 8			
旧	↑		Ⅲ b 層			SK1936 SK1940 Ⅲ b 層 SK1937 Ⅲ c 層
			SN1951 SK1955			
			Ⅲ d 層			
		N/V層				

る土坑・柱穴等も確認された。また、同面上（Q区）の土を篩いにかけてところ、鍛造剥片が一定量見つかると、明確な遺構の確認はできなかったものの、本面を作業面とする鍛冶工房が存在していた可能性が高い。

【整地層 3】整地層 2 の下層にあたり、斜面下位寄りの P・R・S 区に分布する。暗褐色シルト質土（7.5YR3/3）に少量の炭化物と地山粘土が混入する。層厚は 10cm 前後である。

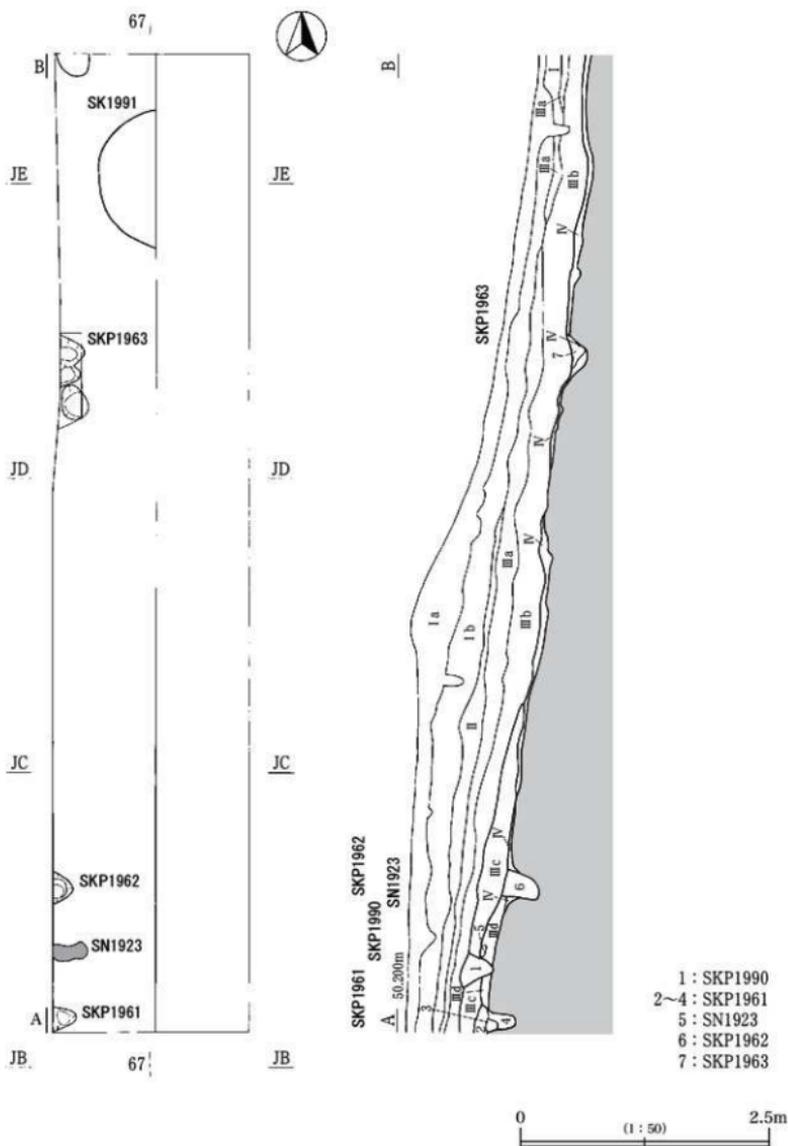
【整地層 4～8】整地層 3 の下層にあたり、斜面下位寄りの狭い範囲に分布する。整地層 4 は、黒褐色シルト質土（7.5YR2/3）に焼土、炭化物、地山粘土ブロック土が少量混入。整地層 5 は、褐色シルト質土（7.5YR4/6）に地山ブロック土が混在。整地層 6 は、暗褐色シルト質土（7.5YR3/3）に炭化物と地山ブロック土が少量混入。整地層 7 は、黒褐色シルト質土（7.5YR2/3）に地山ブロック土が少量混入。整地層 8 は、褐色シルト質土（7.5YR4/6）に地山粘土が混入。各整地層の厚さは 10～15cm 程である。

整地層と遺構の重複・新旧関係は上表にまとめた。

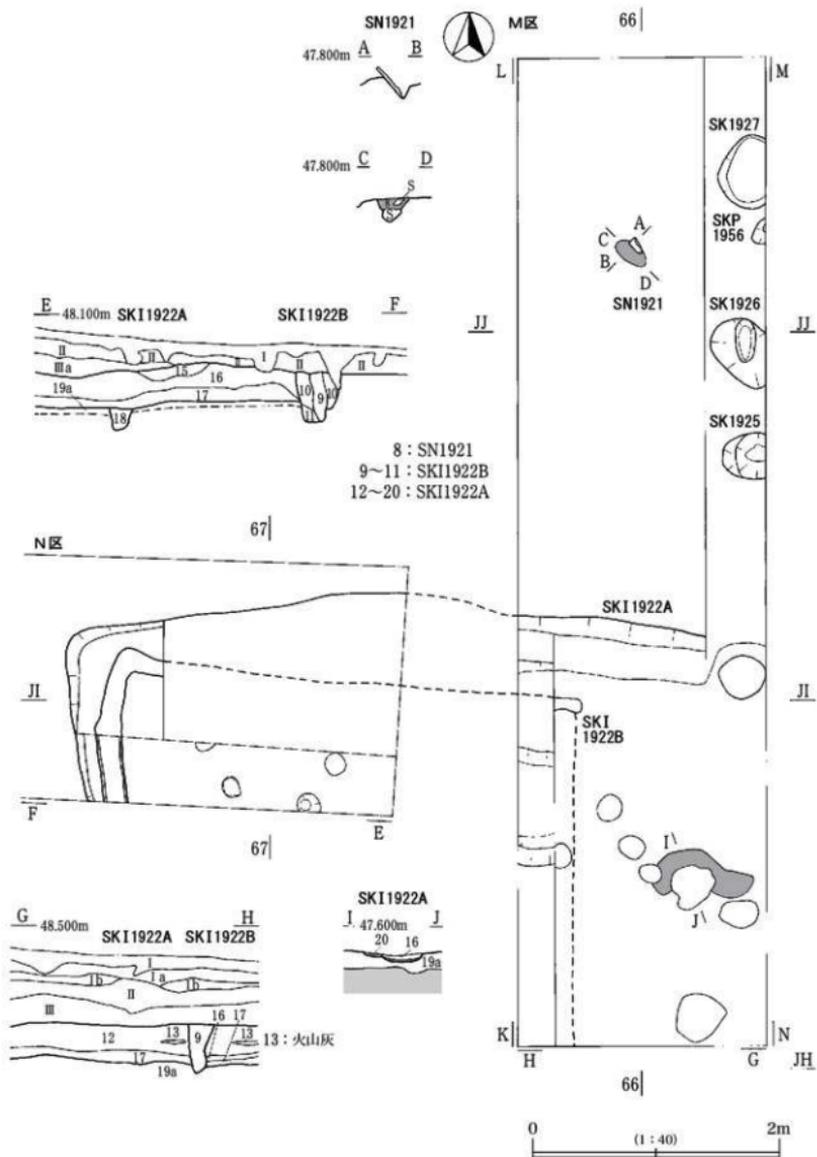
### ① 竪穴建物跡

#### SK1924A～F（第 10・11 図、図版 3・7）

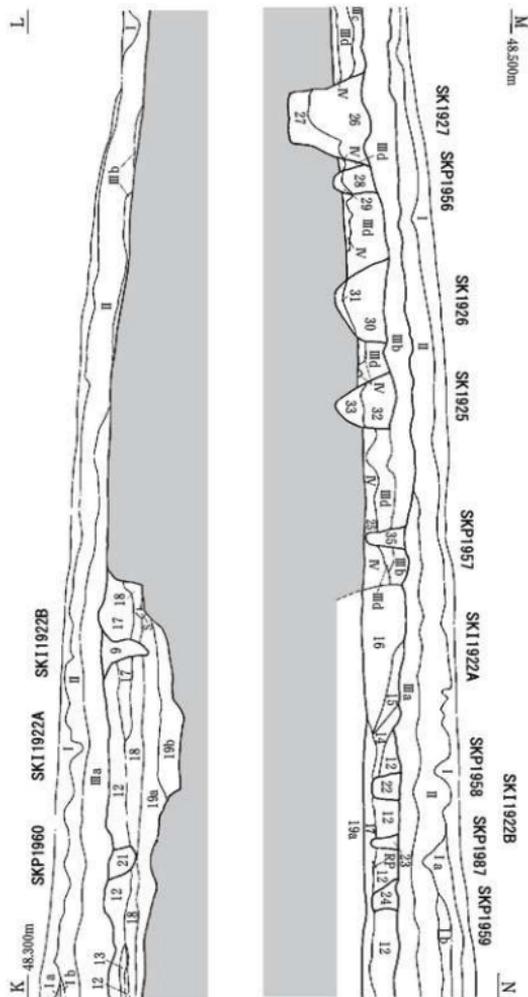
O 区整地層 2 の直下で竪穴状の遺構が確認された。当初は東壁側が調査区外に及ぶ一辺が 5 m 程の竪穴と想定していたが、トレンチ東壁面での土層と平面プランの観察から、ほぼ同位置での重複・



第7図 L区の遺構と土層図



第8図 M・N区の遺構と土層図(1)



- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 9・12～19a・b : SKI1922B<br>(13 : 火山灰) | 30・31 : SK1926 |
| 21 : SKP1960                        | 32・33 : SK1925 |
| 22 : SKP1958                        |                |
| 23 : SKP1987                        |                |
| 24 : SKP1959                        |                |
| 25 : SKP1957                        |                |
| 26・27 : SK1927                      |                |
| 28・29 : SKP1956                     |                |

第9図 M・N区の遺構と土層図(2)

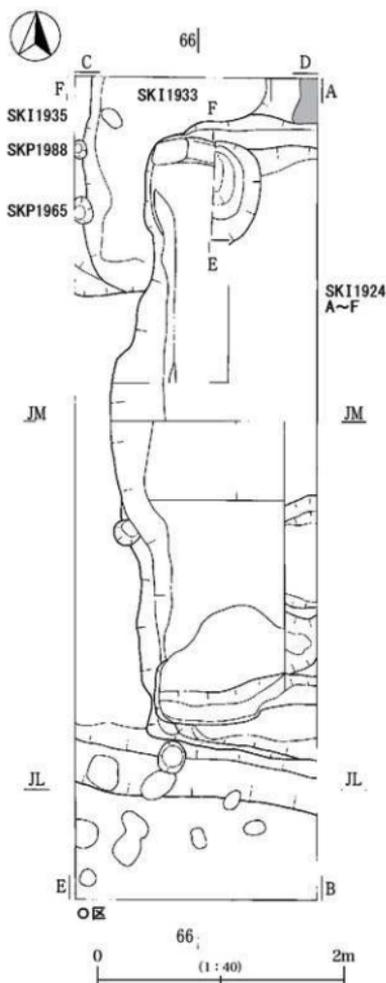
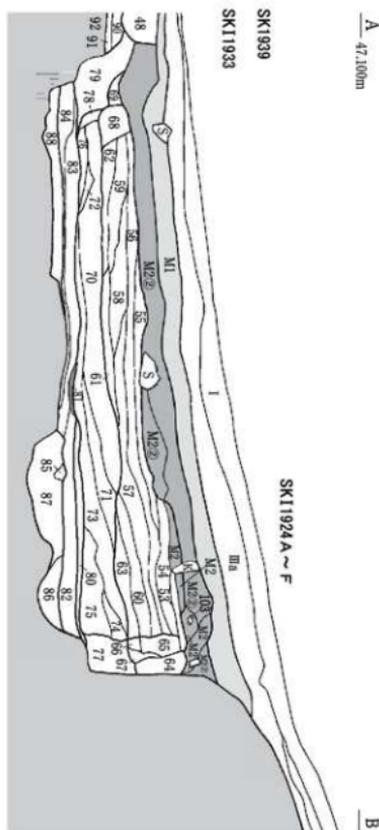
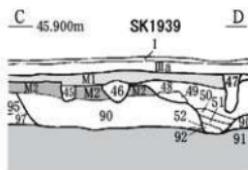
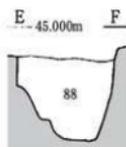
嵩上げが6時期ある堅穴建物跡であることが判明した。新旧関係は、上表のとおりである。

SK I 1924 Fは、凹凸のある掘形底面に赤みがかった褐色地山粘土(7.5YR4/3)を主とする盛土(85～88層)で床面が構成される。南・北壁の立ち上がりは明瞭ではないが、両壁面下には幅10～26cmの壁溝の痕跡が認められた。その深さは1～2cmであり、壁材は床面を深く掘り込むことなく設置されていたと推測される。南北方向の長さは4.75mである。

SK I 1924 Eは、F期床面上に厚さ10～15cmの黒褐色土(84層)と地山ブロック土(82・83層)による貼床が施される。壁面は南北ともF期の外方に拡張させ、長さは5.23mである。壁溝は未確認である。貼床面中央には焼土面(81層)が確認された。焼土面周辺の土は篩いにかけたが、鍛造剥片は見つからなかった。

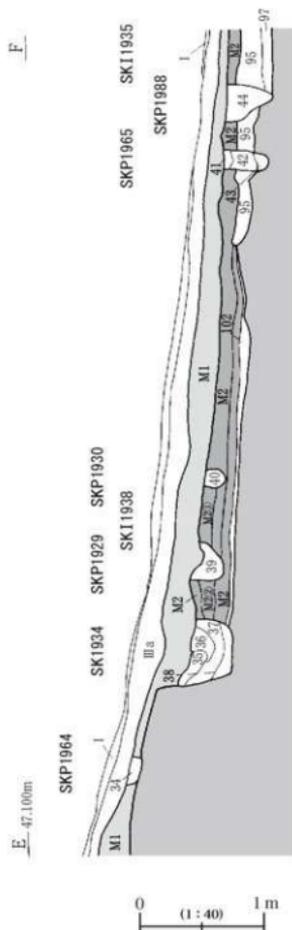
SK I 1924 Dは、E期床面上に厚さ5cm前後の貼床(80層)を施すが、堅穴の北側はE期床をそのまま使用していたと推測される。南側壁面はE期壁面をそのまま利用するが、北側壁面は地山土(79層)による埋め立てに伴いE期より南側に移動し、その長さは

- 45 : SKP1966
- 46 : SKP1967
- 47 : SKP1968
- 48 ~ 52 : SKI1939
- 53 ~ 88 : SKI1924A ~ F
- 90 ~ 92 : SKI1933
- 95 ~ 97 : SKI1935
- 103 : 火山灰

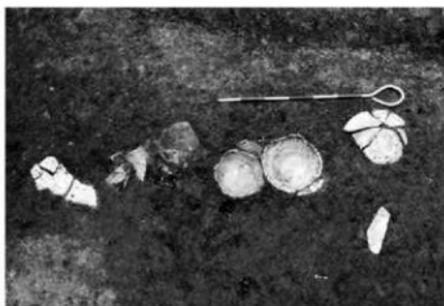


第10図 O区の遺構と土層図(1)

- 34 : SKP1964
- 35~38 : SK1934
- 39 : SKP1929
- 40 : SKP1930
- 41 ~ 43 : SKP1965
- 44 : SKP1988
- 95・97 (93 ~ 100) : SKI1935
- 102 : SKI1938



第11図 ○区の遺構と土層図(2)



図版3 SK I 1924 遺物出土状況

上 : SK I 1924 B (北西→) (20080626撮影)

中 : SK I 1924 B床面出土(北→) 右端は倒位、左隣の2個体は正位 (20080626撮影)

下 : SK I 1924 B・C床面出土(東→)、ピンボールの右側がB面、左側がC面 (20080703撮影)

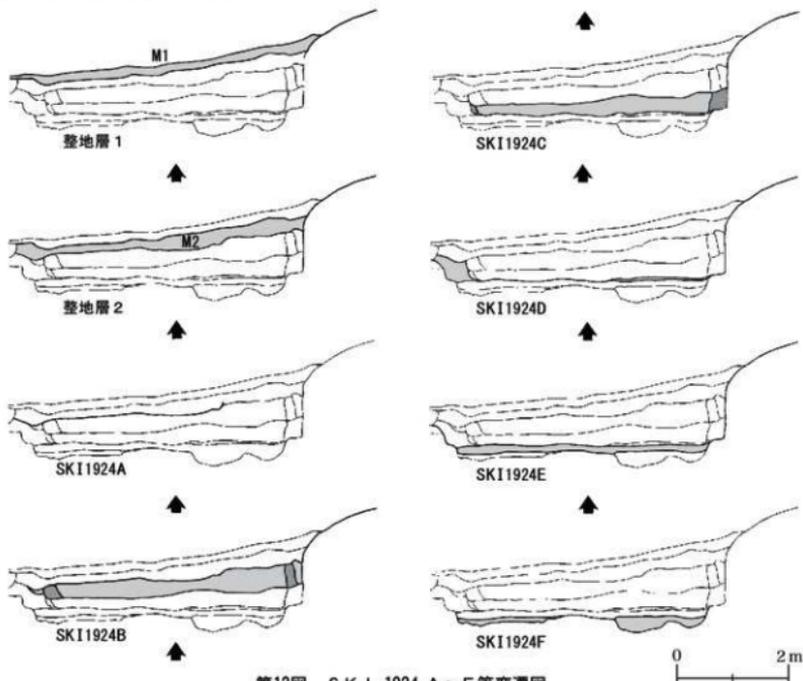
4.85mに縮小する。壁溝は未確認である。

SK I 1924 Cは、D期床面上に厚さ20～38cmの地山粘土を含む黒褐色シルト質土（70～76層）による貼床が形成される。両壁面下には、D期床面を下端とする壁溝（77・78層）が新設される。竪穴の規模は、D期と同じである。

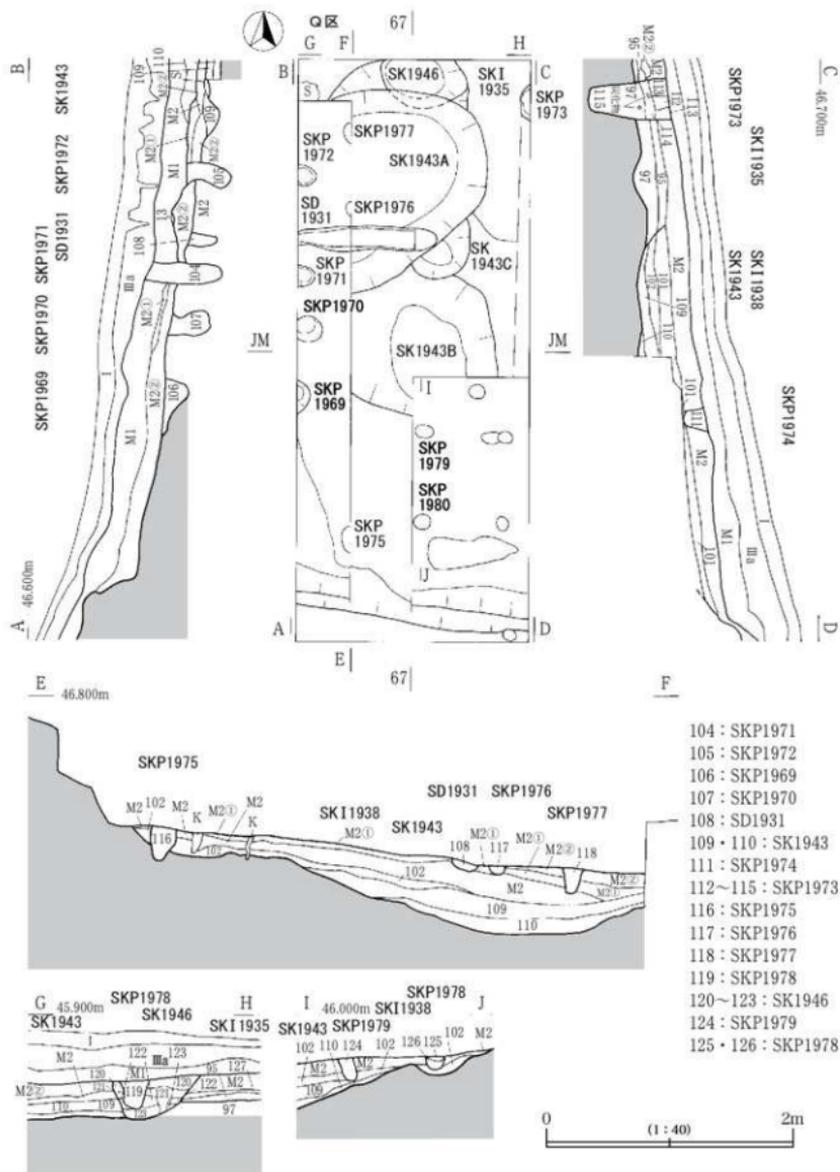
SK I 1924 Bは、C期床面上に厚さ40cm前後の盛土（54～63層）を行い床面を形成させている。北側壁面は北側に拡張させ、長さは5.22mとなる。ただし、壁溝のうち板材埋設部（65～67層と68層）には外側に裏込め土（64層と69層）が確認されたことから、板壁で囲まれた長さは、前期であるC期と大きな変動はないと推測される。南側板材埋設部（65～67層）の幅は15～18cmである。

SK I 1924 Aは、B期床面を削土して構築されるが、南側壁面の立ち上がりが確認されたのみであり、詳細は不明である。この後に整地層2が形成される。整地層2に火山灰のブロックが含まれることから、F～A期の竪穴は火山灰降下前に構築と廃棄を繰り返していたことになる。

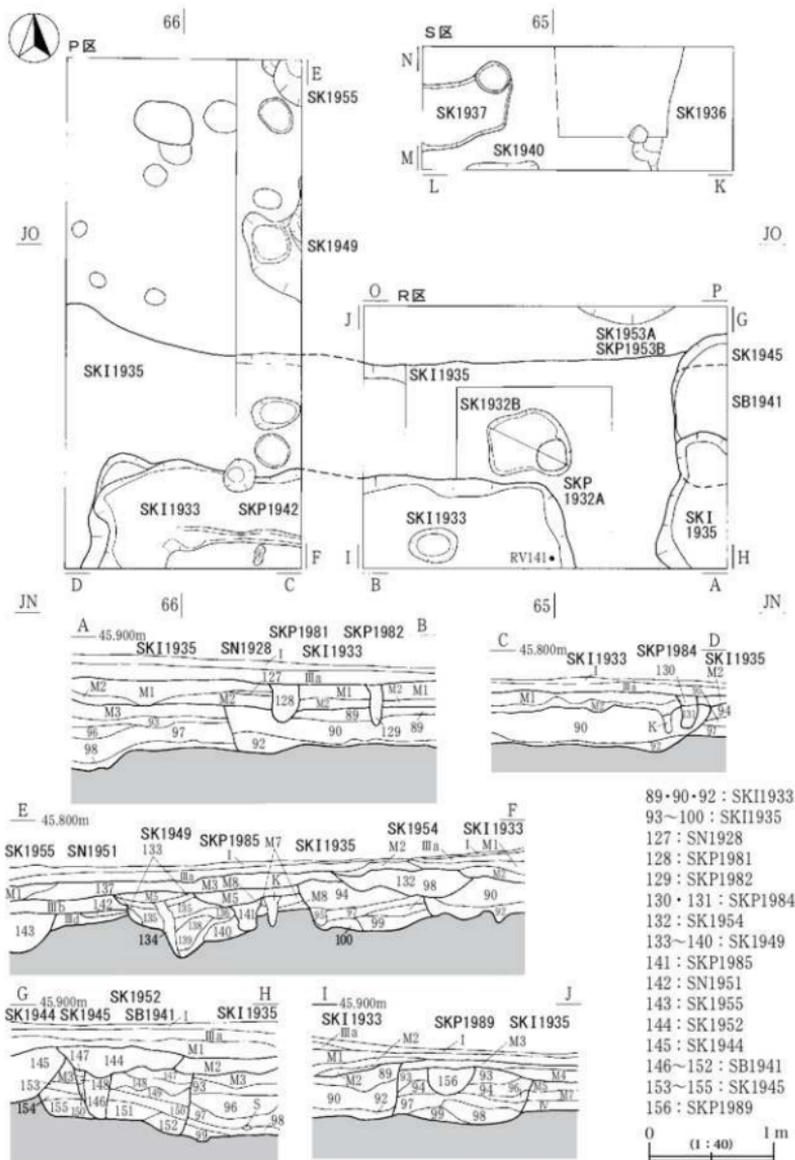
出土遺物には、土師器杯・甕・鍋・壺、須恵器杯・甕、緑釉陶器、土玉、縄文土器がある。B・C期の床面上には完形の土師器・須恵器杯等が正位・倒位で並べられていた（図版3）。これは新期の竪穴（A・B期）構築にあたって旧期床面上に土器類を埋置した結果と類推される。また、SK I 1924 C出土の須恵器杯には、「没」の墨書が認められた。同文字の墨書土器は私田柵跡では初見であり、秋田城跡を含む県内にも類例はない。



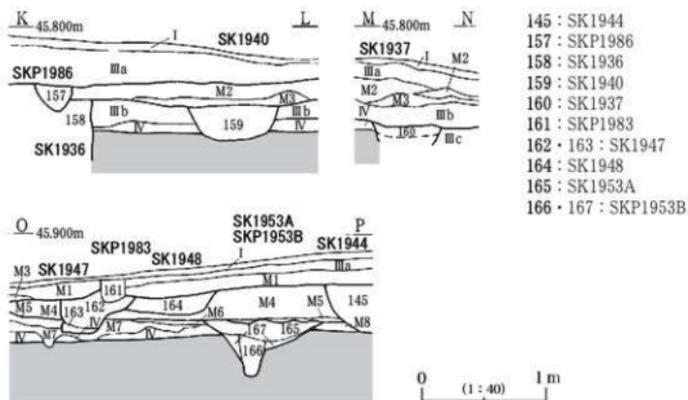
第12図 SK I 1924 A～F等変遷図



第13図 Q区の遺構と土層図



第14図 P・R・S区の遺構と土層図(1)



第15図 P・R・S区の遺構と土層図(2)



図版 4



上：R区SK I 1933 東側土層  
 (北→) [20080729 撮影]  
 下：同上東側床面出土の漆紙  
 (R V 141) 出土状況(北→)  
 [20080905 撮影]

**SK I 1933** (第10・14・15図、図版4上・8下)

〇区北側～P・R区南側の整地層2直下で確認された。規模は、東西方向の長さ4.02m、南北方向の幅3.24mで隅丸方形を呈すると思われる。床面には厚さ15cm程度で貼床(92層)が施されており、中央部には厚さ5cmの焼土面(〇区北東隅91層)がある。床面までの深さは36cmである。P区南側で貼床を除去したところ、北壁から南に約60cmの位置で幅12cm、深さ11cmの溝が同壁に平行して東西に延びていた。堆積土は、地山ブロックが混入する黒褐色土で人為的に埋め戻された89・90層で構成される。

出土遺物には、土師器環、須恵器甕、羽口、縄文土器がある。また、貼床面直上から細片化した漆紙(RV141、図版4下)も出土した。赤外線カメラで観察したが、文字等は確認できなかった。なお、中央部の焼土周辺の土を篩いにかけてが鍛造剃片は見つからなかった。

**SK I 1935** (第10・14・15図)

〇・Q区北側～P・R区で確認された。P・R区SK I 1933の北側でこれと同一軸線方向を示す壁面の立ち上がりを発見し、これがSK I 1933を囲い込むように〇・Q区まで延びていることが判明した。規模は不明確ながら、東西5.44m以上、南北3.45m以上であり、東西ともP・R区の外側に及ぶ。床面は厚さ15～25cm程の貼床(97～100層)によって平坦化されており、確認面からの深さは40cmである。堆積土は大きく3層に分けられた。93・94層は埋め戻された黒褐色土であるが、1層には多くの地山ブロック土が混入している。なお、貼床を構成する96層は黒褐色土、97～100層は地山ブロック土を多く含む。

出土遺物には、少量の土師器片と縄文土器がある。

**SK I 1938** (第10・11図)

〇区西側壁面土層観察により、整地層2面下から貼床層(102層)が検出され、それに連続する竪穴南壁面の立ち上がりを確認した。残存する規模は、南北2.5m、東西1.44mである。軸線方向は東側に隣接するSK I 1924A～Fと同じである。黒褐色土が混ざられた地山ブロック土からなる貼床の厚さは4cmであり、その上位には整地層2土で埋められている。本竪穴は整地層2を構築する際に一緒に埋め戻されたものと思われる。遺物の出土はない。

**②柱穴掘形**

**SB 1941** (第14図)

R区東端で柱穴掘形1基が確認された。掘り込み面は整地層3であり、SK1952に切られ、SK I 1935、SK1945を切る。掘形の規模は、南北方向の長さが92cm、深さ44cmであり、掘形内北寄りには径20cmの柱痕(黒褐色土、146層)が明瞭に観察された。掘形埋土は黒褐色シルト質土と地山粘土が版築状に積み重ねられていた(147～151層)。掘形南側の最下部(152層下)には径33cmの柱痕プランが認められたことから、本柱穴は、掘形を共有する2時期であったことが判明した。同様の柱穴掘形は調査区内では発見できなかったことから、建物を構成する他の柱穴は調査区外東側に存在していたと推測される。

**③土坑**

**SK 1932B** (第14図)

R区中央、SK I 1935貼床面上で確認された。SKP1932Aにより切り込まれる。規模は東西64cm、南北48cmの隅丸方形を呈する。確認面からの深さは10cmである。遺物は土師器、須恵器環が出土した。

**SK 1934 (第11図)**

〇区南西部、整地層2而上で確認された。SK I 1938を切る。規模は南北53cm、深さ31cmである。底面は平坦で、壁は垂直に立ち上がる。堆積土は主に黒褐色土が入っているが、地山ブロック土の混入度合いで4層に分けられた。36・37層土は、整地層2に由来すると思われる。遺物の出土はない。

**SK 1939 (第10図)**

〇区北東部、整地層2而上で確認された。SK I 1924D・1933を切る。調査区北・東側が調査区外に達するので詳細は不明であるが、残存する規模は東西82cm、南北26cm、深さ37cmである。堆積土は、整地層2に由来する暗褐色土(48層)や地山ブロック土(49・50層)、SK I 1933堆積土由来と見られる黒褐色土(51層)やSK I 1933貼床に由来する層(52層)が認められる。遺物の出土はない。

**SK 1943A～C (第13図)**

Q区の地山面で楕円状を呈する土坑が3基重複して確認されたが、土層観察から掘り込み面は整地層2の下面にあたる。3基間の重複は不明であるが、SK I 1935貼床を切り、SK 1946に切られる。

規模は確認された長さで、SK 1943Aで1.85m、SK 1943Bが1.32m、SK 1943Cが0.34mである。これらの最深部の深さは28cmであった。堆積土の観察では、3基とも同時の人為堆積と見られ、109層に黒褐色土、110層には地山土を用いた埋め戻しがされている。埋め戻し土と隣接するSK I 1938の貼床土を観察すると、SK 1943A～CはSK I 1938の構築に伴い埋め立てられた可能性がある。

出土遺物は土師器環と縄文土器である。

**SK 1944 (第14図)**

R区北東部の土層断面で確認された。SK 1945を切り、SK 1952に切り込まれる。形状は不明ながら、南北46cm以上、東西40cm以上、深さ38cmである。底面は丸く窪み、壁面との境は不明瞭である。堆積土層は、整地層4を構成する土で占められており、人為的である。遺物の出土はない。

**SK 1945 (第14図)**

R区東側～南側土層壁面で確認されたが、SB 1941、SK 1944・1952に切り込まれているため、掘り込み面は不明である。現状での規模は、南北34cm、東西59cm、深さ29cmである。底面は平坦で壁の立ち上がりは急である。堆積土内には、SK I 1935貼床土と同質の層位(153～155層)が認められ、同壁構築の際に人為的に埋め戻された可能性がある。遺物の出土はない。

**SK 1946 (第13図)**

Q区北側壁面、整地層2而上で確認された。SK I 1935、SK 1943A～Cを切り、SK P 1978に切られる。規模は、東西70cm、南北28cm以上の楕円形を呈すると推測され、深さは31cmである。

堆積土は4層に分けられ、暗褐色シルト質土と整地層2と同質の地山ブロック層が散在様に入れている。遺物の出土はない。

**SK 1947 (第15図)**

R区北側土層壁面の整地層1直下で確認された。SK 1948を切る。規模は東西54cm、深さ27cmである。堆積土は2層に分けられ、整地層4に由来する黒褐色土に炭化物と地山ブロック土が微量混入した162層の下位に、地山ブロック土で構成される163層が認められる。遺物の出土はない。

**SK 1948 (第15図)**

R区北側の整地層1直下で確認された。西側をSK 1947に、上面をSK P 1983に切られる。規模は

東西62cm、深さ12cmである。堆積土は整地層3の黒褐色土に炭化物と焼土が混入したシルト質土の単一層である。遺物の出土はない。

**SK 1949 (第14図)**

P区東側壁寄りの地山面直上で確認された。SK P 1985に切られる。土坑は不整形で底面も凹凸のある形状を示すが、その西端部を確認したに留まり、規模は不明確である。堆積土は7層に分けられたが、黒褐色土を主とした人為堆積であり、地山ブロック土の混入度合い等で分層している。遺物の出土はない。

**SK 1952 (第14図)**

R区東側で確認された。掘り込み面は整地層2であり、SB 1941とSK 1944を切る。規模は南北方向の長さ102cm、深さ26cmであり、起伏のある底面から緩やかに壁が立ち上がる断面形である。堆積土は、整地層2に由来する地山ブロック土に炭化物・焼土・黒褐色土が混在した単一層(144層)である。このことから上位の整地層1造成に伴い人為的に埋められたと推測される。遺物の出土はない。

**SK 1953A (第15図)**

R区北側で確認された。掘り込み面は整地層6であり、SK P 1953Bを切り込んで構築される。形状は不明確であるが、東西の長さは96cm、深さは18cmであり、壁面は底面から丸みを帯びながら立ち上がる。堆積土(165層)は、暗褐色シルト質土(7.5YR3/3)の単一層である。上位に整地層5が形成される。遺物の出土はない。

**SK 1954 (第14図)**

P区東側で確認された。SK I 1933・1935を切り、土坑上面には整地層2が形成される。規模は東西108cm、深さ23cmである。断面形状は、起伏のある底面から緩やかに立ち上がる。遺物の出土はない。

**④焼土遺構**

**SN 1928 (第14図)**

R区南側で確認された。検出面は整地層2上面であり、長さ35cm、厚さ3cm程である。焼土周辺の土を篩にかけたところ鍛造剥片が数点見つかったことから、鍛冶炉底の酸化面であった可能性がある。

**⑤溝跡**

**SD 1931 (第13図)**

Q区の整地層2上面で確認された東西方向の溝跡である。長さは1.12m以上、幅0.19mで西側が調査区外に及ぶ。西側が深くなっており、最深22cmである。堆積土は黒褐色土の単一層である。遺物は少量の縄文土器が出土した。

**⑥柱穴**

柱穴は35本を確認した。検出位置や法量、掘り込み面、重複は下表にまとめた。

番号	検出区	掘り込み面	規模	重複等
1932A	R区		径25cm、深さ12cm	SK 1932Bを切る
1953B	R区		径22cm、深さ35cm	SK 1953Aに切られる
1929	O区	整地層2	径32cm、深さ26cm	SK I 1938の上位に位置
1930	O区	整地層2	径14cm、深さ18cm	SK I 1938の上位に位置
1942	P区		径28cm、深さ29cm	SK I 1933を切る
1957	M区	SK I 1922Bと同一面	径19cm、深さ31cm	
1958	M区	13層上面	径22cm、深さ22cm	

番号	検出区	掘り込み面	規模	重複等
1959	M区	13層上面	径26cm、深さ23cm	
1960	M区	第三a層直下	径24cm、深さ23cm	
1964	O区	整地層1	径22cm、深さ10cm	
1965	O区	整地層2	径17cm、深さ36cm	SK I 1935を切る
1966	O区	整地層2	径12cm、深さ12cm	SK I 1933の上位に位置
1967	O区	整地層2	径23cm、深さ18cm	SK I 1933の上位に位置
1968	O区	整地層1	径15cm、深さ31cm	SK I 1939の上位に位置
1969	Q区	整地層2	径46cm、深さ19cm	
1970	Q区	整地層2	径17cm、深さ32cm	
1971	Q区	整地層1	径17cm、深さ59cm	
1972	Q区	整地層2	径17cm、深さ36cm	
1973	Q区	整地層2	径34cm、深さ65cm	
1974	Q区	整地層2	径17cm、深さ18cm	
1975	Q区	整地層2	径21cm、深さ29cm	
1976	Q区	整地層2①	径13cm、深さ7cm	
1977	Q区	整地層2②	径15cm、深さ22cm	
1978	Q区	整地層2②	径23cm、深さ23cm	SK I 1946を切る
1979	Q区	整地層2	径12cm、深さ19cm	
1980	Q区	整地層2	径15cm、深さ11cm	
1981	R区	整地層1	径23cm、深さ31cm	SN 1928を切る
1982	R区	整地層1	径13cm、深さ33cm	
1983	R区	第三 a層	径20cm、深さ18cm	SK I 1947を切る
1984	P区	整地層1	径17cm、深さ27cm	SK I 1933を切る
1985	P区	整地層5	径23cm、深さ21cm	SK I 1949を切る
1986	S区	整地層2	径30cm、深さ21cm	
1987	M区	13層上面	径12cm、深さ23cm	
1988	O区	整地層2	径31cm、深さ36cm	SK I 1935の上位に位置
1989	R区	整地層3	径38cm、深さ21cm	SK I 1935を切る

### 3 縄文時代の遺構と遺物

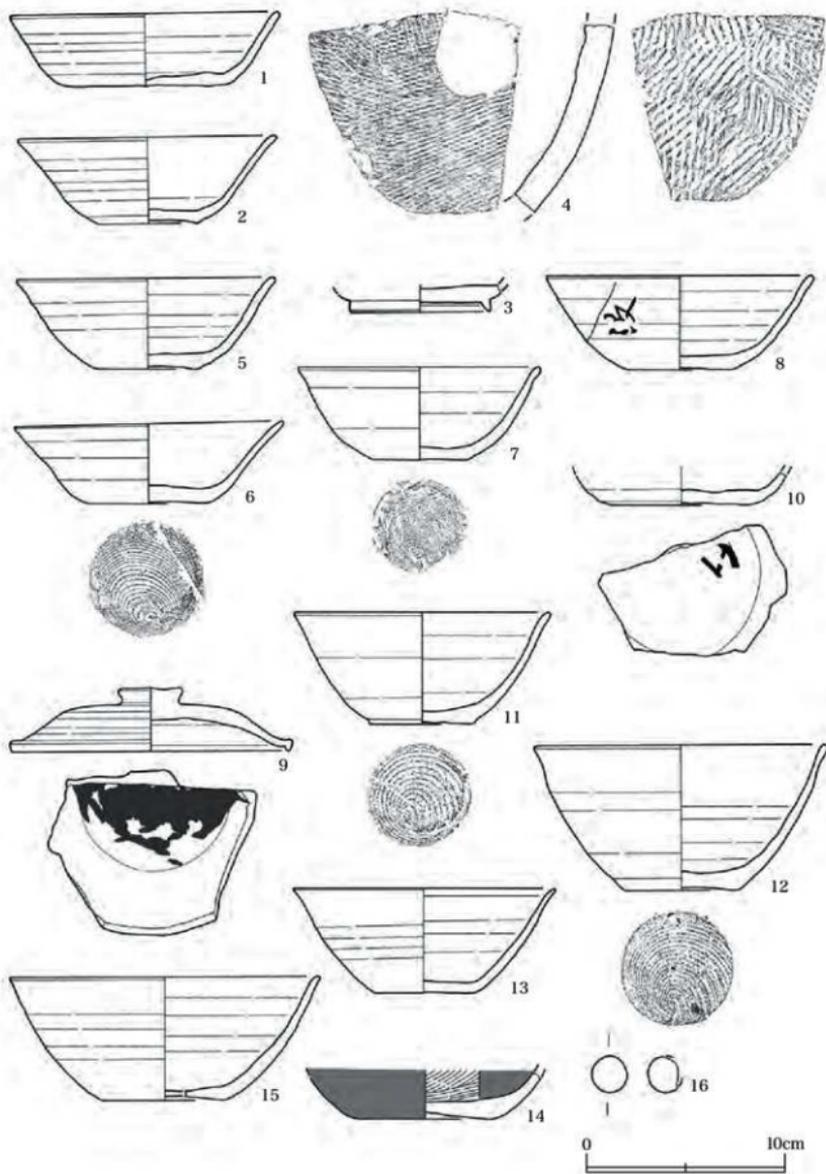
縄文時代の遺構は、L・M・P・S区で検出された。土坑5基、焼土遺構3基、柱穴8本である。遺構の構築時期は、出土遺物から前期であり、斜面上位から中位の調査区ほぼ全域に広がっていたことが確かめられた。出土遺物には、土器類の他、石鏃・石筈・石匙等の石器類があり、量的には中コンテナ（容積18ℓ）で9箱分である。検出された遺構の概要は次のとおりである。

L区では、第三b層下に2枚の遺構面が確認され、上位面（第三c層）からはSK P 1990が、下位面（第三d層）からはSK P 1961・1962、SN 1923などが検出された（第7図、図版2上）。

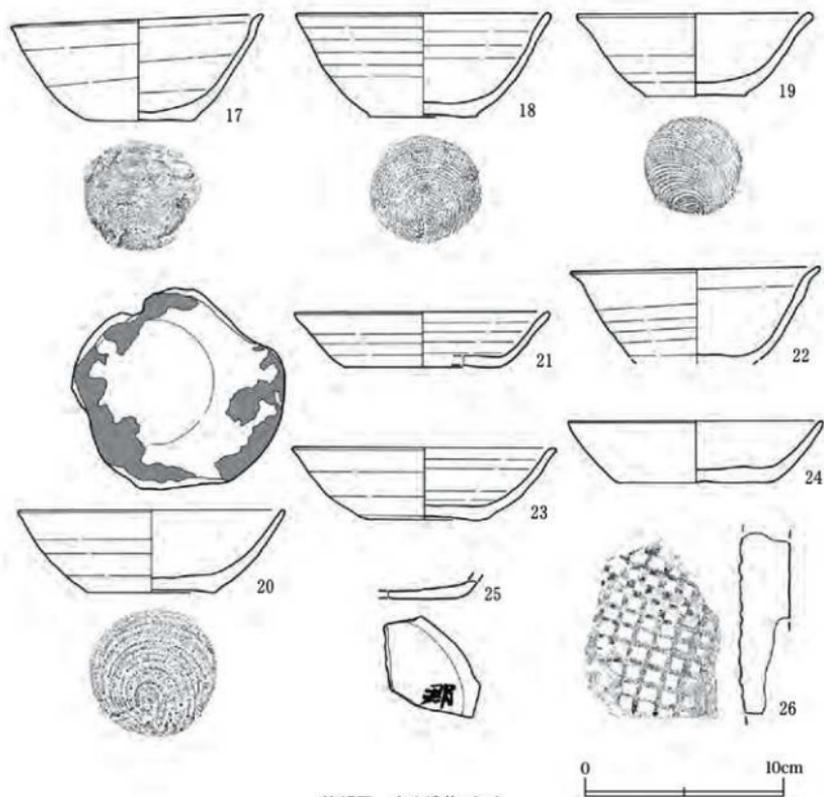
M区中央から北寄りでは、第三d層を掘り込み面とする土坑（SK 1925～1927）、柱穴（SK P 1956）、板状の立石を伴う焼土遺構（SN 1921）が検出された。SK 1927とSK P 1956は重複していることから、一定期間の存続が推測される。なお、SK 1927からは1個体分の縄文土器が出土した（第8図、図版2）。

P区北端部では、第三d層から土坑（SK 1955）と焼土遺構（SN 1951）が検出された。SN 1951の焼土ブロックは、隣接する古代の土坑であるSK 1949内に一部が落ち込んでいることが確認された。

S区では、3基の土坑（SK 1936・1937・1940）が検出された。SK 1937は第三c層を掘り込み面とするが、他2基は古代の整地面形成に伴う削土を受けており掘り込み面は不明である。

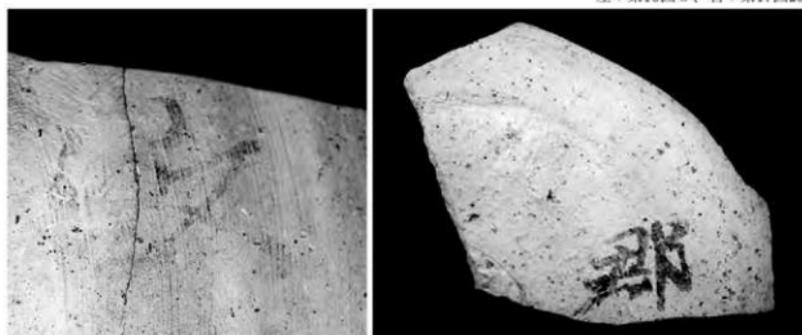


第16図 出土遺物（1）



第17図 出土遺物(2)

左：第16図8、右：第17図25



図版5 墨書土器赤外線写真

### 第3節 小 結

本調査の目的は、政庁西側地区西端部における鍛冶工房群や関連する施設の様相を探ることであった。調査の結果、北側斜面中位部（O～S区）では同一箇所でも嵩上げを行い重層する竪穴建物跡（SK I 1924A～F）やこれと重複する竪穴建物跡（SK I 1933・1935・1938）等を確認できたものの、これらが明確に鍛冶工房であったという証拠は得られなかった。ただし、過去の調査において同じ斜面中位部で鍛冶工房や鍛冶に伴う整地層が検出されていることを援用すれば、本例も鍛冶工房あるいはこれに関連する施設と類推することは可能であろう。事実、竪穴内やその周辺から鉄滓や羽口が一定量出土していること、竪穴を覆う整地層2面から鍛造剥片が得られており、斜面中位における鍛冶工房域は本調査区のさらに西側まで延びていたようである。

一方で、斜面上位平坦面（L区）では古代の遺構が認められず、斜面上位緩斜面部（M・N区）でも古代の遺構は限定的である。M区の北側には縄文時代の遺構や遺物包含層が明瞭に認められ、古代において場の利用がなされていない箇所も検出された。このことから鍛冶工房域の斜面上位側に位置する関連施設（掘立柱建物跡など）は、本調査区（L～N区）までは及ばず、東側の第115次・第135次J区あたりが西限であったことになる。

これら遺構群は、出土遺物から9世紀第4半期から10世紀前半代を中心とした比較的限定された時期の構築である。出土遺物のピークは、10世紀初頭から前半の火山灰降下前後の時期に求められ、創建段階あるいは終末期にあたる時期の遺物は認められないことも再確認された。

番号	種別	形状	出土位置・層位	特 徴	口径 cm	底径 cm	器高 cm	底径 指数	器高 指数	外傾度
1	築造部	円	SK I 922RP93	内外：ロウロ調整。底：回転ヘラ切り	13.4	8.0	3.7	0.60	27.6	31
2	築造部	円	SK I 922	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り	13.0	5.0	4.5	0.38	34.2	37
3	築造部	台付円	SK I 922RP96	内外：ロウロ調整。底：回転ヘラ切り			7.0	(1.4)		
4	築造部	溝	SK I 922RP83	外：平行明造。内：平行アノ具						
5	土器部	円	SK I 922	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。完形	13.0	5.3	4.7	0.41	36.2	35
6	築造部	円	SK I 924B3RP122	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。完形	13.6	6.0	4.1	0.44	30.1	39
7	築造部	円	SK I 924	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り	12.2	4.8	4.7	0.39	38.5	28
8	築造部	円	SK I 924C18RP110	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。外面橋位「段」借書	13.4	5.0	4.8	0.37	35.8	30
9	築造部	溝	SK I 924	内外：ロウロ調整。内面帯付着	14.0		3.2			
10	築造部	円	SK I 924	内外：ロウロ調整。底：回転ヘラ切り→借書			7.0	(1.5)		
11	土器部	円	SK I 924	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。火熱	12.8	5.2	5.7	0.41	44.5	27
12	土器部	円	SK I 924B9RP109	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。火熱	14.6	5.8	7.4	0.40	50.3	24
13	土器部	円	SK I 924B5RP134	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。完形	13.2	5.0	5.3	0.38	40.2	32
14	土器部	円	SK I 924B9RP108	内外：ロウロ調整→ミガキ→黒色処理			6.6	(2.4)		
15	土器部	円	SK I 924	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り	15.6	6.0	6.3	0.38	40.4	28
16	土器部	土玉	SK I 924	径18mm						
17	土器部	円	SK I 924B4RP98	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。完形。赤み大	12.6	5.5	5.2	0.44	41.3	29
18	土器部	円	SK I 924B5RP105	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。火熱	12.8	5.5	5.3	0.43	41.4	29
19	土器部	整地層2 RP47		内外：ロウロ調整。底：回転糸切り	11.8	5.1	4.2	0.43	35.6	34
20	土器部	円	SK I 924B3RP139	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り。内面帯付着	13.4	6.4	4.2	0.48	31.3	33
21	築造部	円	SK I 943	内外：ロウロ調整。底：回転ヘラ切り	12.8	7.8	2.8	0.61	21.9	38
22	土器部	円	整地層2 RP127	内外：ロウロ調整。底部欠落。火熱	12.5		(4.8)			
23	築造部	円	O/A第Ⅱa層	内外：ロウロ調整。底：回転糸切り	13.2	5.6	3.7	0.42	27.6	37
24	築造部	円	SK I 924B6RP144	内外：ロウロ調整。底：回転ヘラ切り	12.7	7.6	3.2	0.60	24.8	33
25	築造部	円	N/CJH67 1層	内外：ロウロ調整。底：回転ヘラ切り→借書「部」						
26	瓦	平瓦	Q/JL67 1層	北面：正格子平。西面：布目						

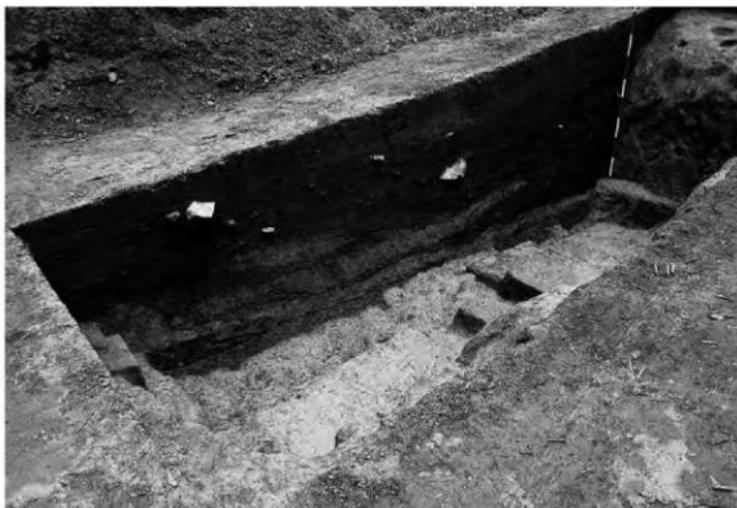


図版 6

上：調査後全景（北西→）斜面中位（O・Q区）から上位側（M・N区）を臨む

写真中央の細い立木が中位と上位を画する境界にあたり、過去の調査例ではここに板塼が設置されていた

下：斜面中位の遺構群全景（北→）〔2枚:20080905撮影〕



図版 7

上：O区全景、SK I 1924 A～F（北西→）

下：同上東側壁面の土層堆積状況（西→）ボールは20cm間隔で塗り分けられており、ボールが置かれている面（SK I 1924 D・E床面）から表土までは約180cmである〔2枚:20080828撮影〕

図版 8



O区北側の状況(東→) S  
K I 1924 A~F (左手前)  
と重複する S K I 1933・  
1935 (20080828 撮影)



Q区北側の状況(東→)  
〔20080904 撮影〕



P区南側の状況(北→)  
土層断面は S K I 1933の西  
側部 (図版4の東側土層と  
一連) 〔20080905 撮影〕



図版 9

R区東側の状況（北→）  
〔20080827 撮影〕



M区南側、N区の状況（北  
東→）SK I 1922A・B  
〔20080908 撮影〕



N区SK I 1922B西側の  
壁溝検出状況（北→）  
〔20080908 撮影〕

## 第4章 第138次調査の概要

### 第1節 調査に至る経過

本堂城回地区は秋田県最大の穀倉地帯である仙北平野の中心部に位置する。周辺ではほ場整備事業の進捗によって農地の汎用化が進み、組織による営農集団づくりが積極的に推進されている。本地区においても経営体育成基盤整備事業として、用排水路の完全分離、農道の整備、暗渠排水を一体的に整備し、農地汎用化と大規模化等のほか地域農業を担う人材の育成を含めた高生産性低コスト農業経営を目的とする土地利用型農業の確立を図っている。

本地区のほ場整備については、平成16年3月頃に地元から要望が出されており、同年5月に旧千畑町と県生涯学習課文化財保護室の間で最初の協議がもたれた。その結果、史跡内であることから工事はできないものの、管理団体の仙北町（現大仙市）が策定した『払田柵跡第2次保存管理計画書』（平成14年3月刊）に明記されている「公共公益事業における既存施設の改修」にあたる用・排水路及び農道部の改修を進める方向で今後とも協議を続けることで合意された。

平成18年12月から翌年11月まで、地元関係者と実務設計担当の秋田県土地改良事業団体連合会により、当該ほ場整備事業対象区域（総面積121,000㎡）のうち掘削を伴う用・排水路の工事施工面積は4,903㎡であることが示された。

これを受けて、仙北平野農村整備事務所、管理団体である大仙市教育委員会、美郷町教育委員会、県生涯学習課文化財保護室、払田柵跡調査事務所、秋田県埋蔵文化財センターにより設計や今後のスケジュール等の詳細事項の協議を重ねた。県教育委員会教育長は、平成20年8月20日付けで文化庁長官あてに史跡払田柵跡現状変更許可申請書を提出し、同年9月26日付けで文化庁長官より現状変更許可の通知を受け、11月4日より確認調査を開始した。

通常の確認調査とは、工事により掘削される範囲内を対象とする。しかし、本件は史跡内にあたること、事業対象地区内には、外柵北門跡、外柵東門跡や外柵材木堀角材列等の重要遺構が存在する一方でこれら地区内の調査事例は極端に少ない。両門跡は昭和5年の調査で門柱が確認され、図示されているもの、周辺の材木堀角材列を含め現在では正確な位置は明瞭ではない。このような状況から、本確認調査は、ほ場整備事業対象地区内全域の「遺跡・遺構の基本情報」を得ることを目的に第138次調査として実施することにしたものである。

### 第2節 発掘調査の概要

#### 1 調査区の概観

調査対象地区は払田柵跡北東側の沖積地であり、事業対象区域が北側と東側に分かれていることから、前者をN区、後者をE区として報告する。対象面積は、N区が92,000㎡、E区が29,000㎡である（第18図）。

N区は、美郷町本堂城回字百目木・森合に所在し、標高は34.3～36.4mである。調査区の北側には、

西に向かって流下する矢島川が位置し、西側ほど標高が減となる。本区域内には外柵北門跡とこれに接続する材木堀角材列（柵木列）が東西方向に延びている。

E区は美郷町本堂城回字森崎に所在し、標高は35.2～36.4mである。調査区北部には北東から南西に流れる八幡堰（基幹の用水路）が位置し、標高も下流方向が減となる。本区域内には外柵東門跡と材木堀角材列が南北方向に延びている。

## 2 調査方法

調査は、最初にボーリング探査や約50×50cm四方の試掘坑を設定して掘り下げ、地下の状況を探ることとした。これは、前述のように本区域内の過去における調査例が極端に少ないことによる。

試掘等の結果、必要と判断された箇所にはトレンチを設けて精査を実施した。各区域の試掘坑とトレンチには、区域を表すアルファベットと通し番号を組み合わせて付し、N区ではN1、N2、N3・・・、E区ではE1、E2、E3・・・とし、必要に応じてN1-1、N1-2と枝番号をつけた。試掘坑およびトレンチは、外柵北門跡、外柵東門跡、材木堀角材列の推定地を重点的に配置したほか、その他の重要遺構や対象区全域の様相を把握するため、結果的に66地点（N区41地点、E区25地点、面積108㎡）の精査となった。

検出された遺構の実測は、原則的に1/20縮尺で行い、重要遺構（外柵東門跡及び北門跡周辺、材木堀角材列）の配置図は、平板測量（1/100縮尺）によって作成した。写真は主にデジタルカメラで撮影した。

## 3 調査経過

第138次調査の経過等を発掘調査日誌の記述から抜粋する形で述べる。

11月4日、調査開始。6日、外柵東門跡の位置を特定するためにボーリング探査を行った。10日、E3・12・16・17区の掘り下げを開始。11日、E7・8区で柵木を確認。13日、E1区で門柱〔E1-P8〕を検出。14日、N4・6区を調査。N6区にて柵木を検出。17日、N7・8区で柵木を検出。18日、N区調査区南側の調査開始。20日、外柵北門跡を探すためにN1区にトレンチ設定し、掘り下げを開始。26日、N9・10・11区にて柵木を検出。

12月3日、N29区の土坑内より土師器と須恵器が集中して出土。4日、N29区遺物集中区の実測。5日、N31～N36区を設定。6日、N6～11区の平板実測を実施。12日、E1区をボーリング調査した結果、外柵東門跡門柱を10本確認した。そのうちの5か所を掘り下げ開始。15日、外柵東門跡部の平板測量を実施。17日、N区の埋め戻しを開始。19日、N1～4区周辺の平板測量を実施。24日、N区およびE区のボーリング調査。外柵東門跡、北門西側の材木堀角材列、東門南側の角材列をロングボールで復元し、写真撮影を行った。25日、撤収作業。

## 第3節 調査の記録

### 1 基本層序

基本層序は、N1-1区（外柵北門跡周辺）の記録を基本にして、調査区でみられる各層位の傾向を追加し整理した。

第I層 現代の耕作土・表土である。

I a層 暗オリーブ褐色シルト質土 (2.5YR3/2) を主とする。耕作土上位層。層厚7～16cm。

I b層 暗オリーブ褐色シルト質土 (2.5YR3/2) を主とする。耕作土下位層。層厚0～7cm。

第II層 現代の耕作基盤層である。

II a層 黒褐色シルト質土 (10YR2/2) N区では確認できず、E区全域で認められる。E2区での層厚は30cm。

II b層 オリーブ褐色シルト質粘土 (2.5Y4/4) N区に認められ、E区にはない。層厚2～19cm。

第III層 遺物包含層

III a層 灰黄褐色シルト質粘土 (10YR4/2) 主にN区沢地内で見られる層位。白色の粘質土が自然に堆積したもので、III b層と交互に堆積している場合がある。層厚2～32cm。同層はN6・11・15・17・20・31区でも堆積が認められる。

III b層 黒褐色シルト質土 (10YR～2.5Y3/2) 層厚は0～12cm。E2・9・15区では同層中に火山灰が含まれる。

III c層 暗褐色シルト質土(10YR3/3) 植物遺体が混入する泥炭層。層厚6～10cm。同層はN24区、E1 (P2・8・9・13・14)・4・5・9・15区でも堆積が認められる。

第IV層 地山層

IV a層 砂利層沢地内の旧河川敷か。N1-1・12・22・28区、E18区で確認される。

IV b層 オリーブ褐色シルト質粘土 (2.5Y4/4)

IV c層 灰オリーブ色シルト質粘土 (7.5Y4/2) IV b層がグライ化したもの。沢地内では砂が混入する。



第18図 第138次調査区位置図

## 2 N区の調査

N区で検出された遺構は、外柵材木塀角材列（角材は6か所で確認）、土坑3基、溝跡1条である。また、試掘・トレンチ及びボーリング探査により、本区域では、外柵北門跡推定地を含む中央部で北西～南東方向に延びる幅100m程の沢地（低地、旧河川跡か）が埋没していたことが明らかとなり、その外側（北東部と南西部）には微高地が広がっていることも確かめられた。現在の水田面は、中央部（第28図水田面2）で標高が34.3mであり、周囲の水田面の標高が35.1～35.9m（同、水田面1・3～5）であることは、旧地形にあわせた耕地整理・水田造成の結果であったことも判明した。水田面1・2の耕地整理は、自己開田として昭和45年頃に実施されたようである。

耕地整理に伴う削平は、西側微高地にも認められるが、西端部のN11区と中央部のN20区では、第Ⅲa・b層（遺物包含層）を確認することができた。

### （1）外柵北門跡

外柵北門跡推定地（水田面2）においては、南北方向に3本のトレンチを設定し、東からN1-1区、N1-2区、N1-3区と付して調査を行った。各トレンチの長さは、順に10m、27.5m、12.7mである。精査の結果、門跡を含めた遺構を検出することはできなかった。ただし、N1-1区北側とN1-2区中央部（南北幅10.5m）には微高地が広がっていることが判明し、ボーリング探査の成果を加味してみると、北門跡は沢地に下る微高地の西端部に設置され、その推定位置は、第28図で示されている箇所よりわずかに北側にずれていた可能性も考えられる。遺物は、N1-3区で須臾器が1点が出土した。

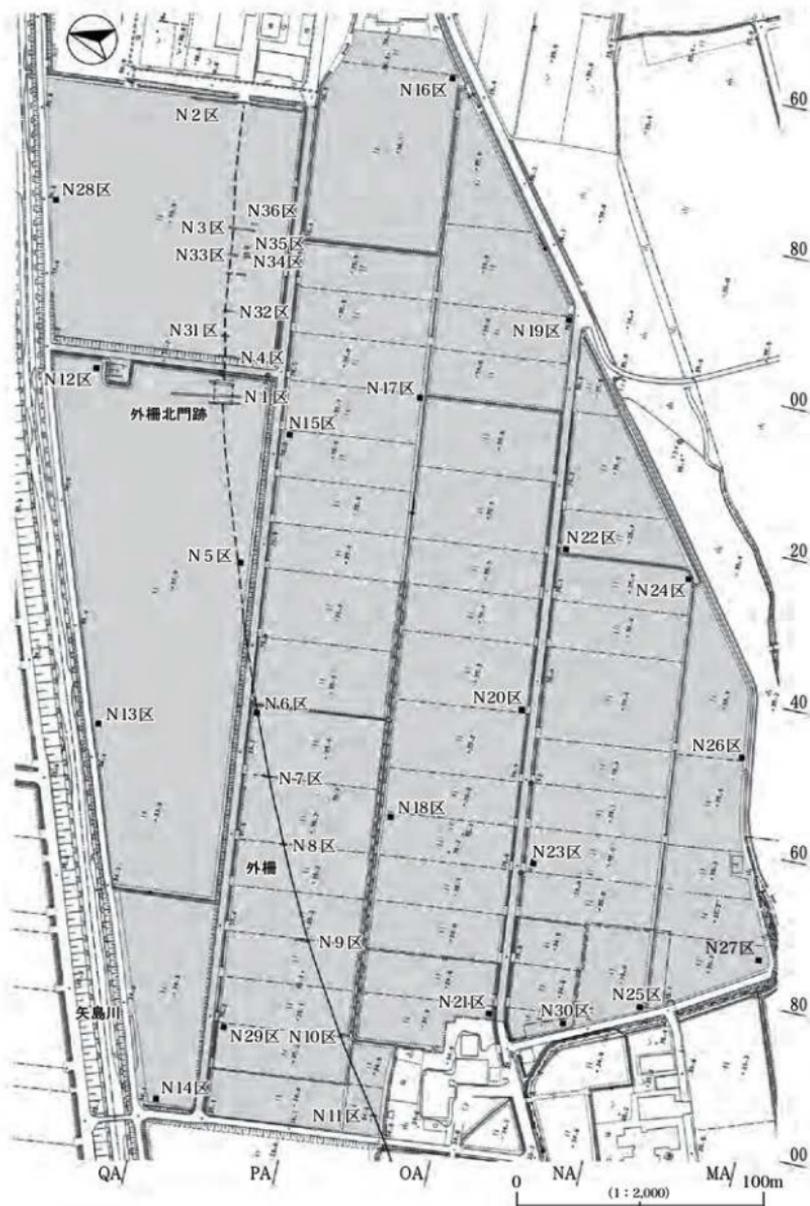
### （2）材木塀角材列（第21・22図）

【西側の状況】外柵を構成する材木塀角材列は、調査区の西側6か所（N6～11区）で角材及び布掘り溝跡が確認された。調査地点間もボーリング探査で角材の位置を確認し、N6～11区間の175mにわたり、材木塀が断続的に遺存していることも確かめることができた（第19図外柵実線部分）。

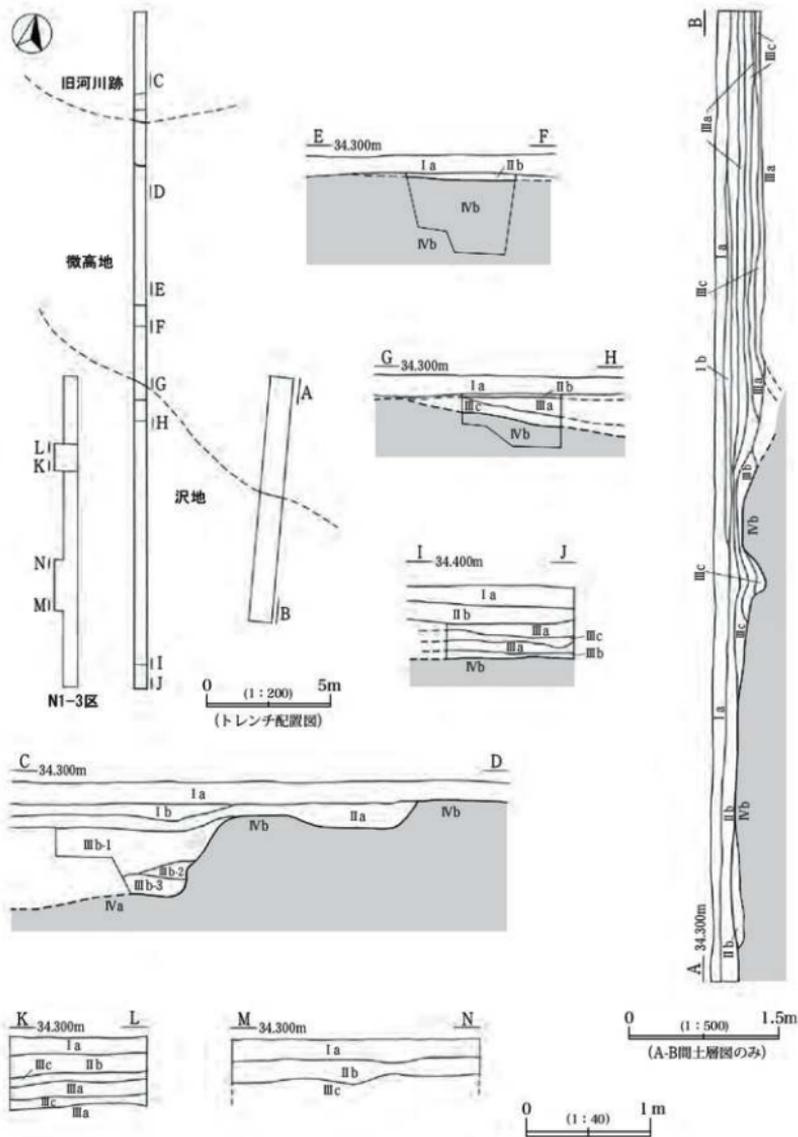
検出された角材頂部の標高は、N11区の34.02mが最も低く、N9区の34.78mが最高であった。他区では34.2～34.5mの間に収まる。角材一辺の長さ・幅は、確認面で計測するとN6～N8区が10～16cm、N9～11区が28～34cmで、外柵北門跡に近い側のものが細くなる傾向がある。一方の布掘り溝跡の幅は38～80cmであるが、角材幅との相関は認められない。

布掘り溝の掘り込み面は、N6区では第Ⅲb層、N11区では第Ⅲa層であるが、他区では第Ⅳb層面での確認である。堆積層は、1層が角材および角材が腐朽した黒褐色土、2層は地山土が混入する第Ⅲb層土の二次堆積土である。N9区の2層土には砂利が多く混入している。遺物はN7区の2層から土師器片が出土した。

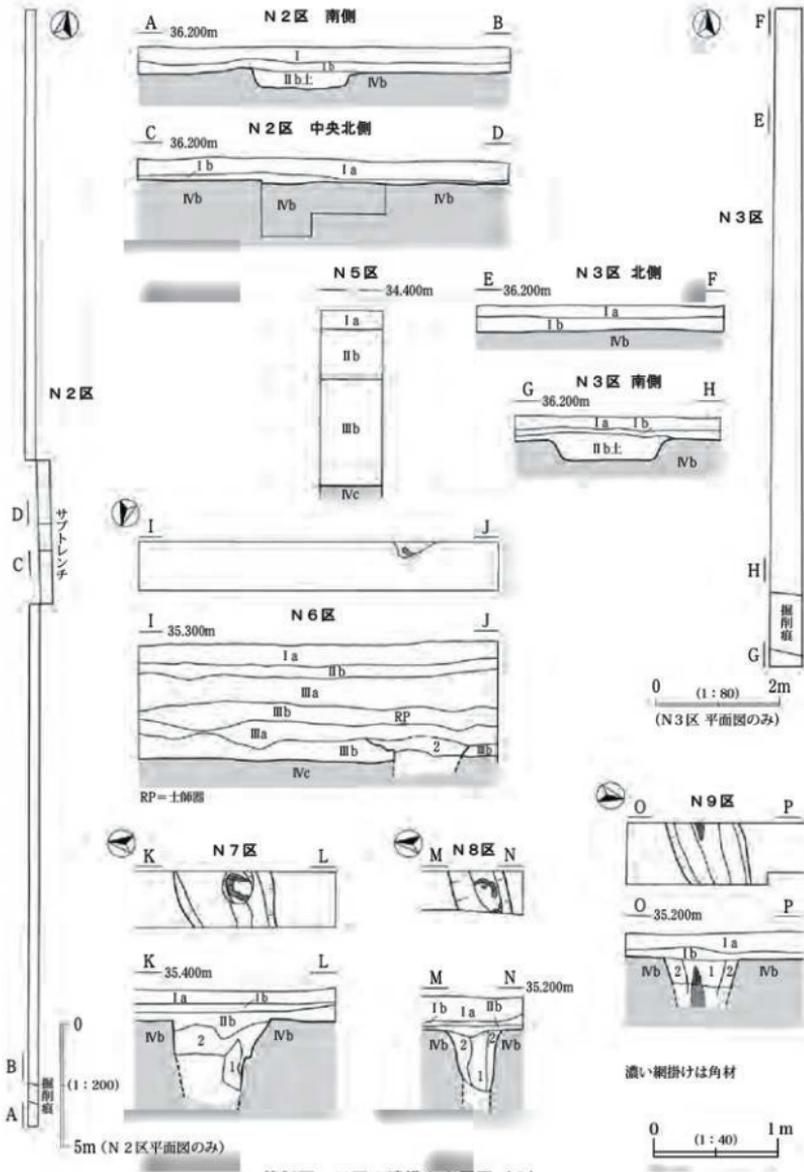
【東側の状況】推定外柵北門跡の東側（第28図水田面1）においては、角材列及び布掘り溝跡ともに確認することはできなかった。これは耕地整理に伴う削平と判断されるが、重機等で溝状に掘り下げた痕跡が部分的・断続的に認められた。それは①：N4・N33-1・N33-3、②：N33-4・N35・N3・N36・N2の2系統のようにも観察される。①は従来の外柵推定ラインであり、②はその南側に位置する（第29図外柵推定ライン①②に対応）。



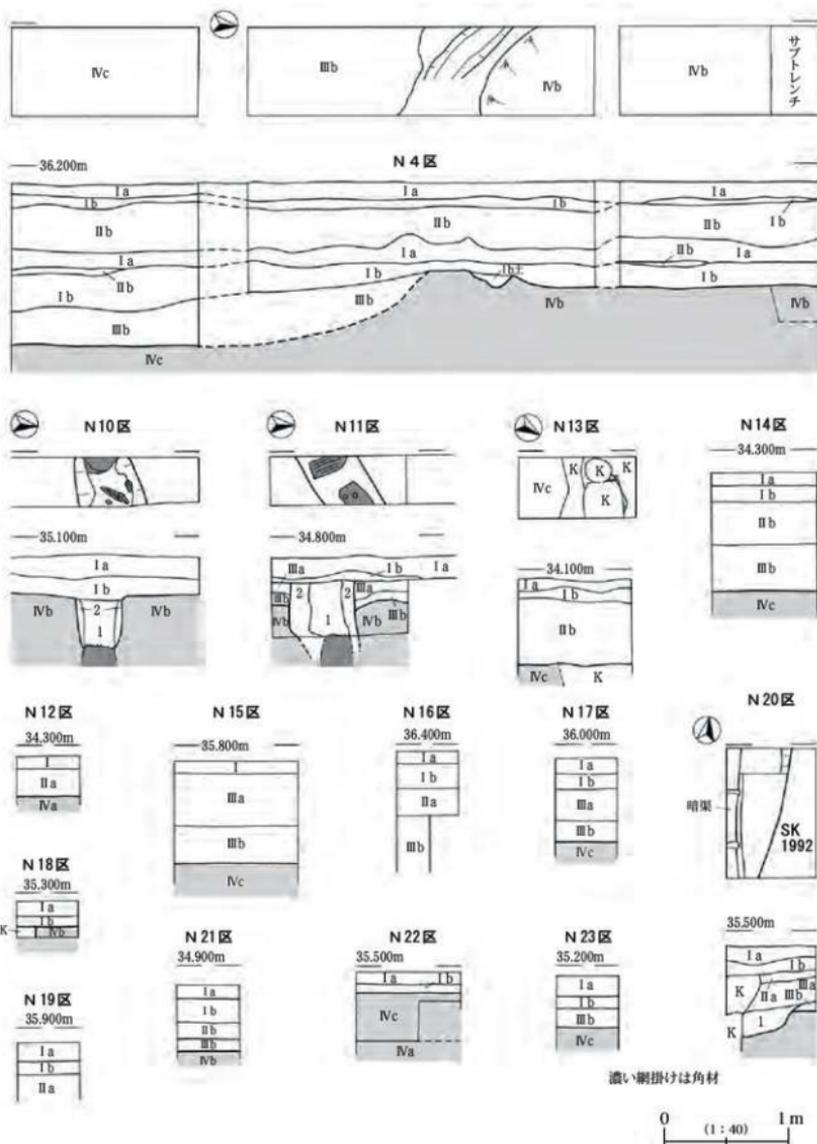
第19図 N区の調査地区と試掘地点図



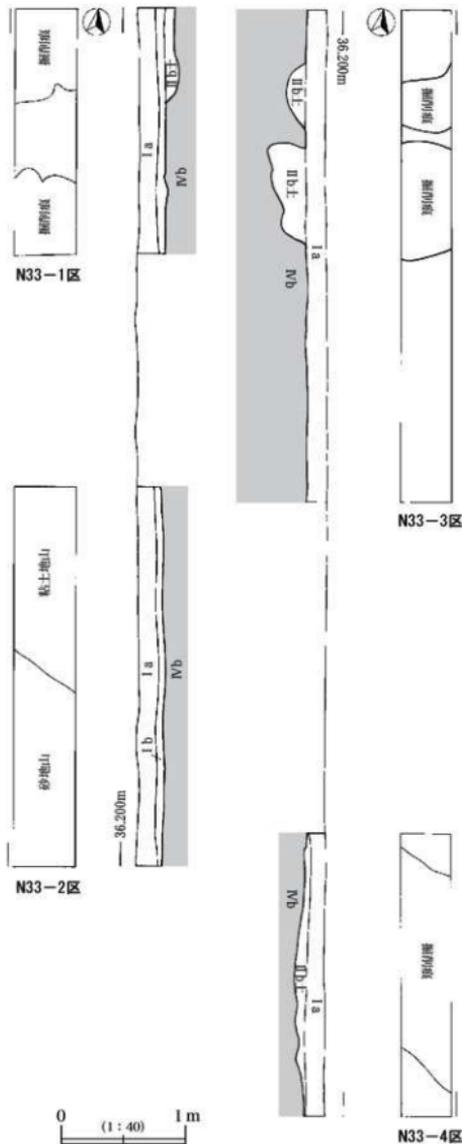
第20図 N区の遺構と土層図(1)



第21図 N区の遺構と土層図(2)



第22図 N 区の遺構と土層図 (3)



第23図 N区の遺構と土層図(4)

### (3) 土坑・溝跡

#### SK1992土坑(第22図)

N20区では土坑あるいは竪穴建物跡の可能性のある遺構が検出された。部分的な調査ではあるが長さ100cm以上で、深さは20cm程である。壁の立ち上がりは急である。堆積土は第Ⅲb層に由来する黒褐色土である。確認面の周辺から土師器・須恵器が出土した。

#### SK1993土坑(第24図)

N26区で第Ⅳb層を掘り込む土坑の一部を確認した。規模は長さは55cm以上、深さは40cm程で、壁の立ち上がりは急である。堆積土は第Ⅲb層に由来する黒褐色土である。

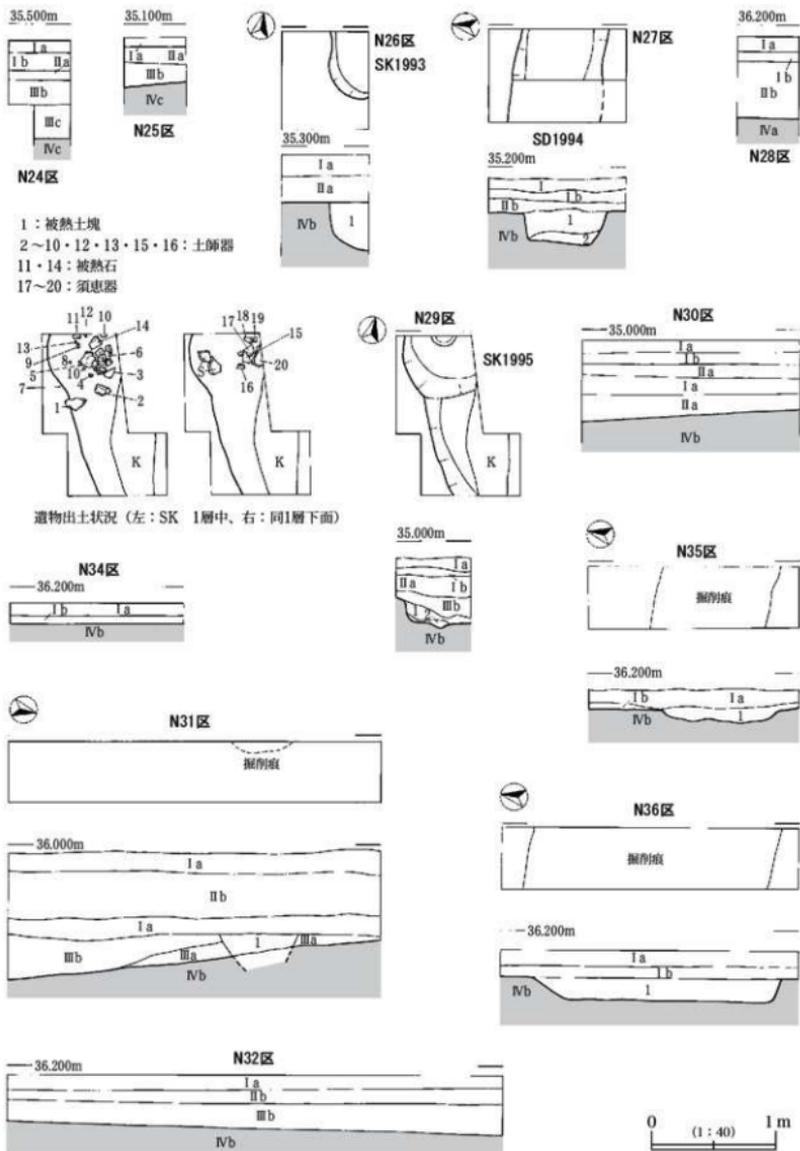
#### SD1994溝跡(第24図)

N27区で東西方向に延びる溝跡を確認した。第Ⅳb層を掘り込んでおり、その規模は幅73cm、深さ24cmである。底面は平坦で一部がグライ化しており、壁の立ち上がりは急である。堆積土は2層に分けられ、1層は地山ブロックを多く含んだ人為的な埋め戻し土、2層は砂を含んだ第Ⅲb層由来の黒褐色土である。

#### SK1995土坑(第24図)

N29区で土坑を確認した。第Ⅳb層を掘り込んでおり、その規模は長さ1.3m以上、深さは0.16mである。底面は平坦で、壁の立ち上がりは急である。堆積土は2層に分けられた。第Ⅲb層に由来する黒褐色土を主とし、2層は地山ブロック土が多く混入する。

遺物は北東側に集中して出土し、



第24図 N区の遺構と土層図(5)

その数は土師器片129点、須恵器片5点、被熱石2点（火熱を受けた自然石）である。土師器は坏が主であり、須恵器には短頸壺が含まれる。

## 2 E区の調査

E区で検出された遺構は、外柵東門跡、材木塙角材列（角材を2か所で確認）、溝跡1条である。試掘とボーリング調査の結果、外柵東門跡が検出された調査区北東側と、材木塙角材列が検出された調査区南側の2か所に微高地があり、東門跡の北側と南側に沢地（旧河川跡）が広がっていることも確認された（第30図）。設定した試掘坑の土層断面観察では、両微高地とも耕地整理のために削平を受けているものの、外柵東門跡周辺は遺物包含層（第Ⅲb・c層）が残されていた。

### （1）外柵東門跡（第26図）

外柵東門跡は昭和5年10月の文部省による発掘調査において各門柱が確認され、図示されている。これによると、門跡は12本の柱で構成される八脚門であり、桁行約31尺、梁行約23尺8寸の規模である。12本の門柱のうち2本は、昭和5年3月の高梨村による調査時に抜き上げられている。

今回、その位置を特定するために、まずボーリング探査による門柱の位置確認を行い、そのうちの何か所かを試掘し、門柱の現況を観察することにした。

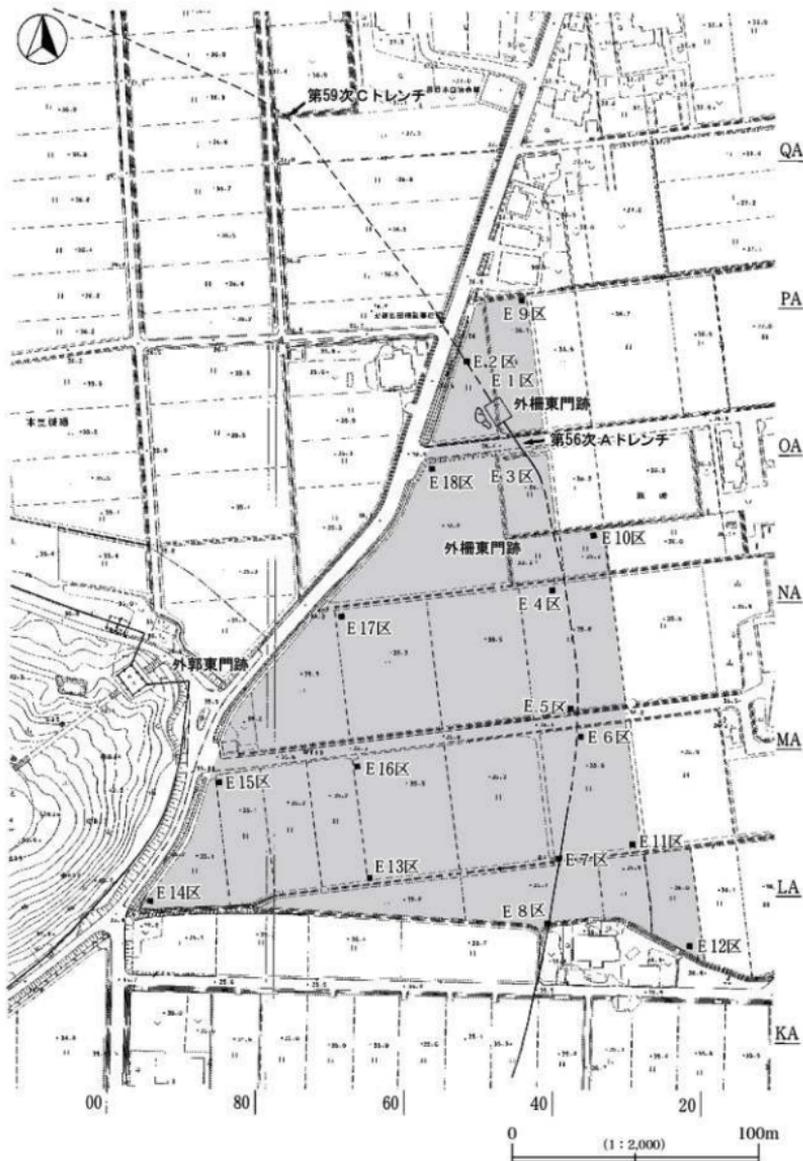
本調査の結果、10本の門柱の位置を確認し、そのうち6本（P1・2・4・6・8・9）の門柱頂部面まで掘り下げてその状況を観察した。抜き取られた2本は本図ではP7・11にあたる。規模は、桁行3間×梁行2間で、桁行総長9.40m、梁行総長7.4mである。建物の軸線方向は南西側桁行でN-34°-W（北西-南東方向）である。門柱頂部は、現地表面から24～84cmの深さで確認され、その標高は35.54～35.96mである。門柱は円柱であり、その径は70～80cmである。

門に接続する材木塙角材列は、ボーリング探査により、北西側梁行中央の門柱（P10）から北西方向の角材3～4本分（長さ約1m）のみ確認されたが、それ以外は未確認である。

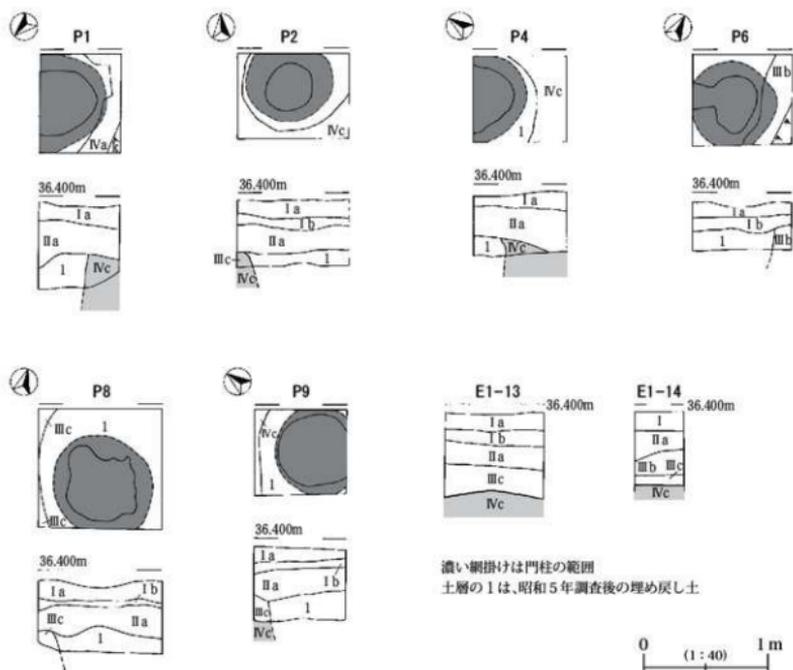
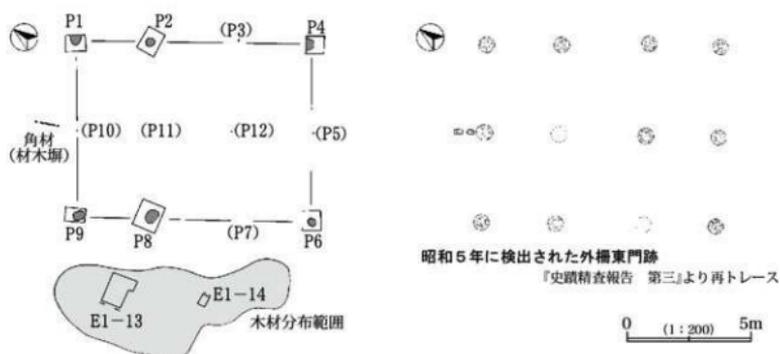
また、門の南西面桁行柱筋（外柵東門寄り）から西に2m離れた位置から長さ3.7m、幅9.5mの範囲で木材が分布していることがボーリング調査で明確となった。この範囲中2か所（E1-13・14区）を試掘したところ、E1-13区では長さ10～12cm、幅6～7cm程の板材が、E1-14区では試掘坑の幅（40cm）よりも広い板材も埋まっていた。これら木材は地表面から60～70cmの深さに位置し、それは門柱の確認レベルと一致する。

### （2）材木塙角材列（第25・27図）

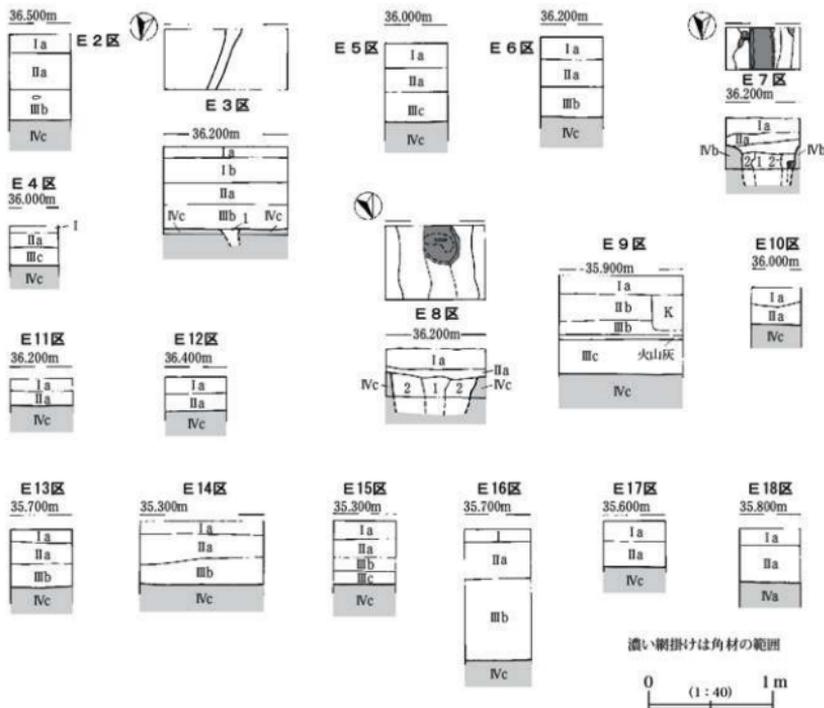
材木塙角材列は、ボーリング探査により調査区の南側で50mにわたって確認された（第25図外柵実線部分）。角材頂部までの深さは、確認範囲の中央から南側ではわずか20cm下である。一方、北端部では90cmの深さに位置し、それ以北にも遺存している可能性もあるが、長さ1mのボーリング棒では追跡することはできなかった。ボーリング探査した箇所のうち、その中央部（E7区）と南端部（E8区）に試掘坑を設定して精査を行った。検出された角材頂部の標高は、E7区で35.72m、E8区で35.70mである。角材一辺の長さ・幅は20～30cmであり、布掘り溝跡の幅は43～60cmであった。また、両区での土層観察では、角材列はきめの粗い砂質土が混入した第Ⅳc層を掘り込んでおり、布掘り溝内の堆積土は、角材が腐朽化したオリブ褐色土（1層）と、地山土が混入する第Ⅲb層由来土



第25図 E区の調査地区と試掘地点図



第26図 E区の遺構と土層図(1) 外柵東門跡



第27図 E区の遺構と土層図(2)



図版10

E 9区土層堆積状況(西→)  
火山灰が带状に堆積

[20081107撮影]

(2層)の裏込め土からなる。E7区の2層には端材が含まれていた。

### (3) 溝跡(第27図)

E3区にて北東-南西方向に延びる幅10cmの溝跡(SD1996)を確認した。検出面での堆積土は第Ⅲb層由来の黒褐色土である。

## 第4節 小 結

第138次調査は、弘田柵跡北東側沖積地帯における「遺跡・遺構の基本情報」を得ることを目的に実施された。その結果は、次のようにまとめられる。

### 1 N区の様相

外柵北門跡は、図上での推定位置は記されているものの(第28図)、昭和5年の門柱確認以来、正確な設置箇所の把握はされていない。さらに推定門跡は、耕地整理により削平された水田面にあたることから、すでに失われている可能性も指摘されていた。

結果的には、門跡の確認はできず、従前の予想通り耕地整理により失われたものと判断せざるを得ない。しかし、旧河川や微高地という旧地形の復元がなされ、外柵北門は、沢地に下る微高地の西側縁辺部に立地しており、門跡は当初推定位置よりやや北寄りに存在していた可能性も指摘された。

また、北門以東の材木塀は、第59次調査区Cトレンチで角材列が検出された箇所(第30図参照)まで直線距離にして約410m間が未確認である。この区間の外柵ラインは、昭和5年10月の上田三平調査(同年12月に再調査、「拂田柵陸実測平面図」藤井東一発行)に基づくものであり、これが角材を検出した確定のラインであるのか否かは明らかではない。今回は重機による掘削痕という状況証拠ではあるが、第28・29図に示した外柵推定ライン②は、従来の推定ラインの南側を通るものである。今後の外柵ラインを確定させるための作業仮説の一つとしてここに提示しておきたい。

一方で外柵北門西側(N6区以西)では、角材列が良好な状態で検出された。また、この区域は微高地が広がり、わずかな地点での試掘ではあったが、土坑等の遺構も確認され、遺物も一定量出土した。外柵内東部や南部では低湿地が広がる景観であるが、北西部には微高地の占める割合が高いのかもしれない。今後の調査で、その範囲を特定する作業と共に、同地区内の「場の利用のあり方」を追求する課題も生じたことになる。

### 2 E区の様相

外柵東門跡は昭和5年以降の調査で、その位置と規模等が再確認された。10本の門柱も良好な状態で保存されていることも確かめられた。新たな発見としては、門跡の南西側に木材(片)・端材が分布する箇所が存在し、これは検出層から門建設時に意図的に埋められた材と類推される。この位置は、外柵東門に向かう推定道路上にあり、微高地の縁辺部にもあたることから、地盤強化を意図した整地の可能性も想定される。

なお、外柵東門跡の南側に近接する農道部分では、第56次調査(昭和59年)において材木塀角材列が検出されている。SA460とされた角材列には、長さ6.2mの布掘り溝跡内から9本の角材が確認された。同時に実施されたボーリング探査の結果と合わせると、角材列は外柵東門の南東側梁行から一

直線に29mに渡って建てられていたことも判明した<sup>(1)</sup>。

また、外柵東門跡と外郭東門跡は、ほぼ同じ軸線上にのることも確かめられた。桁行での軸線は、前者でN-34°-W、後者でN-37°-Wである<sup>(2)</sup>。両門間の距離は、それぞれの南西側桁行間での計測で184mであった。その一方で、両門を除く外柵・外郭6門跡は、原則として磁北を意識した設計により建てられている。門自体の規模・構造は8門ともほぼ相似である。なぜ外柵・外郭東門のみ北東方向を向いているのか。第30図に示したボーリング探査の結果によっても、地盤の安定している微高地に門を設置している意図は明確であるものの、より南側の微高地に置けば桁行き方向を磁北とすることも可能であったはずである。外柵東門をあ的位置とした理由を解明することは、弘田柵跡の解明にも繋がるはずである。

## 註

1 本調査を踏まえて第56次調査でのボーリング探査結果を整理すると、①第56次調査で角材としていたものは、材木堀角材と外柵東門の門柱、門跡南西側に分布する木材であったことが判明した。②材木堀は外柵東門跡の南東側架梁行を起点として一直線に少なくとも29mにわたり建てられており、ここでは弧状に建てられてはいない。③門柱のうち、P5・12は、第56次段階で位置を特定していた。ただし、当時は外柵東門跡との認識はなかった。④木材の分布範囲も5か所で「角材確認地点」として記録されていた。

秋田県教育委員会1985『弘田柵跡—第55～59次発掘調査概要—』弘田柵跡調査事務所年報1984

2 外郭東門跡は4時期の変遷があり、外柵東門が建てられていたのは外郭線A期(創建期)に相当する。しかし、A期の外郭東門は柱六楕形が部分的にしか残されておらず、軸線方向を計測し得たのは、外郭線D期(10世紀前半～)の門跡である。4時期の門跡はほぼ同一位置で建て替えられていることから、ほぼ同じ軸線上と類推したものである。

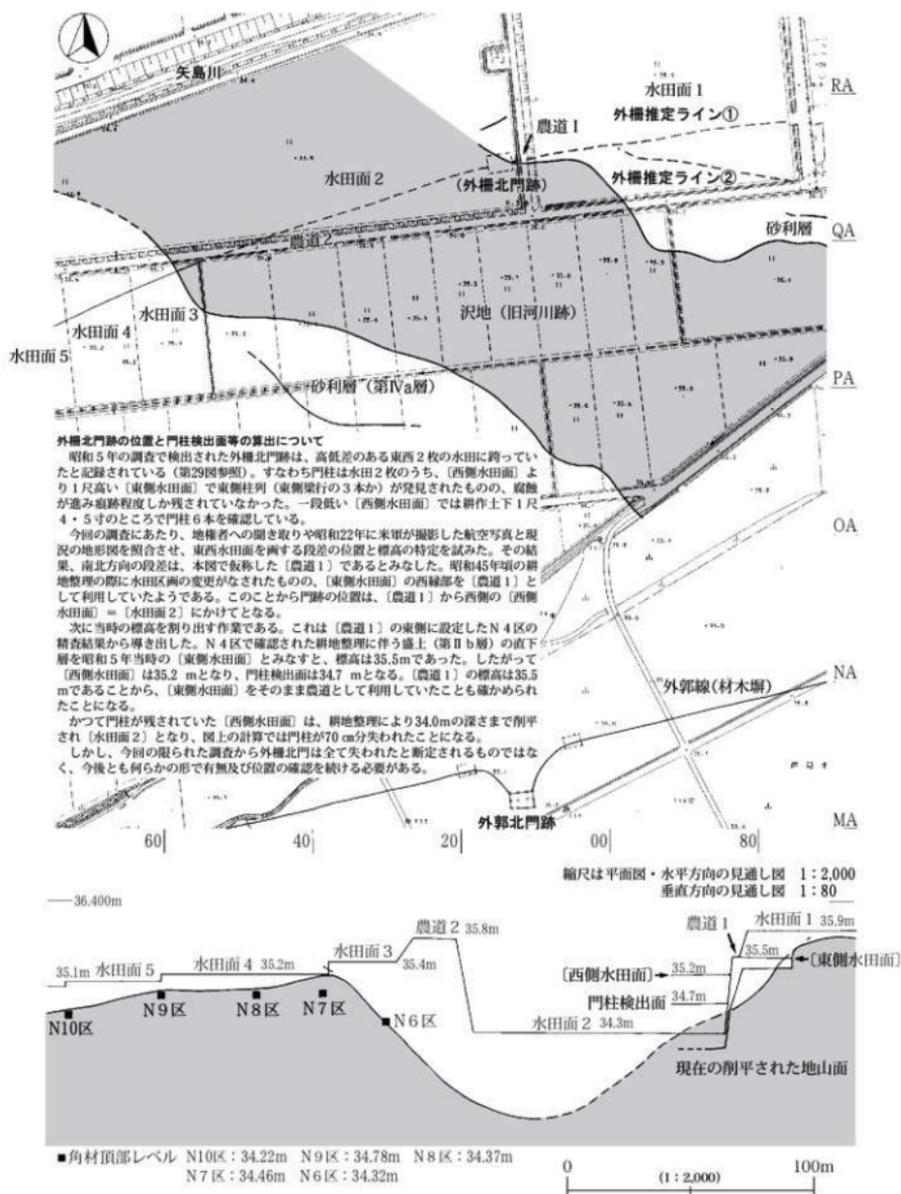
## 『史蹟精査報告 第三』に記された“外柵東門跡”

「東門跡の大部分は、千屋村大字本堂城回字森崎九番地にあり、多少隔地番に跨って居る。門趾は外柵列の東面よりは稍北に偏する位置にある。然してその中間軸線は東三十六度北から西三十六度南の方向に延びて居る。之れは如何なる理由であらうか、直接地形の方面から観察すると、現今の東門趾の南地域は極めて低平である。耕地整理以前に於ては、其の起伏は更に著しかったらしく、その証は此の地の柵木の柱頭が、約三尺の地下に発見されたことに依って明かである。それ故に外柵の東の低い土地に門を設けることは、展望も十分でなく、種々の不便があったために、稍東北に偏した位置に設けたものと思はれる。随ってその正面も亦正方位に保ち得ない結果、独り此の門のみ他と稍異った方位を採らざるを得なくなったものと思はれる。

現在の門趾の所在地も対角線的に高低二段の水田に分れ、東部は西部より約一尺五寸高く、両者共に地下に門柱を発見するのであるが、東部の高さ水田の地下に存するものは、約二尺以上の深さに柱頭を発見し、西部に於ては田面下僅か五、六寸の深さにその露頭を見るのである。即ち現在目撃する如き地表面の高低は、柵の廃絶後に於て耕地計画等に依って相当著しき変化を蒙ったものであることを示して居るのである。

かゝる地表上の変化を受けたにも拘らず、東門趾の円柱は完全に存して居ったのであるが、昭和五年三月の調査の際、西南面に於て一本、中央列に於て、一本、都合二本の門柱を抜き取ったため原位置に存せず、他の十本は原位置に存し南門趾に次ぐ完全な門趾として保存されて居る。門柱の配列に依って測定せる結果は、門の正面約三十一尺、側面約二十三尺八寸、北門に略等しい。正門の柱間(すまひ)は中間の真々約十二尺、両脇間約九尺八寸乃至九尺四寸を算し、側面の柱間各約十一尺九寸あり。外柵列との連続状態は北側面に於て推定し得べく、側面中央柱より柵列に連続せることは他の門趾の場合と異なる筈はない。

此の門趾に立って見ると視界は相当広く、東方の山々は指呼の間にある。恐らく北方の山地に拠って居った蝦夷の侵攻に対しては最も重要な部面であつたであらうと思はれる。」(p22～24)



第28図 外橋北門跡周辺の旧地形と外橋推定ライン

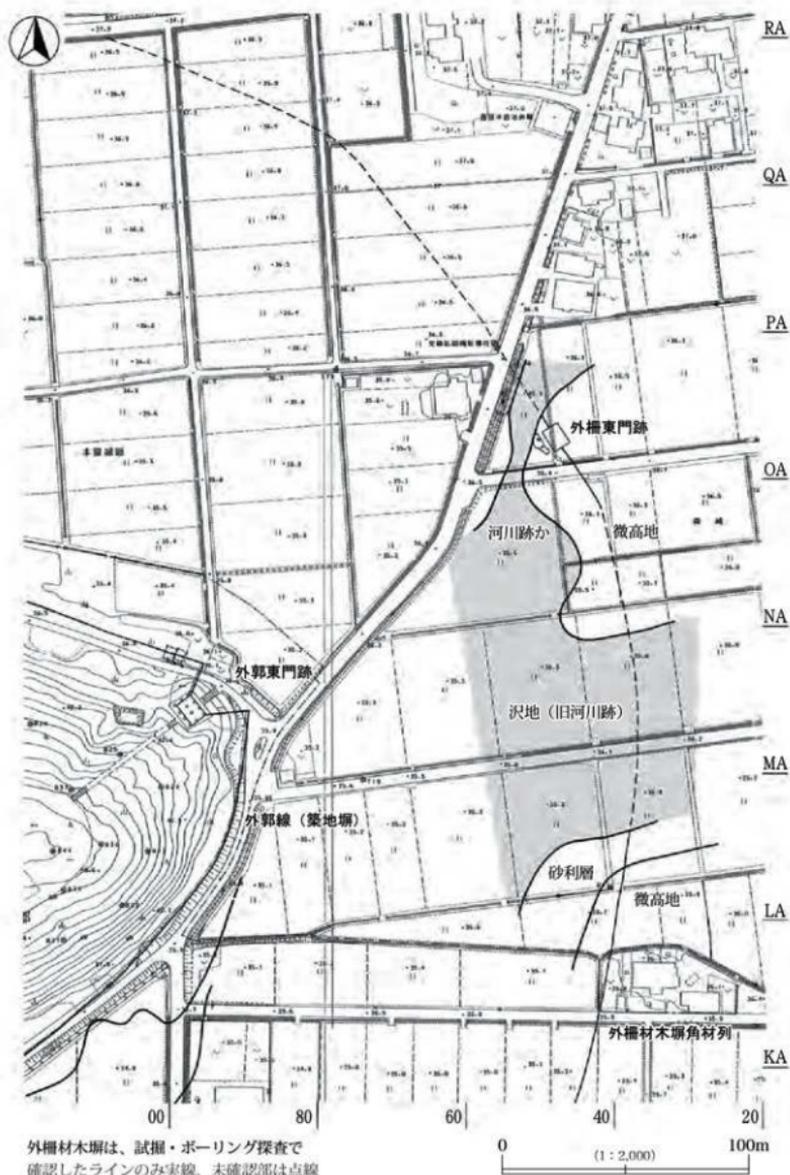


『史蹟精査報告 第三』に記された  
「外柵北門跡」

「北門趾は、千屋村大字本堂城回字百目木四十九番地を中心とし多少隣地番に跨って居る。門は略正北に面し、北に近く鳥川の溪流を控へ、多少土地の高低は認められる。即ち門柱の中、東側の一列は約一尺程高さ水田の下にあつたらしいが既に腐蝕して破片を留めるに過ぎなかった。北門趾も西門趾と等しく、其の円柱の半数を失って居るために建築の大きさを決定するには多少の困難を感ずるのであるが、残存せるものにより推測を加へると、門の正面は約三十尺九寸、側面は、約二十三尺八寸となり、各門共に大差なきことが知らるゝのである。北門の西側の円柱は幸に三本共に原位置に存し、何れも地下一尺四・五寸の深さにその腐蝕せる頭部を発見し、各柱間の南北距離は、真々各十一尺九寸であるから、此の門の側面は、二十三尺八寸であることが知らるゝのである。西側面の中央柱の東約九尺二寸を隔て、中央列の円柱あり之れに依つて西脇間を測定し得るのである。更に門の北正面に於て、西北隅と中間の東に存する円柱との距離に依りて、西脇間と中間との間隔約二十一尺七寸を測定し得るのである。東脇間は、前述の如く東側面の柱全部を失って居るために測定し得ないから、普通の場合に東脇間も西脇間も略同様であると見做して算定すると、北門の正面は約三十尺九寸となるのである。然して門柱の太さは各門のものと同略等しく、外柵列との連続状態も異なる處はない。」  
(p19～22)



第29図 外柵北門跡東側における外柵推定ライン



第30図 外柵東門跡周辺の旧地形と外柵推定ライン



図版11

上：N1区（外柵北門跡周辺）の精査後の状況（南→）中央の一段低い水田面に北門は建てられていたはずであるが、確認はできなかった（20081210撮影）

下：E1区（外柵東門跡周辺）の埋め戻し後の状況（北西→）ポール部分は確認された門柱部に立てたもの、奥の長森丘陵部には復元された外柵東門が位置する（20081224撮影）

図版12



N 8区の状況 (西→)  
材木堀角材と布掘り溝跡確認  
〔20081117 撮影〕



N11区の状況 (東→)  
材木堀角材確認  
〔20081126 撮影〕



N27区の状況 (西→)  
S D1994溝跡土層  
〔20081203 撮影〕



図版13

N 29区の状況 (南→)

S K 1995遺物出土

(20081203 撮影)



N 6～11区の状況 (西→)

埋め戻し後右手前のポール  
がN 6区で布掘り溝跡を確認した地点

写真奥が真山丘陵部

(20081224 撮影)



E 7・8区の状況 (南→)

埋め戻し後  
右手前のポールがE 8区で  
角材を確認した地点

(20081224 撮影)

図版14



E 1区外柵東門跡門柱  
検出状況(南西→)  
P 2 [20081212撮影]



E 1区外柵東門跡門柱  
検出状況(西→)  
P 9 [20081215撮影]



E 7区の状況(北→)  
材木堀角材確認  
[20081112撮影]

## 第5章 関連遺跡の内容確認調査－町屋敷遺跡

第7次5年計画では、払田柵跡内の調査に加え「払田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集」という主題を掲げた(第2章参照)。これを受けて、事務所では平成17年度より関連遺跡の实地踏査を開始した。関連遺跡とは、払田柵跡との関係が深いと考えられる雄勝城あるいは雄勝城に伴い設置されたであろう寺院、及び律令政府が横手盆地内に設置した都衙等の官衙遺跡を指す。また、踏査の対象地は当面、雄勝郡・旧平鹿郡のうち羽後町と雄物川町地区に限定した。これは雄勝城が造営された8世紀代の古墳群・須恵器窯跡・集落跡が当該地区に集中するからである。

踏査の実績は、平成17年度は雄物川町末館地区、平成18年度は、羽後町上鶴巣地区、雄物川町内山・矢神地区、同町造山地区周辺である。平成19年度には、過去2年間の踏査を受けて、雄物川町造山地区で試掘調査を実施した。

平成20年度は正報告書『払田柵跡Ⅲ－長森地区－』刊行を控えていることから、試掘は行わず踏査と資料・情報収集に終始する予定を立てていた。踏査は5月22日、羽後町田沢字川向地区を対象に1日実施し、資料・情報収集作業は通年、断続的に実施した。ところが、横手市雄物川町で規模の大きな総柱掘立柱建物跡が検出されたことを受けて、横手市教育委員会(6月26日付)および生涯学習課文化財保護室から内容確認調査の要請(7月2日付)により急速、関連遺跡の調査として下記のような要項で実施に至った。

### 1 内容確認調査の要項

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 遺跡名     | 町屋敷遺跡                          |
| (2) 調査地     | 横手市雄物川町南形字町屋敷・谷地前              |
| (3) 調査対象面積  | 5,410㎡(調査対象面積)                 |
| (4) 調査主体    | 横手市教育委員会文化財保護課・秋田県教育庁払田柵跡調査事務所 |
| (5) 調査期間    | 平成20年6月25日～7月11日(事務所：7月4日～11日) |
| (6) 調査に至る経過 |                                |

町屋敷遺跡は、ほ場整備事業に伴い平成19年に新発見された。遺跡範囲内は盛土工法によって保護されることから、掘削を伴う発掘調査は回避される見通しとなったが、工事に伴う表土(耕作土)除去を工事立会という形で実施することになった。それは横手市教育委員会が立ち会う形で行われた。重機による表土除去により、大形の柱穴掘形が規則的に並んでいることが初日である6月25日に確認され、同日中に事務所に連絡が入った。その後の経過は上記の通りである。

なお、9月には排水路工事による掘削箇所が存在することが明らかとなり、横手市教育委員会が9月11日～24日にかけて遺跡南辺部を発掘調査した。この調査結果は、同市教育委員会から報告される予定である。

### 2 内容確認調査の概要

#### (1) 遺跡の位置と立地

町屋敷遺跡は、横手市雄物川町南形に所在する。北流する雄物川右岸から東に約900mの低位段丘

上（微高地）に立地し、標高は48m程である。その西端は低湿地となっていることから、遺跡は低地段丘の縁辺部に位置する。本遺跡の東方約700mには、8世紀中頃～9世紀代に構築された蝦夷塚古墳群があり、雄物川を挟んだ北西約1.1kmには横手盆地で最も古い8世紀中頃の須恵器窯跡である末館窯跡群が存在する。

## （2）調査の概要

検出された遺構は、掘立柱建物跡8棟以上、土坑、溝跡（板塀跡を含む）、柱列、焼土遺構、円形周溝1基、柱穴1000基以上である。出土遺物からみた遺構の構築時期は、古代と中世であり、掘立柱建物を構成する柱穴には両者の時期が認められる。以下では古代の遺構について紹介する。

【総柱建物跡】建物跡は4間×3間の総柱構造であり、東西の桁行が9.75m、南北の梁行が7.5mを計測し、面積は約73㎡である。柱間間隔は桁・梁行とも約8尺等間である。柱穴掘形は重複し、2時期であることが明確であり、新期建物跡の柱筋を観察すると同一規模の建物が南北方向に2棟並列する（S B01・02）。ただし、旧期建物跡の柱筋は一部を除いて不明瞭であることから、柱穴掘形配置をみる限りでは、南北の桁行7間（17.5m）×東西の梁行4間（9.75m）の大きな1棟であった可能性もある。その場合の面積は、約171㎡に達する。1基の柱穴掘形（S B01SKP39）を掘り下げたところ、新期の柱穴掘形は一辺が80cmの隅丸方形を呈し、深さは約70cm、柱痕は径25cmの円形であった。柱痕下には、4寸角の柱材（端材）が2本認められ、柱が沈下することを防ぐ目的で埋められたと類推される。

【側柱建物跡】総柱建物跡の北側には一条の柱列（板塀か）を挟んで桁行3間×梁行2間で南面に1間の庇あるいは縁が付く側柱建物跡が検出された（S B03）。柱穴配置は総柱建物跡に並行することから新旧いずれかの時期に共存していたと推測することができる。庇（あるいは縁）を含めた規模は、桁行7.5m×梁行5.5mの東西棟であり、面積は約41㎡である。

また、総柱建物跡の東側にも桁行5間（約12.3m）×梁行2間（約5m）の南北棟側柱建物跡が検出された（S B04）。軸線は上記建物群と若干異なる点、掘立柱建物跡・柱穴のなかには中世の遺構（13～14世紀）も認められることから、帰属時期を含め精査が必要である。

【板塀・柱列】建物群の四方には、断続的ではあるが溝が巡らされていた。溝の幅は40～90cm程であり、西辺を除き新旧2時期の掘削が認められた。旧期溝跡（S D07・10・06B）は東西の長さ約56m、南北の長さ35～40m。新期溝跡（S D08・11・06A）は、東西の長さ58m、南北の長さ45m前後である。旧期溝跡の1か所（S D10西端部、幅90cm）を掘り下げたところ、幅12～15cm程の板材痕跡が確認された（図版17下）。このことから、溝は板塀を埋設するための下部施設であったことが確かめられた。

西辺では溝は1列しか確認されなかったが、近接して柱列が認められることから、他辺同様に2時期の区画施設が存在していたようであり、四方を板塀で囲まれた施設が2時期に渡って存在していたと推測することができる。

【円形周溝】調査区の南端部では、径約5.5mの円形周溝が検出された（S D15）。形態的には、当該地域における古墳の周溝を想起させるものであり、東側に隣接する蝦夷塚古墳群の存在も裏付け資料となる。本遺構が蝦夷塚古墳群西端の一角を占めるのか、同古墳群とは別個の古墳群を構成するものかは現段階では判断できない。

以上、各遺構の構築時期は、出土遺物から判断して9世紀後半を中心として10世紀初頭あるいは前半に及ぶ。遺物には須恵器・土師器があるが、数量的には土師器が過半数を占める。また土師器の中には、甕・鍋など煮炊具が一定量含まれており、日常的な居住空間でもあったことがうかがえる。

### (3) 考 察

横手市を含む横手盆地内の8～11世紀代の集落遺跡は、60箇所（遺跡）以上の発掘調査の累積がある。このなかには、官衙関連とも目される掘立柱建物で構成される集落跡も認められる。検出された掘立柱建物跡は弘田柵跡を除いて180棟以上（竪穴建物跡も180軒程検出）あるものの、総柱建物跡の確認例は極端に少ない。大仙市土川（旧西仙北町）の上雨堤Ⅱ遺跡で1棟、横手市塚堀のオホン清水A遺跡で4棟、横手市雄物川町の大見内遺跡で1棟、横手市大雄（旧大雄村）の江原嶋1遺跡で4棟を数えるのみである。上雨堤Ⅱ遺跡では2間（5m）×6間（13.2m）の規模で床面積は66㎡である。江原嶋1遺跡の1棟（S B54）は、2間（4.8m）×4間（9.8m）で約47㎡である。他例は2間×2間あるいは2間×3間であり、面積も30㎡未満と小さい。町屋敷遺跡のような梁行が3間となる例は皆無である。

以上の点から見れば、2棟並列の総柱建物跡は、横手盆地では特異で大規模な倉庫跡と判断できよう。なお、平面規模70㎡台の倉は、松村恵司氏の「正倉の存在形態と機能」<sup>(1)</sup>によると、4000斛の穀を収納する能力があることから、町屋敷では4000斛倉が2棟並列していたことになる。

一方、遺跡が成立した9世紀後半代における文献記録に、関連しそうな記事はないものであろうか。ここでは、“不動穀”と“深江弥加止（三門）”に注目してみたい。以下の読み下し文や解説は、『横手市史』資料編 古代・中世<sup>(2)</sup>からの抜粋・引用である。

#### ◎元慶2年（878年）7月10日条〔日本三代実録〕

「雄勝・平鹿・山本三郡の不動穀を以て、郡内及び添河・朝別・助川三村の俘囚に給い、その心を慰諭し、相励勉せしむ。是において俘囚深江弥加止・玉作正月磨ら、三村の俘囚二百余人を誘い率いて、夜襲して賊八十人を殺し、その糧食・宅舎を焼く。」

〔解説〕雄勝郡以下三郡の俘囚の族長が添河以下三郡の俘囚とともに俘囚軍を夜襲して、元慶の乱で最初の戦果をあげたこと等が記されている。

#### ◎元慶4年（880年）2月25日条〔日本三代実録〕

「山北の雄勝・平鹿・山本の三郡、遠く国府を去り、近くは賊地に接す。……勅して一年を復す。また不動穀六千二百九石七斗、三郡の狄俘八百三人に給う。」

〔解説〕出羽国三郡の調庸を一年間免除し、また三郡の俘囚に不動穀を支給する内容。

不動穀は、正倉に蓄えられた非常用の粳米であり、その使用にあたっては政府の許可が必要とされた。文献上では横手盆地内の三郡に正倉・不動穀倉が置かれており、元慶4年の記録では、6209石（斛）7斗の数字が残されているように、規模の大きな倉＝総柱建物が造られていたはずである。しかし今までの発掘調査において、横手盆地内での該当事例はなかった。単純な結びつけはできないものの、今回発見された総柱建物跡を、平鹿郡あるいは雄勝郡の不動穀倉と見なすことは可能で

はないか。

深江弥加止は俘囚軍を夜襲して戦果をあげた功績により、外正六位下から外従五位下に叙位された（元慶3年正月13日条）俘囚である。位を授けられていることを考慮すれば一俘囚ではなく郡司級の人物であったと推測される。その深江弥加止の居地について、横手市雄物川町であったとする説が示されている。鳥田亮三氏の「ミカド屋敷」<sup>41</sup>によると深江弥加止の居地は、町屋敷遺跡の北東約1.6kmの雄物川町造山にあったとされる。正保4年（1647）の名寄帳に「ミカド屋敷」がはっきりと明示されていることを根拠の一つとしている。また、遺跡西隣の「深井」集落は弥加止の生誕地との伝承もある。

#### （4）まとめ

遺跡の内容確認という限定的な調査ではあったものの、9世紀後半代の規模の大きな総柱建物跡が2棟並列して検出された。その周囲には、軸線を揃えるようにして側柱建物が建てられ、板扉が四方に巡らされていた。西辺板扉列の西側は低湿地であり、ここは旧雄物川の河川敷であった可能性が高い。総柱建物跡が稲倉跡とすれば、稲穂の運搬に欠かせない川湊が遺跡の近くに存在していたはずである。元慶2年に横手盆地内の不動穀が秋田城下の俘囚に運ばれたこと、深江弥加止の存在と伝承も、本遺跡の性格付けを規定する上でマイナスには作用しない。

横手盆地西辺中央部の横手市雄物川町域は、古代における地域開発の始点であり拠点でもある。それは盆地内における古代集落・生産遺跡・古墳などの分布と成立時期を見ると明瞭である。現代の地域開発（主に、ほ場整備）に伴う事前調査として多くの遺跡が発掘され、新たな古代史資料が積み上げられている。それでも、考古学的には全く不明瞭だった「不動穀倉」のような遺構が新規に発見される事例に接するとき、未だに多くの遺跡が眠っていることに気付かされる。奈良期の「雄勝城」についても然りである。

一方、払田柵跡の北西約3.5kmに位置する半在家遺跡（大仙市高関上郷）も町屋敷遺跡と同じ平成20年に調査された。ここでは、蛇行する河川に沿うように水田跡が畦畔を伴って多数検出され、水辺の各所では祭祀の痕跡が呪符木簡・斎串や桃核などと共に確認された。時期は9世紀後半～10世紀前半代である。遺構のなかに条里を想起させる直線的な盛土による大畦畔が検出されたことは、払田柵跡との関係の上でも重要な意味をもつに違いない。町屋敷遺跡と半在家遺跡ともに古代出羽国の様相を探る上での鍵を握る事例の追加である。

#### 註

- 1 松村恵司1998「正倉の存在形態と機能」『古代の稲倉と村落・郷里の支配』奈良国立文化財研究所
- 2 横手市2006『横手市史』資料編 古代・中世
- 3 鳥田亮三1986「ミカド屋敷」『雄物川町郷土史資料集』第15集



第31図 町屋敷遺跡周辺位置図



図版15

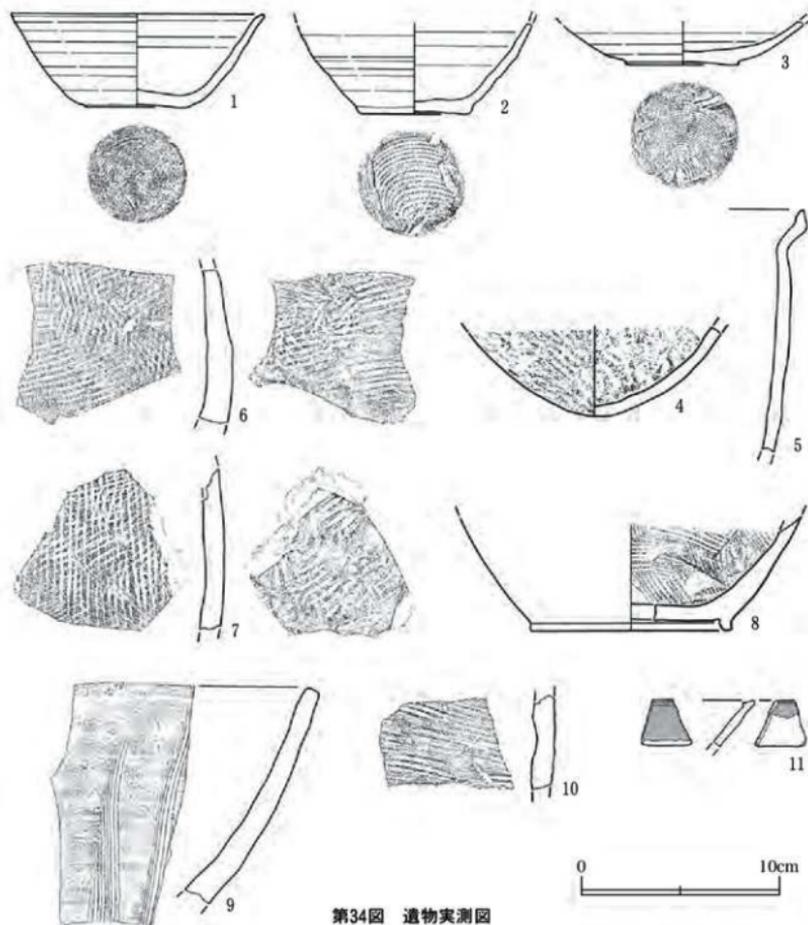
遺跡全景（南西→）調査後（埋め戻し後）に撮影、沖積地面上に立地、写真右奥の林は8世紀の遺跡が集中する造山地区（20080916撮影）



第32図 遺跡遺構配置図（全体図）

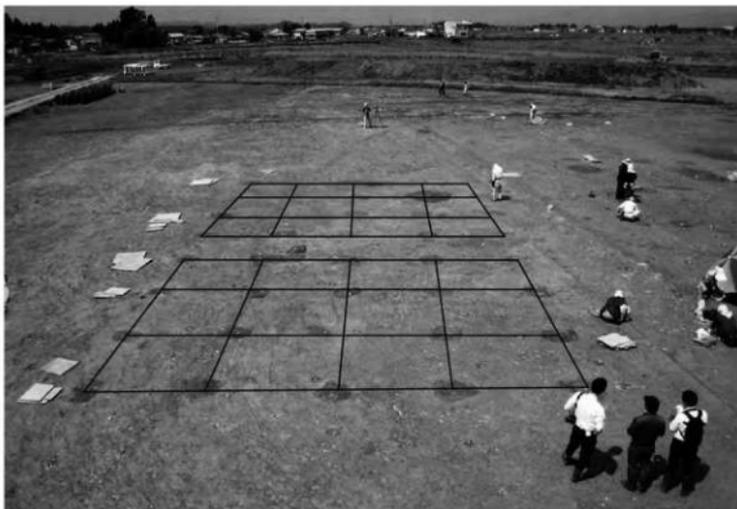


第33図 調査区中央部の遺構位置図



第34図 遺物実測図

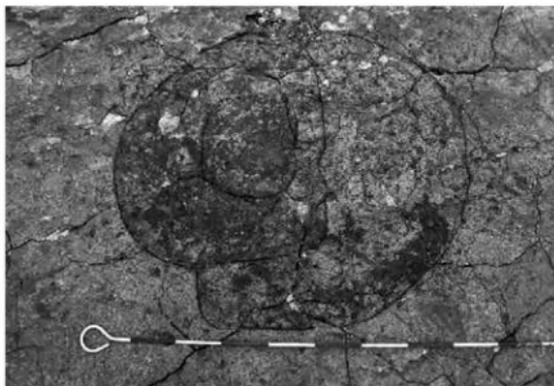
番号	種別	器形	出土位置・層位	特徴	口径 cm	底径 cm	器高 cm	底径 指数	器高 指数	外傾度
1	土師器	杯	遺構外RP10	内外：ロクロ調整。底：回転糸切り	12.8	5.0	4.8	0.39	37.1	32
2	土師器	杯	遺構外	内外：ロクロ調整。底：回転糸切り		5.4	(4.6)			
3	土師器	杯	遺構外	内外：ロクロ調整。底：回転糸切り		5.5	(2.2)			
4	土師器	甕	遺構外	外：平行印。内：背衝アノ具。竜脚形			(4.1)			
5	土師器	甕	遺構外	ロクロ調整→外面平行印。4と同一個体か			(12.3)			
6	須恵器	甕	遺構外	外：平行印。内：平行アノ具						
7	須恵器	甕	SK08	外：平行印。内：平行アノ具						
8	須恵器	甕	遺構外	内外：ロクロ調整。底：切り離し不明		10.1	(3.8)			
9	須恵器系陶器	椀鉢	SK45	内外：ロクロ調整。器口14mm内に8本			(11.0)			
10	須恵器系陶器	甕	SK19	外：平行印。内：アノ具						
11	須恵器系陶器	甕	遺構外	内外：ロクロ調整→竜脚						



図版16

上：総柱掘立柱建物跡全景（南→）奥がS B01、手前がS B02〔20080630撮影〕

下：円形周溝遺構（古墳か、北→）周溝の途切れている部分（写真奥）は、横手市教育委員会が発掘調査を実施〔20080730撮影、横手市教育委員会提供〕



図版17

S B01 柱穴掘形 (SKP08)  
確認状況 (南→)  
2 時期の重複、新期の掘形  
には柱痕跡も明瞭に確認で  
きる [20080710 撮影]



S B01 柱穴掘形 (SKP39)  
断割状況 (北→) 柱痕の下  
に角材が 2 本埋められてい  
た [20080710 撮影]



溝跡断割状況 (西→) 板材  
の痕跡が確認され、溝は板  
塀の布張り溝であったこと  
が明らかとなった  
板塀は総柱掘立柱建物の周  
圍に巡らされていた  
[20080709 撮影]

## 第6章 第7次5年計画調査の総括

### 第1節 第7次5年計画の概要と実績

平成16年度を初年度とした第7次5年計画は次の基本計画による。詳細は第2章第1節参照。

#### (1) 払田柵跡の各地区における遺構内容及び場の機能の調査

- ①外郭地区（長森）の調査
- ②外柵地区南東部（沖積地）の調査
- ③真山地区の調査

#### (2) 払田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集

基本計画に基づき、各年度において実施した調査実績は次のとおりである。

調査回数	調査地区・内容	調査面積	調査期間
第125次	真山丘陵北側地区の遺構内容確認調査	66㎡	平成16年6月1日～12月10日
第126次	長森丘陵西側地区の遺構内容確認調査	146㎡	平成16年6月28日～12月14日
第127次	北大路南側地区の遺構内容確認調査	19㎡	平成16年11月16日～12月14日
第128次	外柵南東部・ほ場整備に伴う発掘調査	1,450㎡	平成16年9月7日～12月21日
第129次	真山丘陵北側地区の遺構内容確認調査	84㎡	平成17年5月11日～8月4日
第130次	ホイド清水東側地区遺構内容確認調査	106㎡	平成17年6月20日～8月10日
第131次	外柵南東部・ほ場整備に伴う発掘調査 (同上：暗渠部施工に伴う工事立会)	2,305㎡	平成17年8月1日～12月22日 平成18年2月7日～3月10日
第132次	真山丘陵北側地区の遺構内容確認調査	55㎡	平成18年6月19日～12月25日
第133次	長森丘陵北側地区の遺構内容確認調査	262㎡	平成18年7月20日～12月26日
第134次	外柵南東部・ほ場整備に伴う発掘調査	868㎡	平成18年9月19日～12月27日
第135次	長森丘陵西側地区の遺構内容確認調査	152㎡	平成19年6月25日～12月10日
第136次	真山丘陵北側頂部の遺構内容確認調査	37㎡	平成19年8月27日～12月4日
第137次	長森丘陵西側地区の遺構内容確認調査	84㎡	平成20年5月27日～11月10日
第138次	外柵北東部・ほ場整備に伴う確認調査	108㎡	平成20年11月4日～12月25日
合計	14地区	5,742㎡	

上記14地区のうち、4地区（第128・131・134・138次）は、ほ場整備事業に伴う現状変更調査であり、国庫補助対象外事業である。したがって第7次計画に基づく国庫補助事業としては、10地区の1,011㎡を調査したことになる。調査手法については、計画表には記載はないが、平成12年度（第6次5年計画の2年次）からトレンチ調査を基本とし、遺構の広がり等の状況に応じて拡張を行うことにしている。

## 第2節 調査の成果と課題

第7次計画における払田柵跡内の調査地区は、ほ場整備関連を含めると、次の4か所にまとめることができる。

1：真山丘陵部（第125・129・132・136次）、2：長森丘陵部政庁西側地区（第126・135・137次）、3：長森丘陵部北側裾部（第127・130・133次）、4：沖積地部（第128・131・134・138次）である。以下では4地区の調査成果を報告し、5として関連遺跡の調査成果を記す。

### 1 真山丘陵部

本丘陵部の計画的な調査は、今回の第7次5年計画からである。真山丘陵全域は「堀田城跡」<sup>(1)</sup>として周知登録され、古代の遺構は削平を受けて消失しているとの想定から、今まで調査の対象となることは少なかった。しかし創建段階の様相を含め、真山丘陵部の果たしたであろう役割を解明するには発掘調査をとおいて他にはない、との結論から第7次計画の最初の調査地区を本丘陵部とした経緯がある。なお、調査と並行して丘陵部の地形測量（平成16～18年）と測量基本杭の設置（平成16・17年：委託業務）も実施している。各調査の概要は、古代・中世・縄文時代に分けて報告する。

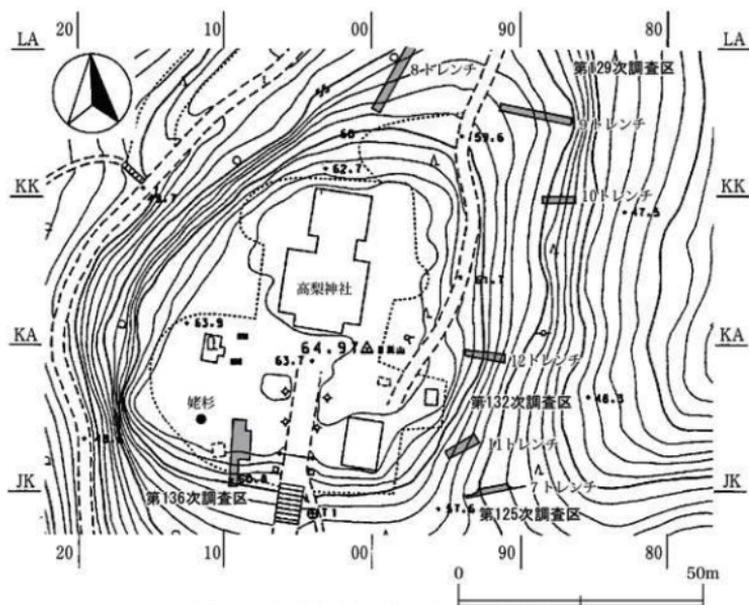
#### (1) 古代

検出された古代の遺構には2基の火葬墓がある。

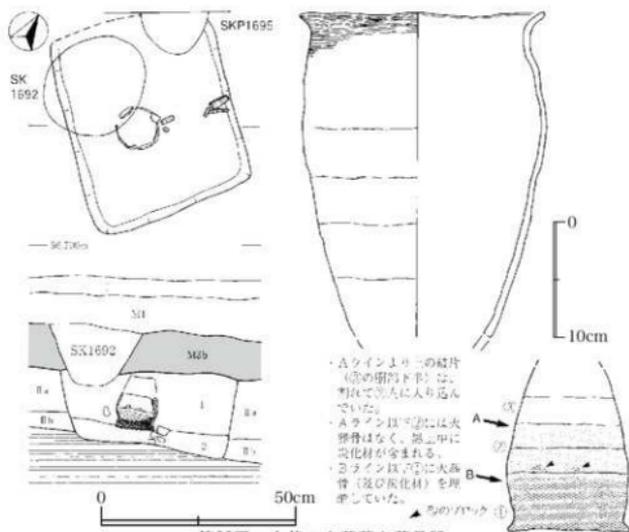
【第125次SK1689】第125次調査7トレンチから1基の火葬墓（SK1689）が確認された。これは沖積地を臨む北東向きの丘陵緩斜面部に位置する。墓坑（長さ約105cm、幅85cmの方形）の掘り込み面及び土器（蔵骨器）の観察から、SK1689は10世紀代（火山灰降下後）の払田柵が機能していた時期に埋葬されたと推測される。蔵骨器は、土師器長胴甕を倒立させて埋置しており、内部から466点、重量にして100.3gの骨片が出土した。分析の結果、骨は性別不明ながら火葬人骨であることが同定された。脛骨などの大きさから、成人(16歳以上)に達していたと推測され、出土した部位をみると、埋葬される時に、ほぼ全身骨が集められていた可能性がある。出土した人骨は、微細な破片となっており、表面に細かいひび割れが生じていることから、800℃以上の高温で火葬されたとみられる。

蔵骨器内には、少量の砂が意図的に入れられていたが、県内他遺跡での類似例の報告はない<sup>(2)</sup>。古代の葬送儀礼のなかには、遺骸の上に砂を散じたり、蔵骨器の中に火葬骨と共に砂を加える風習があるとされる<sup>(3)</sup>。砂を入れるという行為は、「土砂加持」という密教の修法に由来する。土砂加持とは「光明真言により加持した土砂を死者や遺骸に振りかけると、全ての贖罪が消滅して極楽往生できると一般的に理解されている儀礼」<sup>(4)</sup>である。墓坑や蔵骨器に土砂を納めた事例は、奈良県天理市岩屋谷1号墓（土葬墓）、東京都世田谷区諏訪山3号墓（火葬墓）、大阪府柏原市太平寺安堂古墓（火葬墓）にあり、時期的には9世紀から10世紀初めに比定される<sup>(5)</sup>。払田柵跡での「砂」が「土砂加持」によるものとすれば、10世紀代の出羽国に光明真言の土砂加持が伝播していたことになる。

【第129次SK11755】第125次SK1689の北約60mの丘陵縁辺部からもう1基の火葬墓が検出された。第129次調査10トレンチのSK11755である。SK11755は、竪穴自体の規模・構造は不明確ながら、床面直上及び付属する溝内の計3か所から少量の焼骨が見つかった。焼骨は床面上に置かれた焼燼



第35図 真山丘陵部の地形とトレンチ配置図



第36図 古代の火葬墓と蔵骨器

(径約15cm、厚さ4.5cmの扁平礫)直下から10数片が、溝内の2箇所からもそれぞれ10数点ままって出土している。焼骨は分析の結果、保存状態が極めて不良であることから、ヒトとの断定はされなかったが、脳頭蓋、四肢骨、肋骨等の各部位の同定が行われた。

以上の状況から、SK I 1755とは焼骨を納めた火葬墓、あるいは竪穴建物のような施設跡を利用した墓と類推することができよう。本例を火葬墓とする傍証には、第125次調査で検出されたSK I 1689が挙げられる。SK I 1689は土師器長胴甕を蔵骨器とするもので、SK I 1755とは葬法を異にするが、墓(土坑・竪穴)の掘り込み面は両者とも同一面(第IIa層)である。また出土量に差はあるものの、炭化米・種子が認められる点も共通する。

真山丘陵部で検出された火葬墓は2基にすぎないが、墓と判断された遺構は、柵内では初例である。また、トレンチの数・配置や古代の遺構面・包含層が残存する区域を考慮すると、未調査区にも一定数の火葬墓が点在していたと推測することはできよう。さらに、検出位置・時期・葬法を考慮すれば、被葬者は弘田柵という組織に深く関与した人物と推定される。加えて墓の発見地が政庁という中枢官衙施設のある長森丘陵ではなく、隣の真山丘陵であることから、墓域は官衙ブロックから離れた位置に設定していたと見ることもできよう。

なお、藤井甫公(東一)が遺した『拂田柵址研究日誌』によれば、「(真山焼杉)の根方より土師の「かめ」に白骨の入ってあるものを掘ってある」<sup>(6)</sup>とあり、高梨神社の鎮座する最上位面にも古代の墓域が広がっていた可能性が考えられる。

## (2) 中世

真山丘陵部における中世期の様相は、第125次6・7トレンチ、第132次11トレンチでの土層観察から以下のような4時期(A～D期)の変遷が推測される。

【A期】中世前期段階の真山丘陵部は、現況のような曲輪・平坦面をもつ人工地形の山容ではなく、なだらかに下る小丘状を呈していた。ここに旧表土層を切土してわずかな平坦面を作り出し、11トレンチでは竪穴建物跡(SK I 1812)が構築される。該期の人びとが保有していた器には、大仙市大畑窯産を含む須恵器系陶器(播鉢・壺)がある。出土遺物から13世紀代に位置づけられる。

【B期】A期後の14世紀代の様相は不明であるが、15世紀に入っても、まだ大規模な盛土・整地は認められない。A期の竪穴等が廃棄され、自然堆積が進み、再び丘陵部は緩斜面地となった。15世紀のある時期には、斜面地を切土して平坦面を作り出し、11トレンチでは竪穴状建物(SK I 1811)が構築される。SK I 1811が廃棄された後には、また斜面上位側に新しい竪穴建物(SK I 1810)が造られる。

【C期】SK I 1810が廃棄された後、それほど時間を経ることなく大規模な盛土・整地が開始される。斜面上位側は切土し、これによって生じた粘質土や基盤の礫層と黒褐色シルト質土を互層に積み重ねて斜面下位側に盛土する。この作業を少なくとも三度繰り返す。この結果、現況に近い人工地形の面が形成され、斜面地は平坦面に姿を変えた。最上層面からは、柱穴が掘り込まれる。これは掘立柱建物を構成するものであろう。建物などの下限時期は不鮮明ではあるが、16世紀代と想定する。

【D期】盛土整地は、C期最上層面の建物等の廃棄後にも行われる。この面からも柱穴が掘り込まれ、新たな建物が並んでいたはずである。この時期も不明確ではあるが、柱穴の堆積土層から近世磁器小片が発見されたことから、近世以降と判断される。あるいは大正4年に創建された高梨神社及び関連

施設構築に伴う近代の地業の可能性もあろう。

なお、A～C期相当層の堆積土壌をサンプリングしたところ、各層中に複数の炭化米が含まれていることが確認された。例えば、11トレンチ東壁面のうち幅30cm×奥行20cm×高10cmの範囲内から1529粒の炭化米が抽出された。このことは、A期の竪穴建物跡（11トレンチSK11812）が埋没する段階で既に炭化米が保有されていたことを意味する。11トレンチの南約10mに位置する第125次調査区7トレンチで検出された古代の火葬墓内（SK1689）にも一定量の炭化米が認められたが、これは重複する中世の盛土層に由来する可能性も考えられたものの、今回のデータからはそれを検討することはできなかった。いずれにしろ、遅くとも13世紀代には真山丘陵部に一定量の米が運び込まれたことであり、その上限は古代（10世紀前半～中頃か）に遡る可能性も残されている。また、C期の堆積土内からも多くの炭化米が見つかった。ここは15世紀以降の盛土層にあたり、10～13世紀代に生産された米を含む土層の再堆積層とは考えにくく、15世紀以降にも新たに米が丘陵部に大量に持ち込まれたと推測することが自然であろう。とすれば、高梨神社の鎮座する最上位面に米倉のような施設が存在していた可能性も十分に想定されよう。

【最上位面の様相】第136次調査は、私田柵跡内で最も標高の高い真山丘陵最頂部平坦面を選定した。ここはかねてより古代の烽火場的な施設が存在が推測されている箇所であり、同面における「場の機能」を探ることを目的とした調査であった。頂部平坦面のうち神社建設等に伴う削平を免れていると見られる南西部を対象とした調査の結果、古代あるいは中世段階の明確な遺構は検出されず、縄文時代の土坑・溝跡・柱穴がわずかに発見されただけであった。このことから、丘陵頂部地区に古代あるいは中世の施設は一切なかったと判断することは、対象地区が丘陵部の南西端に位置するわずかな範囲であることを考慮すると高草と言えよう。今後、頂部地区の削平された社殿周囲を含めた全域を調査区に組み込む必要があると思われる。なお、本調査地区が削平されずに残されたのは、大杉<sup>⑦</sup>が存在していたからと推測される。

### （3）縄文時代

縄文時代の遺構は、第125次で土坑2基、第129次で土坑3基が検出されている。出土遺物は第132・136次を含む4調査区全てで確認され、主に前期末段階であり、遺構の構築時期も概期と見られる。なお、第125次調査区では晩期に属する土器が少量出土している。過去の調査において真山地区（丘陵部及び周辺の低地を含む）の縄文時代の遺構・遺物は、高梨神社拝殿の南東側に位置する便所設営に伴う調査（第17次D地区、昭和53年調査）で発見された遺物のみである。この調査では、地山面直上の第6層より前期に属する土器片40点と縦型石匙が1点出土している。

## 2 長森丘陵部政庁西側地区

政庁西側地区は、第6次5年計画時より断続的に調査を進めており、北側緩斜面を中心として鍛冶関係の工房跡等が集中的・重層的に検出されている。第7次5年計画ではこれら鍛冶工房群の範囲を明確にするために第126・135・137次の3度の調査を実施した。本項ではあわせて、中世、縄文時代の様相も概述する。

## (1) 古代

古代における政庁西側地区は、第6次5年計画調査(第115・118・120・122次)も加味して整理すると、次のようにまとめられる。

古代の遺構は、出土遺物から9世紀第4四半期から10世紀前半代を中心とした比較的限定された時期の構築と推測される。出土遺物のピークは、10世紀初頭から前半の火山灰降下前後の時期に求められ、創建段階あるいは終末期にあたる時期の遺物は認められない。

各遺構は、丘陵頂部～斜面上位平坦面、北側斜面上位緩斜面部、北側斜面中位、斜面下位の4地区でまとまりをもつが、それぞれが異なる機能を有していたと考えられる。

### 【丘陵頂部～斜面上位平坦面】標高50～52mライン上の遺構群

ここでは馬背状の狭い頂部平坦面(標高51～52m、幅10m未満)から北側と南側にわずかに傾斜する斜面上位平坦面部からなる。頂部平坦面は、一見すると施設建設には好立地のように思える。しかし幅の広い東西方向の溝跡(第115次S D 1231・1250)や南側斜面上位側に位置する東西方向の板塀跡(第115次S A 1248)等がわずかに認められる程度である。ここは政庁から外郭西門に至る線上にあたることから、通路として確保され、上屋をもつ構築物を排除する規制が働いていたと推測される。

S D 1231は調査前からわずかに凹状に窪んでおり、これを東側に延長させた先には政庁前殿が位置する。精査の結果、溝の堆積土中には火山灰が検出されたことから、10世紀前半以前には溝状を呈していたことが確かめられており、道路状の施設もしくは道路側溝の可能性が高い。

頂部平坦面の南側は丘陵縁辺部にあたり、ここには硬質泥岩の基盤層が露出しており、施設を置く空間は南北方向の幅数m程しかない。それでも竪穴建物が3棟(第115次S I 1229・1230、第123次D区S K I 1631)整然と配されている。

北側斜面上位平坦面には、南北棟となる掘立柱建物が2棟(第115次S B 1219A・B、S B 1222A・B、それぞれ2時期)並列する。その西側に位置する第123次D区北側及び第137次L区では古代の遺構が確認されなかったことから、南北棟の建物が本域における西端の施設と推測されよう。建物跡の東側には、南北の板塀跡(第115次S A 1226・1227)を挟んで竪穴建物(第115次S I 1236、第122次C区S K I 1490A等)が整然と配される。南北棟建物がそれぞれ2時期であること、板塀も開口部(出入り口か)を伴いながら複数時期の想定がなされることから、両者が関連をもち一定期間存続していたことが類推される。

斜面上位平坦面の竪穴建物のうち、S I 1229・1236はカマドをもたず、浅い掘り込みを伴う炉をもつことから何らかの工房跡であった可能性がある。しかし、堆積土の篩掛けや磁着の結果では、これを鍛冶関係の炉と断定することはできなかった。

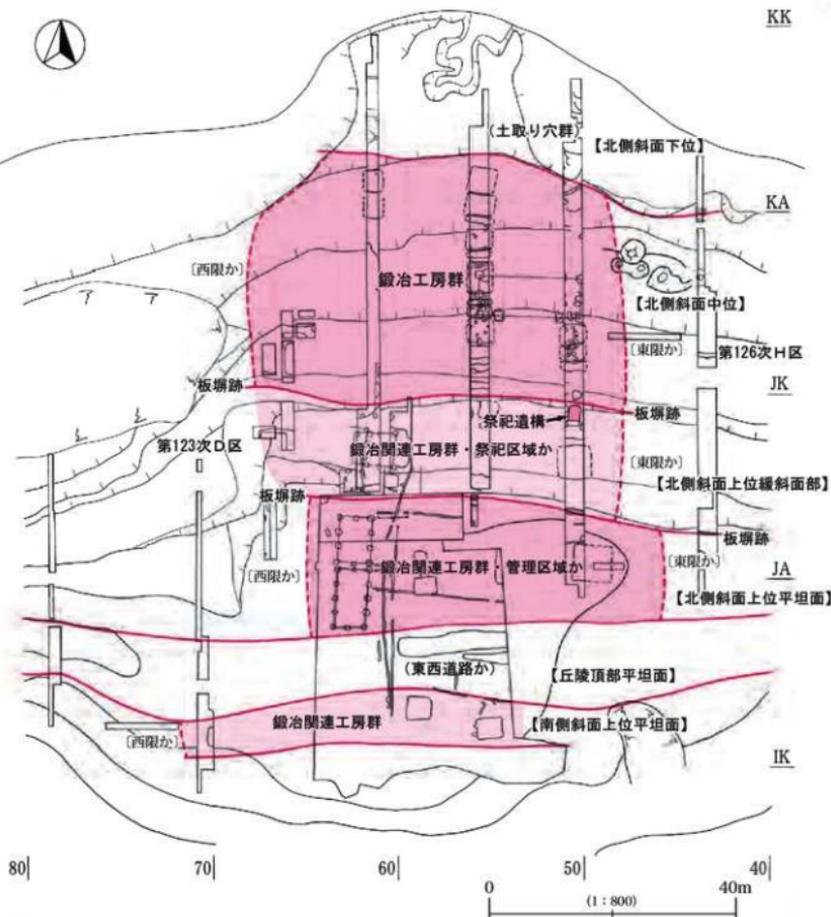
なお、南北方向の板塀跡は通路と想定した頂部平坦面を遮断するように配置される。これは板塀及び南北棟建物が複数時期にわたることや板塀に開口部が認められることも考慮し、通路を政庁から外郭西門方向に向かうと仮定すれば、平坦面をまっすぐに西進する時期と、板塀に遮断され北側斜面上位のどちらかの建物を經由して進む経路が複数時期存在していた可能性がある。この推測に従えば、南北棟の建物とは、政庁から外郭西門に至る経路上に必要とされ、板塀に画されていた施設とみなすことができよう。

### 【北側斜面上位緩斜面部】標高47～50mラインの遺構群

標高50mラインには現況でもわずかな段差が認められ、同所下からは東西方向の板塀跡(第118次

SA1313、第120次A4区SA1358等)が検出された。SA1358は、南北棟建物のうちの北側建物であるSB1222北面梁間と並行する位置で検出され、南約3mにはこれと並行するSA1313も確認されている。両者間約3mの空隙は東西の通路とみなすことも可能である。

本域の遺構は、東西棟の掘立柱建物跡(第135次SB1866A・B、SB1875等)や竪穴建物跡(第122次SK11491・1532、第135次SK11876、第137次M・N区SK11922A・B)、祭祀施設とも想定される竪穴遺構(第122次SK11484A~C)等で構成される。これら遺構群は、上位の遺構群が整然と配置されるのに対し、本域では特に西側において重複が著しい。また、遺構群の広がりとは上位遺構群より西側に延びることも確かめられた。



第37図 政庁西側地区における遺構群の配置

S B1866・1875の柱穴掘形は一边が100cmを越すような規模であり、これは政庁域あるいは長森東方地区における掘立柱建物跡の柱穴掘形と遜色ない。同等の掘形規模をもつ建物跡は北側斜面上位平坦面のS B1219A・B、S B1222A・Bでも確認されている。これら建物跡の軸線方向が今回検出されたS B1866・1875と一致することから、それぞれが関連をもって計画・構築された施設群と推測されよう。ただし、今までは同類建物の構築時期が不明瞭であったが、S B1866・1875と近似する柱穴掘形であるS K P1911・1912が鍛冶関連の整地層に先行する時期であることが判明した。このことから、同種の掘立柱建物のうちの一部は、一連の鍛冶関連の施設に先立つ構築である可能性が生じたことになる。また、竪穴建物跡には、焼土（地床炉）を伴う例もあるが、鍛冶に直接関連する鍛造剥片等は未確認である。これは、斜面上位平坦面における竪穴建物と同様である。

#### 【北側斜面中位】標高43～47mラインの遺構群

標高47mラインには、明確な段差が見られ上位面との比高は60cmである。ここには第122次B区のS D1516・1530等の東西方向の溝跡が確認されていることから、上位斜面部の標高50mライン同様に遺構群を画する板塀等の施設が存在していたと推測される。

本区域は、標高43～45m程の急斜面部と標高45～47mの緩斜面部からなる。前者には竪穴建物構造の鍛冶工房跡、後者では掘立柱建物構造の鍛冶工房跡や規模の大きな掘立柱建物跡・土坑等が激しい重複を伴い検出された。

斜面中位の緩斜面部第122次B・C区から検出されたS B1525A・Bは、規模の大きな東西棟掘立柱建物跡である。旧期のS B1525Bは、桁行5間×梁行2間で総長16.5m×6.6mである。本建物の南側柱列を東側に延長すれば、政庁正殿の北側柱列とほぼ同一線上にのる。鍛冶工房跡との重複を整理すれば、本建物は鍛冶工房が存続する期間中のある時期に構築されていたことになる。

また、大型の円形土坑（第135次S K1864・1870）は、北側斜面下位で確認されていた“土取り穴”に類似するものの、S K1864は壁面・底面とも整った掘り込みを有し、土を取るだけの穴とは思えない。土取り穴とは異なる性格を想定する必要がある。なお、S K1864の遺物の出土状況は、地鎮等の祭事に係る事例と判断されよう。

#### 【北側斜面下位】標高39～43mラインの遺構群

北側斜面下位は、その東部で斜面が比較的急であり、西部では緩傾斜～平坦である。前者には土取り穴群が形成され（第122次B・C区）、後者には土取り穴とは異質の土坑や溝跡が確認された（第135次J区）。土取り穴は、斜面上位側の鍛冶関連の施設構築に伴う可能性と、斜面下位側の外郭北門周辺の低地部における整地等の用土を供給するためという両者の想定をしておきたい。斜面最下位の平坦面（丘陵縁部）は、丘陵最上位の平坦面と同様に、東西間の道路として利用されていたのかもしれない。

【鍛冶工房群の東限】第126次調査は、工房域東端部の状況を探ることを目的に実施された。調査の結果、古代の遺構は東西方向の溝跡（板塀跡）4条と土坑1基が検出されたに留まる。また、鍛冶工房等に伴う整地地業の明確な痕跡も確認されなかった。これらのことから、工房域は本調査区までは及んでいないことが明確となった。したがって本区の西約18mに設定した第122次C区近辺が工房群東限であったと見なすことができよう。このことはまた、C区以東、政庁域までの約100m程の区間は遺構がほとんどない空閑地であった可能性が生じたことを意味する。

なお、第122次C区で確認したS K I1484A～C竪穴は、瓦質土器・須恵器壺G・鉄鉢模倣の仏鉢

(土師器)など特殊な遺物が出土し、鍛冶作業に関係をもつ祭壇的施設と推測していたが、今回の成果を受けることで本竪穴は、鍛冶関連工房域の最南東端に位置する施設であったことになる。

## (2) 中世

第126次調査区からは中世の土坑墓2基が検出された。墓は屈葬型の土葬墓であり、洪武通寶(初鑄1368年)等を副葬する<sup>(8)</sup>ことから、14世紀後半以降に営まれたことになる。ただし、出土した洪武通寶は、その法量や銭裏面の状況から、後の時代に鑄造された模鑄銭と推測される。洪武通寶の模鑄銭は、青森県根城跡<sup>(9)</sup>や同県浪岡城跡などの16世紀代の城館跡での出土例が報告され、大阪府堺環濠部市遺跡では、16世紀中頃から後半代の生活面から、洪武通寶の鑄型も出土している<sup>(10)</sup>。また、真山丘陵部(第125次調査)でも15世紀末段階の瀬戸産灰釉皿(大窯Ia期)も見つかっている。これらのことから本土坑墓は、15世紀末から16世紀代において構築された可能性が高い。

私田柵跡内における中世の遺構は、真山地区を除くと長森丘陵部西端で土塁・空堀に画された区域内に墳墓・火葬墓等が営まれる事例があるのみであった。これらは13世紀代の構築である<sup>(11)</sup>。今回検出された土坑墓は、同じ長森丘陵部ではあるが、地点・時期が異なる。いずれにしろ、本丘陵部では、中世の2つの時期に墓域が設定されていたことになり、これは真山丘陵部での断続的な営為と呼応するものであろう。

## (3) 縄文時代

縄文時代の遺構は、第126次で竪穴住居跡1軒、土坑13基、第135次で土坑5基、第137次で土坑5基、焼土遺構5基などが検出された。出土遺物から構築された時期は、前期後半～末段階に限定されるようである。第6次5年計画調査時を含め、長森丘陵部西側一帯には前期後半～末の集落が展開していたことが一層明確となった。

## 3 長森丘陵部北側裾部

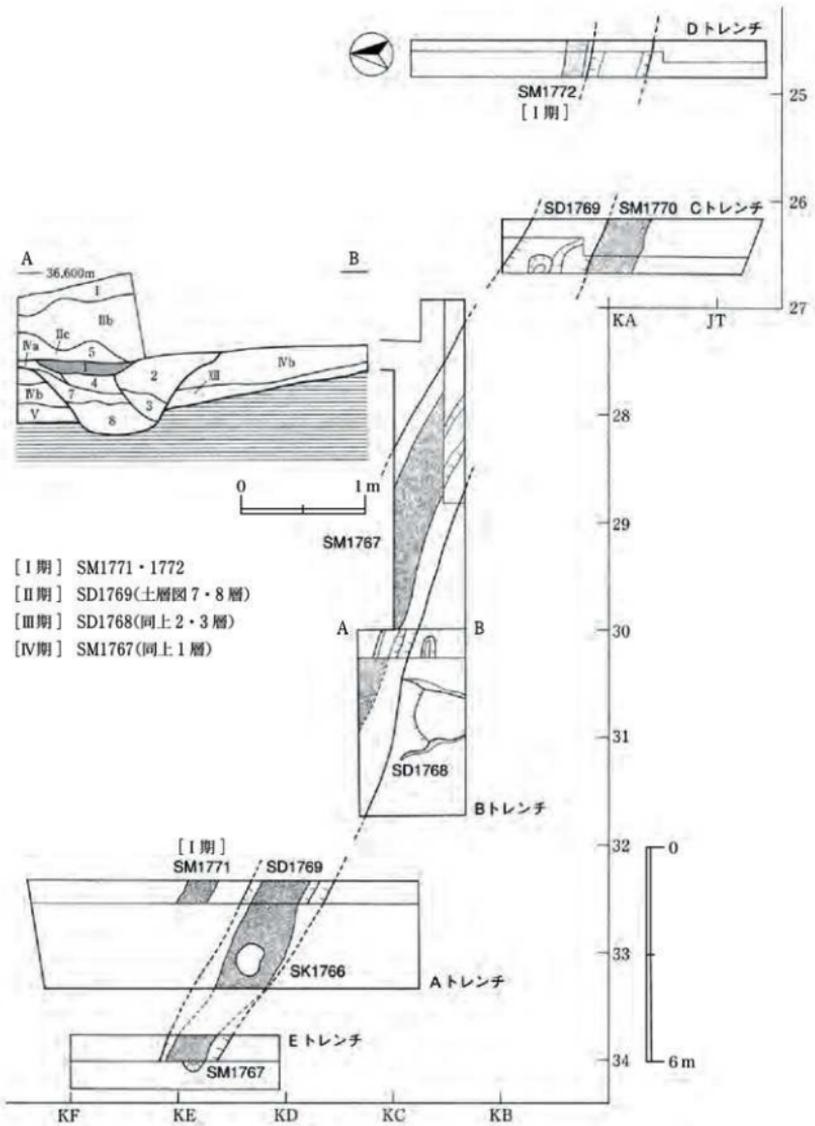
第127・130・133次の3調査区は、丘陵北側裾部から沖積地に至る箇所であり、小規模なトレンチ調査ではあったが、大きな成果があった。

### (1) 第127次調査

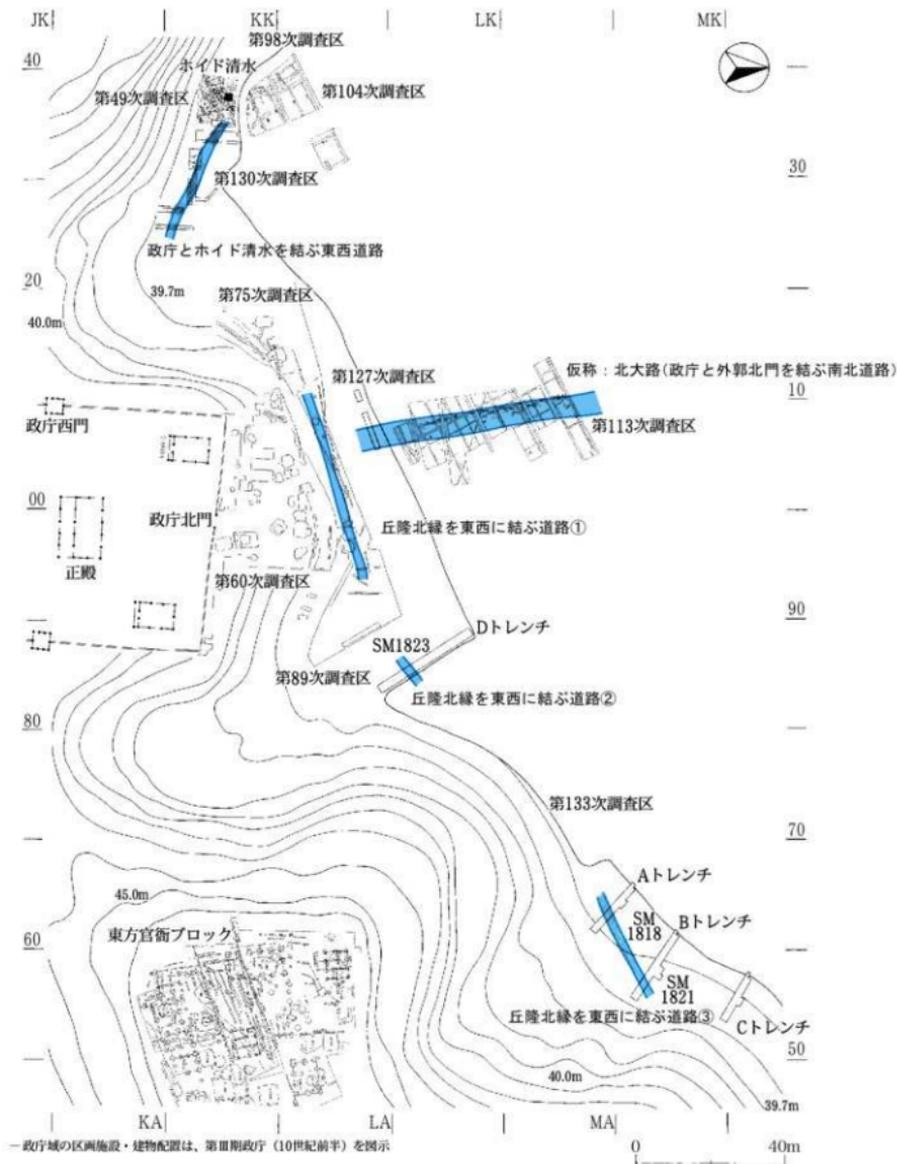
確認された2条の遺構は、政庁北門から外郭北門に至る2本の道路跡の南端部にあたると推測された。それは第113次調査で検出された道路跡(SM1213A・B)の存在が前提にある。

SM1213Aは、外郭北門跡の桁行方向に対して直交するライン上に作られ、その幅員は6～7mである。路面は黒褐色泥炭層の上に盛土・整地をするものであるが、明確な硬化面や側溝は認められなかった。盛土は、自然堆積の泥炭層と区別される黒色土であり、同層には暗緑灰色粘土粒子、細かい木片、硬質泥岩の角礫、小石、川原石、火山灰とは明らかに異なる川砂などがごく少量含まれる。盛土の厚さは北側(外郭北門跡寄り)で最大40cm、南側では25cm程である。

SM1213Bは、SM1213A盛土面上の西寄りに作られた、いわゆる木道である。木道の遺存状態は良好ではないが、外角線材木扉の角材を転用し、材の長軸を主に南北方向に2・3列並べることで路



第38図 政庁-ホイド清水間の溝跡・道路跡



第39図 長森丘陵北側裾部における遺構の配置図

面とさせている。その幅は1～2.5m程である。

SM1213B木道の構築時期は、土層断面の観察により火山灰降下前であるが、盛土によるSM1213Aの構築時期や両者の存続期間などは不明確である。類似の構造をもつ木道は、外郭線材木堀の内側（南側）にも見られる（SX1180・1202木道）。SX1180・1202は、外郭線B期（9世紀中頃～10世紀初頭）の材木を抜き上げて使用したもので、その時期は火山灰降下前であり、外郭線D期（917年+ $\alpha$ ）まで存続したと考えられている。外郭北門は創建時に設置されていることを勘案すると、SM1213Aは創建期（外郭線A期）に作られB期まで存続し、SM1213B木道はC期（907年）に入り作られD期にも使用された、と推定することができる。盛土による道路から木道への変化は、周辺河川の流路の移動に伴う水位の上昇が原因と考えられている。

今回検出されたSM1716とSM1717は、その位置と規模の上から、それぞれSM1213AとSM1213Bに対応可能ではあるが、細部では相異も認められる。SM1716は、SM1213Aのような盛土層の確認はできなかった。SM1717は粘質土による盛土であり、SM1213Bのような木道ではない。これらの相異は、道路面の立地に起因すると推測される。すなわち、SM1716・1717は泥炭層面に載るものであるが、そこはSM1213A・B面ほど泥炭化が進んでいなかったと見られる。従って当初の道路は盛土を行わなくとも通行が可能と判断され、木道に切り替えられた時期も、粘質土による盛土対応とされたのではないかと思われる。

SM1716・1717は、低地（泥炭層面）と丘陵地の境界域で検出した道路跡である。外郭北門の桁行きに直交させた道路は、第127次調査区近辺で向きを南東方向に変え、丘陵地に向かう。丘陵地斜面では道路状の遺構は検出されなかったが、堅穴住居の存在しない空閑地を想定道路跡とした。このラインは、等高線に直交しており、政庁北門に至るようである。

いずれにしろ、不明確な点もあるが、弘田柵内の道路は南大路を含め、側溝を持たない道路であったことになる。

## （2）第130次調査

第130次調査はホイド清水の西側にあたる。ここで検出された一連の溝跡及び硬化面は、東南東～西北西方向に延びるが、これは政庁西門からホイド清水を結ぶライン上に位置する（第39図）。また、硬化面については、第127次調査において検出されたSM1716・1717道路跡を参照すると、やはり道路・通路跡と推測されよう。以上の点から、溝跡・硬化面とは、政庁からホイド清水に向かう排水路であり、通路であったと類推しておく。これを受けて、次のような変遷案を示す。

【I期】火山灰降下前には、幅70cm程の通路（SM1771・1772）が形成される。盛土などの明確な整地は認められなかったが、硬化面下の土壌が異地性の砂質系を示すことから、小規模な整地を行っていた可能性は高い。通路の形成時期は不明であるが、火山灰降下前の遺物に下限時期を9世紀第2四半期と見ることのできる須恵器環が含まれることから、政庁第I期（9世紀初～中頃）のいずれかの段階に形成されたと見ることができよう。

【II期】火山灰降下後、幅2m前後の溝（SD1769）が新たに作られる。その位置は、かつてのSM1771・1772の南側に移動するが、軸線方向は同じである。溝はホイド清水の北側（斜面下側位）に向かうことから、排水が直接清水に入り込むことを防ぐ役割を担っていたはずである。また、遺構としての確認はできなかったが、溝に並行して通路も存在していた可能性がある。溝の廃絶時期は、最下

層（7層）から10世紀第3四半期の土師器環が出土していることから、政庁第V期（10世紀中～後半）に入る可能性もある。なお、本溝が丘陵部と低地部を分ける境界域に位置することにも着目しておきたい。

【Ⅲ期】SD1769埋没後、新たに幅1m程の溝（SD1768）が作られる。その位置は、かつてのSD1769の南側壁をなぞるように掘り込まれる。SD1768の堆積土は、ベースであるSD1769に酷似し、かつ層境も不明瞭であることから、溝として完成後まもなく埋没が始まり、比較的短期間で役割を終えたものと見られる。この段階にも溝と並行して通路が設けられていた可能性がある。

【Ⅳ期】SD1768埋没後、幅1～1.2m程の通路（SM1767）が新設される。その位置は、かつてのSD1768・1769の上部にあたる。SD1768の東側延伸部がSM1770と接続すると仮定すれば、本通路は南側に曲がり政庁西門に向かっていたのかもしれない。SD1768内からは、10世紀第3～4四半期と見られる土師器環（小皿）が出土している。このことから本期の存続時期は不明確ながらも私田権の最終末である政庁第V期に含まれる。

以上の4時期変遷から間接的ではあるが“ホイド清水”は、政庁第1期段階から終末期に至る間、その機能を保持し続けていたことが類推されるであろう。

### （3）第133次調査

第133次調査の成果は、4本のトレンチ（A～D区）から得られた情報と過年度の周辺域調査事例も加味して整理すると、次の3点にまとめられる。

#### ①東西道路跡の発見

東西道路跡は、西からD区のSM1823、A区のSM1818、B区のSM1821で構成される。三者を繋ぐと、ほぼ直線的な配置を示し、構築時期も火山灰降下直後であることから、一本の道路として機能していたと推測した。路面の状況は、SM1823が溝掘り込みのち盛土、SM1818が礫敷き面、SM1821が掘り込みをもたないタイプと、三者とも異なるが、これは当時の地盤状況の差に基づく想定される。SM1823は、泥炭層が形成される沖積地面にあたることから、粘土による盛土路面とした。SM1818とSM1821は、丘陵地と沖積面との境界線上に位置することから、前者は礫敷きとし、後者は掘り込みや礫敷きを伴わない路面（盛土の可能性はある）とした。路面状況の差はあるものの、道路跡周辺の土層の状況は、明らかに自然堆積を示していることから、路面幅2～3mという狭いエリアを歩行用の通路として規定し、それが厳守されていたことを意味する。

発見された道路跡の西側には、政庁域北側の第60次調査区（昭和60年調査）と第89次調査区（平成3年調査）が位置する。ここでは、SD767溝跡とSD774溝跡等が検出されている。両溝跡は幅20cm前後、深さ10～20cmであり、東西方向に伸びる。この延長上にSM1823・1818・1821道路跡が位置することから、遡って見ると、過去に調査した溝とは、道路側溝であった可能性も考えられよう。加えて第130次調査区では、政庁からホイド清水方向に伸びる東西方向の道路跡も確認されている。以上の状況を総合すれば、政庁北側の長森丘陵北縁辺部には、路面状況は異なるものの、火山灰降下後の時期に東西道路が形成され、人びとの往来があったと推測されるに至った（第39図参照）。

なお、政庁から外郭北門に向かう南北方向の道路跡（仮称：北大路）も第113次調査区（平成10年調査）と第127次調査区（平成16年調査）で確認されている。ここでは2時期の路面が検出されている。SM1213Aは、幅員6～7mで盛土（最大厚40cm）による。次段階では北門寄りでは木道（SM

1213B)、政庁寄りでは盛土(SM1717)となり、その幅も1~2.5m程に減ずる。両時期の道路ともに火山灰降下前に機能を停止している点で、東西道路と時期が異なる。いずれにしろ、南北と東西という2系統の道路跡の存在は、政庁域-外郭北門-外郭東門を結ぶ丘陵地から沖積地区の“場の様相”を探る大きな鍵の一つとなるのである。

#### ②地鎮・祭祀遺構の確認

B区では推定東西道路の北脇で、粘土貼り面が検出された。作業自体は丁寧とは言えないが、他所から持ち込んだ粘土を利用して道路脇の地表面に貼り付け(盛土)ている。粘土面には少なくとも3箇所に小穴が穿たれ、1箇所(P1)では土器を埋納する行為がなされていた。他2箇所では掘られた小穴に粘土が詰められていることから、P1とは異なる祭祀が行われていた可能性もある。また粘土面の周辺では、土器類が比較的多く分布することから、粘土面を祝場として、遺物を撒くような行為がなされていたのかもしれない。

粘土面と道路の位置や時期(火山灰降下直後)を考慮すると、一連の行為とは、火山灰降下後に新設された道路脇での地鎮等の祭祀と想定されよう。火山灰降下直後の祭祀行為については、払田柵の祭祀場である美郷町厨川谷地遺跡が知られるが、払田柵跡内でも小規模ながら遺構・遺物が散見される。道路脇の事例では、第127次調査区のSM1717道路脇の火山灰層直上でも土師器環が正立して発見されている。また、第122次調査区(平成15年調査、長森丘陵部西側)では、SK1574土坑内に堆積した火山灰層の直上に、土師器環が正立状態で埋められているのが発見された。土器の底面には火山灰が付着していることから、土坑に火山灰が堆積した直後に埋納したことが判明している。

#### ③火山灰降下前段階の様相

東西道路跡やこれに関連する遺構群は、火山灰降下後に新設された。火山灰層を除去して下部を掘り下げた結果、溝跡(SD1822)や柱穴がいくらか認められるものの、総じて遺構は少ない。これらの時期の遺物も皆無に等しく、創建時から10世紀初頭段階の“場の利用”は極めて低いと言わざるを得ない。

## 4 沖積地部

ほ場整備事業に伴い、外柵南東部の沖積地部を調査する機会が得られた。3か年の調査により得られた資料は、検出遺構として外柵の材木塀角材列(角材は22か所、布掘り溝跡は2か所で確認)、溝跡18条、土坑30基、柱穴14基、及び河川跡40か所であり、出土遺物は、土師器、須恵器、緑釉陶器、木製品、鍛冶・鑄造関連遺物(環を転用した埴塼、羽口)、須恵器系陶器などである。

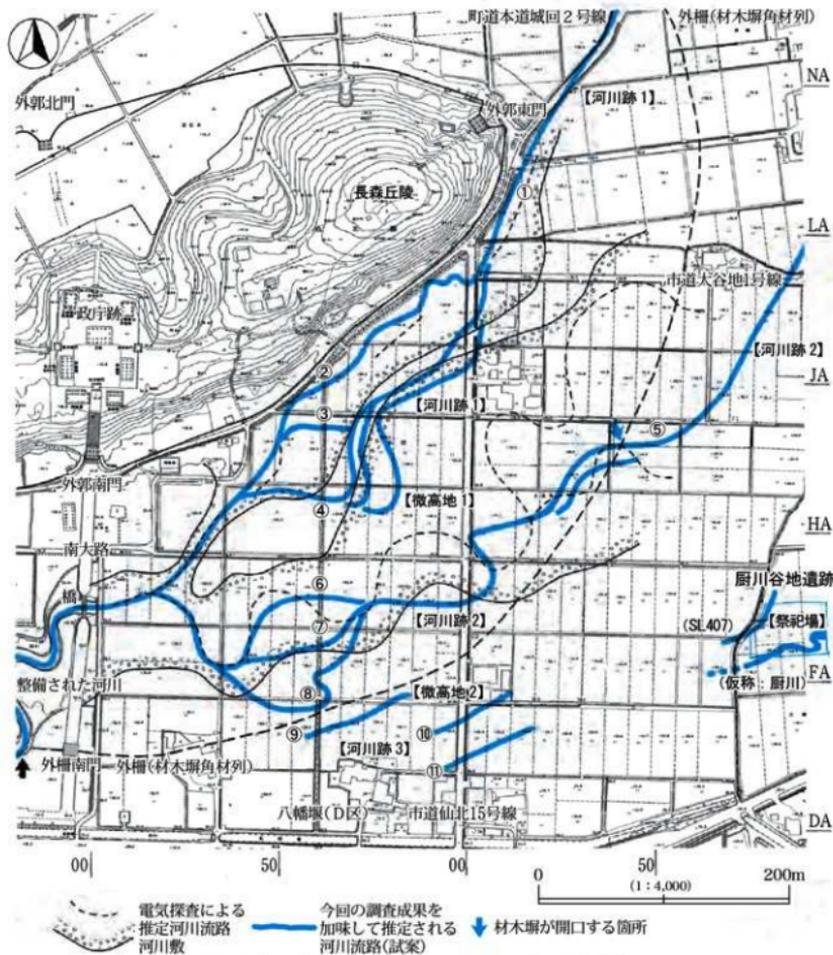
検出された遺構は、近現代の水田に伴う溝跡(水路跡)を除くと、いずれも古代に属する。遺物では、調査区南辺部(外柵の南側)から須恵器系陶器の跡が出土しているが、その他の遺物は全て古代(主として9世紀後半~10世紀前半代)である。陶器の出土した地区は、菅江真澄が実見し、図絵を残している念仏屋敷板碑<sup>(12)</sup>が位置するところであり、東約300mには多量の埋蔵銭が発見された厨川谷地遺跡(第1図54-3)が存在する。このことから柵外南東部一体は、巨視的には板碑や埋蔵銭出土地を包括する中世遺跡として理解されよう。

本調査の総括と課題は次のとおりである。水田下には外柵の材木塀角材列が弧状に遺されており、幅の狭い調査区内での発掘ではあったが、その埋設位置や構造、滅失後の状況等の観察を複数箇所

実施することができた。

河川跡は柵内で2系統の流路が確認され<sup>(13)</sup>、それは電気探査の成果<sup>(14)</sup>と大筋では合致することも確かめられた。また、柵外南側にも別系統の河川の存在が認められ、これは厨川谷地遺跡で平成13年に検出されていた2系統の河川跡に連なる可能性が指摘された。

河川跡と材木堀角材列の関係では、河川が柵内に入り込む位置がK区と44次2A区・U-2区の間求められ、外柵南門西側での事例と同様に材木堀が開口していたと推測される箇所<sup>(15)</sup>がほぼ特定された。推定開口部(第41図、I Eライン)を真西方向に延ばすと、外柵南門跡に到達する。その



第40図 私田柵跡南東低地部における河川跡の推定流路

距離は430m(約4町)である。開口部と外郭南門の位置関係、距離は単なる偶然なのだろうか。

検出された河川間には、柵内外に少なくとも2か所で微高地が存在し、小規模な掘立柱建物が建ち並ぶ景観が推測された。出土遺物から見ると、微高地部の土地利用は9世紀後半から10世紀前半に限定、すなわち材木堀が滅失した後にあたる。同時期の土地利用は、厨川谷地遺跡<sup>(16)</sup>でも祭祀場として認められ、両者間の相関は、今後の検討課題としておきたい。

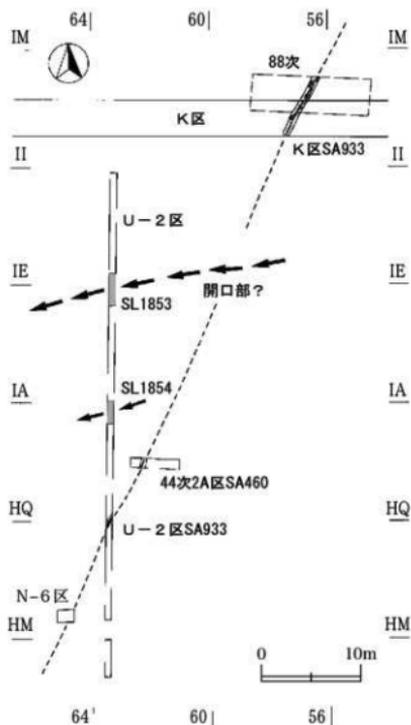
いずれにしろ、本調査区内では外柵材木堀角材列を除くと創建段階の遺構や遺物は一切認められなかった。創建時の柵内低地部は、河川や河川敷が広がるだけの荒涼たる景観だったのか。河川敷の先には、築地土堀や石塁を両脇に抱えた外郭南門、石塁上に置かれていた櫓状建物、丘陵上には政庁域の建物群が偉容を誇っていたはずである。これらの施設は、今回新たに推測された材木堀の開口部から見えていたに違いない。もう一步踏み込めば、開口部とはこれらの豪華な建物等を見せつけるために、律令国家側が用意した装置と言えないだろうか。そのためには柵内低地部に視界を遮るような施設の建設を当初から計画していなかったとすれば、本調査の成果とも一致するのである。

## 5 関連遺跡の調査

第7次5年計画では、払田柵跡の調査に加え「払田柵跡関連遺跡の現況調査及び情報収集」という主題を掲げた(第2章参照)。払田柵跡の実態を解明するには、指定地内の調査に加え、指定地外の同時代関連遺跡の調査が必要である。関連遺跡の選択と活動方針については、次のようにした。

- ① 雄勝城を含む官衙関連遺跡の発見を視野に入れた踏査を実施する。
- ② 対象地区を当面は横手盆地南西部(主に横手市雄物川町と羽後町)を中心とする。
- ③ 踏査地区の選定にあたり、桃生城跡の立地を参考にする。
- ④ 踏査や各種資料の収集にあたり、関係市町との連携を図る。

雄勝城跡の発見は、払田柵の成立を考える上で欠くことのできない最重要点である。対象地区の選定については、近年の発掘調査により横手市雄物川町域で雄勝城が成立した8世紀代の集落跡が次々と確認されていることにもとづく。また実際の踏査範囲選定には、雄勝城と同時期に造営された桃生城が丘陵地



第41図 外柵材木堀角材列の配置と河川跡の検出位置

の端部に立地することを念頭におく。さらに踏査時の視点としては、平坦面は少ないものの、区画施設である築地・土塁が土手状の高まりとして残存している桃生城跡の事例を参考にする。

上記の指針の下、平成17年度より活動を開始した。その概要は次のとおりである。

【平成17年度】

横浜市雄物川町末館地区周辺を対象とし、2度の踏査を実施した。

【平成18年度】

本年度からは、踏査地区の選択にあたり、丘陵地以外にも目を向け、微高地部分も踏査の対象に加えた。これには、微高地上に立地する雄物川町十三塚遺跡で8世紀代と見られる瓦が出土していることを念頭においている<sup>(17)</sup>。官衙関連遺跡・寺院跡等の存在が予測される瓦の出土は、横手盆地では、私田権跡及び隣接する扇川谷地遺跡以外には十三塚遺跡が現状では唯一である。

踏査は、横浜市雄物川町造山・内山・高花・回館・栗林・十三塚・矢神地区、横浜市大森町牛ヶ沢地区、羽後町上鴨巣地区を対象に5度実施した。

【平成19年度】

本年度は昨年度までの踏査の結果を踏まえて、一部地区の試掘を行うことで作業を進めた。その結果、横浜市教育委員会の協力をいただき、平成19年11月15日～12月10日にかけて横浜市雄物川町造山字造山・栗林・十足馬場を対象に6地区11地点（70㎡）の試掘調査を実施するに至った。

調査の結果、十足馬場地区で8世紀代の集落遺跡を新発見し、また、周知の遺跡である造山館跡の範囲を確定させ、造山I遺跡や栗林遺跡は遺跡の範囲が広がることも確かめられた。

6地区の試掘調査の結果、直接的に“雄勝城”に結びつく資料は得られなかった。しかし、3地区から8世紀代の遺物が出土し、うち1箇所は新発見の集落遺跡である。十足馬場南遺跡として発見届けを提出した地区周辺は、何度かの踏査によっても遺物を採集できなかった地区である。今回の調査によって、過去に遺物が採集されなかったのは、表土から遺物包含層あるいは遺構面までの深さが30cm以上であり、日常的な耕作等で遺物が地表面上に巻き上げられることがなかったからであると推測されるに至った。この事例を引用するまでもなく、雄勝城が造営された8世紀代の遺跡は、未だに発見されることなく数多く眠っていることを改めて認識させられた。雄勝城が造山地区にあるのか否か、検証作業は始まったばかりである。それでもわずかな調査面積で着実に関連する情報の集積が可能であることが実証された。今後とも造山周辺地区はもちろん、隣接する雄勝郡内羽後町にも視野を広げ、雄勝城の発見に向けた作業を進めてゆきたい。

註

1 真山丘陵は堀田城跡として遺跡登録されているが、「堀田」の名は、元禄11年（1698年）に戸部正直により著された『奥羽永慶軍記』（全39巻）に「小野寺の郎党等に、角館・大曲・白岩・堀田・神宮寺（以下略）」（2巻）として登場する。「堀田城」は、それから130年後の文政11年（1828）に菅江真澄が著した『月の出羽路』（二十巻、私田邑）において初めて、「堀田の古城跡」と共に表記される。

今村義孝校注1966『奥羽永慶軍記』（上）（下）人物往来社／『奥羽永慶軍記』は雄勝郡横堀村の戸部正直が著した軍記物である。内容は天文3年（1534年）から元和8年（1622年）にかけての奥羽全域にわたる戦国期の群雄争乱を描いている。物語であるから史実そのものではないが、自序によると旧記や古老の見聞・直談を交えたところなので全くの創作ではない。

また、「月の出羽路」には、「今、古城山を並て真山といふ也」（P90）と記されており、真山はかつて

“古城山”と称されていたようである。

- 2 土器を蔵骨器とする古代の火葬墓（ここでは、蔵骨器内に骨片が見つかった事例のみを抽出）は、秋田県内では次の10遺跡（26基）で検出例がある。
- ①羽後町岩土山遺跡（1基）：豊島昂1959「元西出土『骨蔵器』について」『秋田考古学』第12号
  - ②横手市保土森火葬墓（1基）：奈良修介1960「火葬墓」『秋田県史 考古編』
  - ③大仙市小出I遺跡（5基）・④小出II遺跡（1基）：秋田県教育委員会1991「小出I遺跡」「小出II遺跡」『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅷ』秋田県文化財調査報告書第206集
  - ⑤秋田市海向I遺跡（7基）・⑥秋田市北野I遺跡（3基）・⑦潟上市大郷寺火葬墓（1基）：庄内昭男1984「秋田県の古代・中世の火葬墓」『秋田県立博物館研究報告』第9号
  - ⑧井川町南台遺跡（2基）：小武海松四郎1958「井川村南台に於ける土師須恵の骨壺について」『秋田考古学』第10号
  - ⑨五城目町開防遺跡（3基）：五城目町教育委員会2002『開防遺跡』五城目町埋蔵文化財調査報告書第8集、2個体の土師器環を合わせ口状にして埋納したSR01には、骨片が認められ物理化学的検査により人骨と同定された。報告ではSR01を「甕衣埋納遺構の可能性が強い」としている。
  - ⑩能代市外荒巻館跡（2基）：能代市教育委員会2002『外荒巻館跡』能代市埋蔵文化財調査報告書第13集  
これらの火葬墓が営まれた時期は、大郷森が9世紀前半に遡る可能性がある以外は、9世紀後半～10世紀前半にまとまるようである。
- 3 斎藤忠1978「埋葬・埋骨の際の砂の使用」『墳墓』日本史小百科4 近藤出版社
- 4 横田明・小林義孝1997「光明真言と葬送儀礼」『歴史民俗学』第8号 歴史民俗学研究会
- 5 以上の3遺跡及び年代は、註3文献からの引用である。
- 6 昭和5年10月27日の日誌による。仙北町史談会2006『藤井甫公著 拂田柵趾研究日誌』史談会叢書第8集
- 7 調査区の表土層直下2か所から大杉の根が確認された。南側の根は径3m程の広がりが見られた。地元の方の話では、大杉は昭和20年代までは枯死に近い状態（樹木内部が空洞化）で存在していたが、失火により焼失し、根本から切断したとのことであった。大杉については、菅江真澄が『月の出羽路』（仙北郡二〇）に「真山の三本の大杉」として文政11（1828年）頃に描いている。うち1本が現存する“姥杉”とされ、残り2本が今回確認された大杉根にあたる可能性もある。
- 内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集』第8巻 1979年 未来社 所収の「月の出羽路」（仙北郡二〇）による。図説の説明文には次のように記されている。「真山の石神の三本の大杉はいつれもとしふる木ども也。社内は二十間四方余、城山の内にていと高き地也。本麿の奥にむかし此石神を斎奉りしところにや。」（p460・461）
- 8 洪武通寶を副葬する土坑墓は、鹿角市と秋田市で検出例がある。鹿角市では、妻の神III遺跡SKS57・地羅野館跡SK19・当麻館跡SK25が、秋田市では後城遺跡ST015と秋田城跡第10次調査2号墓坑・第26次調査SK445・第35次調査ST627・ST653である。これらの事例のうち、妻の神III遺跡、後城遺跡、秋田城跡第35次が仰展葬、他が仏壇跡と同じ屈葬形態を示す。
- 秋田県教育委員会1984「妻の神III遺跡」『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅹ』／鹿角市教育委員会1993『地羅野館跡発掘調査報告書』／鹿角市教育委員会1989『当麻館跡発掘調査報告書』／秋田市教育委員会1979『後城遺跡発掘調査報告書』／高橋学1999「秋田県の出土貨幣」『東北地方の中世出土貨幣』東北中世考古学会
- 9 工藤竹久1996「陸奥・根城跡出土の私鑄銭」『考古学の諸相』坂詰秀一先生還暦記念論文集
- 10 嶋谷和彦1994「堺出土の銭鋳型と中世後期の模鑄銭生産」『中世の出土銭』兵庫埋蔵銭調査会
- 11 高橋学2003「仙北町仏壇柵跡—中世前期の墓域—」『中世出羽の諸様相』東北中世考古学会秋田大会

- 12 菅江真澄は、念仏屋敷板碑の梵字を図絵に残しており「念仏屋舗といふ。一戸家の林の内に古碑あり。年号は摩滅せり。梵形のみ残れるを籀字にして是を摹書す。金剛界大日如来/種子。此屋戸のあるしを甚吉といふ。(後略)」と説明を加えている。(摹は「摸」の異体字)  
内田武志・宮本常一1979「月の出羽路」(仙北郡20)『菅江真澄全集』第8巻 未来社
- 13 河川跡の調査は、平成4年の第92・93次、平成5年の第94次として、外柵南門跡と外郭南門跡間で実施された。調査の結果、大きく蛇行しながら北東から南西方向に流れる河川跡(S L 1035)と幅100mを越す河川敷が確認された。S L 1035は幅4.5～7.0m程で、深さは2.5～2.9mと報告されている。同河川は、遅くとも9世紀初頭の弘田柵創建時には存在しており、火山灰が降下した10世紀前半段階では砂や粘土層が厚く堆積しており、ほとんど流れのない川(窪地)になっていた。  
秋田県教育委員会1993『弘田柵跡-第92・93次調査概要-』秋田県文化財調査報告書第238集/秋田県教育委員会1994『弘田柵跡-第94～97次調査概要-』秋田県文化財調査報告書第250集/秋田県教育委員会1999『弘田柵跡Ⅱ-一区画施設-』秋田県文化財調査報告書第289集
- 14 河川跡の電気探査は、河川敷及び最終段階の河川流路の位置を推定すべく、秋田大学鉱山学部(現在:工学資源学部)の西谷忠師氏に依頼して実施したものである。調査・測定は、平成6年の第101次、平成7年の第106次、平成8年の第109次として行われ、下記の『弘田柵跡』概要に分析報告が示されている。  
西谷忠師1995「第101次調査・比抵抗法を用いた弘田柵跡内の河川跡調査(概報)」『弘田柵跡-第98～101次調査概要-』秋田県文化財調査報告書第258集 秋田県教育委員会/西谷忠師1996「第106次調査・電気探査による弘田柵跡内の河川跡調査」『弘田柵跡-第103～106次調査概要-』秋田県文化財調査報告書第266集 秋田県教育委員会/西谷忠師1997「第109次調査・電気探査による河川跡調査」『弘田柵跡-第107～109次調査概要-』秋田県文化財調査報告書第269集 秋田県教育委員会
- 15 外柵南門跡の西約23m地点から西側27mにわたって材木堀が認められない箇所が確認された。
- 16 秋田県教育委員会2005『崩川谷地遺跡』秋田県文化財調査報告書第383集
- 17 8世紀代の遺跡は、造山に近接する地区で蝦夷塚古墳群、末館窟跡群が周知され、集落跡では瓦が出土した十三塚遺跡、円面・風字碇が確認された東槻遺跡が存在する。

## 第7章 調査成果の普及と関連活動

調査成果の普及のために、次のような関連する活動を行った。このことは、主に調査班の高橋学が担当したが、研修生や発掘体験の受け入れ等には、本事務所兼務職員である藤田賢哉の協力を得た。

### 1 諸団体主催行事への協力活動

発掘調査の現場や、政庁跡、外柵南門・大路周辺地域などにおいて、下記諸団体などの遺跡視察・研修・見学会に対し、払田柵跡の説明等を行った。

秋田県埋蔵文化財センター元北調査課整理事業員有志一同（4月15日）、栃木県芳賀町教育委員会（6月12日）、秋田県仙北地域振興局（6月12日）、栃木県教育委員会（6月13日）、能代市二ツ井町文化財保護協会（7月2日）、栃木県芳賀郡市文化財保護審議会連絡協議会（7月9日）、盛岡市志波城跡愛護協会（7月18日）、財団法人かながわ考古学財団（7月28日）、秋田大学教育文化学部学生・院生（7月31日）、大仙市立高梨小学校教職員（8月19日）、秋田県立博物館（9月2日）、秋田県警察本部厚生課（9月12日）、秋田産業サポータークラブ「北東北歴史懇話会」・東アジアの古代文化を考える会（9月25日）、平成20年度「よみがえる平安の柵」払田柵再現事業参加者（大仙市立高梨小学校・横堀小学校5・6年生、10月28日）、全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会北海道・東北ブロック会議（10月31日）

### 2 研修生の受け入れ

【研修内容】発掘調査実習、遺物整理作業、見学実習等

- |                            |    |              |
|----------------------------|----|--------------|
| ① 教員免許講習（予備講習、小～高校教員）      | 9名 | 平成20年7月31日   |
| ② 秋田大学企業・行政研修（秋田大学教育文化学部生） | 1名 | 平成20年9月1日～5日 |

### 3 インターンシップ・職場体験生徒の受け入れ

【研修内容】発掘調査・遺物整理作業

- |              |    |              |
|--------------|----|--------------|
| ① 大曲養護高等部3年生 | 1名 | 平成20年8月4日～8日 |
| ② 横手清陵学院高1年生 | 1名 | 平成20年8月4日～6日 |

### 4 平成20年度払田柵跡環境整備審議会への出席

平成21年1月27日（於：大仙市役所仙北支所）

### 5 平成20年度横手市文化財保護審議会への出席

第1回 平成20年9月10日（於：横手市浅舞公民館蛭野分館）

第2回 平成20年11月20日（於：横手市浅舞公民館蛭野分館）

### 6 後三年合戦（役）史跡検討会への出席

平成20年度第1回 平成20年6月23日（於：横手市あさくら館、大鳥井柵跡）

第2回 平成21年1月29・30日（於：横手市浅舞公民館蛭野分館）

7 岩手県金ヶ崎町烏海柵遺跡調査指導委員会への出席

平成20年度第1回 平成20年7月22日

第2回 平成20年11月27日～28日

(於:金ヶ崎町中央生涯教育センター、烏海柵遺跡)

8 資料調査協力

① 第69回秋田県文化財保護審議会諮問案件(北秋田市胡桃館遺跡出土遺物)に係る調査  
平成20年7月23日(於:胡桃館遺跡出土遺物収蔵庫) 県教育庁文化財保護室からの依頼

② 胡桃館遺跡木簡・建築部材等への調査協力

平成20年11月18日～19日(於:胡桃館遺跡出土遺物収蔵庫) 奈良文化財研究所からの依頼

③ 大島井柵跡出土土器比較検討会(主催:横手市教育委員会)

平成20年12月20日～21日、平成21年2月25日～26日

(於:横手市教育委員会文化財保護課) 横手市からの依頼

9 研究会等への出席

① シンポジウム「都市平泉と列島の中世」(主催:平泉・衣川遺跡群研究会)

平成20年7月26日・27日(於:平泉温泉元湯ホテル武蔵坊)

② 法政大学国際日本学サブ・プロジェクト③

青森特別研究会「新田(1)(2)遺跡をめぐる諸問題ー律令国家の内と外ー」

平成20年9月13・14日(於:青森県埋蔵文化財調査センター)

③ 秋田考古学協会研究会「清原氏から藤原氏へ」

平成20年11月8日(於:秋田市立図書館明徳館)

④ 北秋田市文化財報告会(主催:北秋田市教育委員会)

平成21年2月14日(於:北秋田市中央公民館)

⑤ 秋田県埋蔵文化財センター第2回企画展特別セミナー

「秋田の狩猟文化を考える-part2-」

平成21年2月21日(於:仙北市角館町樺細工伝承館)

⑥ 第35回古代城柵官衙遺跡検討会

平成21年2月21日・22日(於:盛岡市ホテル東日本)

⑦ 平成20年秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会(主催:秋田県埋蔵文化財センター)

平成21年3月7日・8日(於:男鹿市文化会館)

⑧ 第25回条里制・古代都市研究会大会(主催:条里制・古代都市研究会)

平成21年3月7日・8日(於:奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂)

10 報告・発表

①高橋 学「生涯学習資料としての“弘田柵跡”－弘田柵はなぜ、ここに造られたのか－」

『平成20年度大仙仙北地区生涯学習奨励員連絡協議会総会』

平成20年5月16日 大仙市大曲地域職業訓練センター

②高橋 学「古代出羽国における律令制の実態と生業」

『柵の案内人「ほたるの会」平成20年度学習会』

平成20年6月28日 秋田県埋蔵文化財センター

- ③高橋 学「払田柵跡－発掘調査35年目の新展開」  
『平成20年度第1回ふるさと考古学セミナー』  
平成20年7月13日 秋田県埋蔵文化財センター・第137次調査現場
- ④高橋 学「横手市町屋敷遺跡で検出された古代倉庫跡の意味するところ」  
『2008年度東北史学会・秋田大学史学会合同大会』  
平成20年10月5日 秋田大学教育文化学部3号館
- ⑤高橋 学「古代城柵払田柵跡－払田柵が担っていた役割とは何か－」  
『赤れんが郷土館学習講座』  
平成20年10月30日 秋田市立赤れんが郷土館研修室
- ⑥高橋 学「古代城柵の実態に迫る～秋田城と払田柵の果たした役割とは～」  
平成20年度美の国カレッジ事業「美の国れんげいカレッジ」『発掘！あきた考古ゼミ』  
平成20年12月12日秋田県生涯学習センター（秋田市）
- ⑦高橋 学「払田柵はなぜ、この地に造られたのか」  
『謎の遺跡「払田柵」から探る秋田の可能性』  
平成20年12月13日 秋田大学教育文化学部3号館
- ⑧藤田賢哉・高橋 学「払田柵跡 平成20年度の調査概報」  
『第35回古代城柵官衙遺跡検討会資料集』  
平成21年2月22日 ホテル東日本（盛岡市）
- ⑨高橋 学「払田柵跡～古代城柵の新たな姿～」『平成20年秋田県埋蔵文化財発掘調査報告会』  
平成21年3月7日 男鹿市民文化会館
- ⑩高橋 学「辺境における条里制の実態－秋田県払田柵跡周辺の事例を中心に－」  
『第25回条里制・古代都市研究会大会』  
平成21年3月8日 奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂

## 11 資料の貸出

【貸出資料】墨書土器・瓦質土器・須恵器・土師器・鉄製品、写真パネルなど

- ・大仙市払田柵総合案内所（常設展示品入れ替えに伴う貸出）
- ・東北森林管理局仁別森林博物館（リニューアルに伴う展示パネル等）
- ・秋田市立赤れんが郷土館企画展

「高清水の丘秋田城～古代城柵ものがたり～」（平成20年9月13日～12月7日）

## 12 史跡払田柵跡の現状変更

当事務所では、史跡の管理団体である大仙市と協議・協力の上で遺構と歴史的景観の保護に努めている。しかしながら、やむなく史跡内の現状を変更する場合には、申請者及び関係機関と遺跡保護のための協議を重ね、遺跡への影響がない範囲で最小限の現状変更に伴う調査を大仙市と行っている。

平成20年度の現状変更申請は、第137・138次調査を除くと3件であった。これらの対応は、立ち会いを大仙市教育委員会文化財保護課が担当し、当事務所が調査協力する形で実施したものである。

番号	申請者	申請地	申請の理由	申請年月日	許可年月日	対応立ち会い日	備考
1	大仙市	大仙市払田字 百目木5-1他	盛土整備	平成20年4月25日	平成20年5月16日	12月18日 完成立会	史跡整備 関連
2	個人	大仙市払田字 早坂8他	水路改修	平成20年7月28日	平成20年9月30日	年度内実施予定	
3	大仙市	大仙市払田字 仲谷地117-1他	盛土工事	平成20年8月27日	平成20年9月26日	年度内実施予定	

## 弘田柵跡調査事務所の沿革

年 月	事 項
昭和 49. 4	「秋田県弘田柵跡調査事務所」を仙北町公民館（高梨字田茂木）内に設置。 第1次5年計画調査を開始。
49. 8	調査・研究の適正な実施を図るため、顧問2名を委嘱して指導体制を確立。 顧問には秋田大学教授・新野直吉氏（～調査指導委員として現在に至る）と多賀城跡調査研究所長・岡田茂弘氏に委嘱。
50. 6	岡田茂弘氏の文化庁転出に伴い、多賀城跡調査研究所長の氏家と典氏に顧問を委嘱。 （～昭和52年度）
50.10	第7次調査区（外柵南門跡北側）で「嘉祥二年」銘の木簡出土。
52. 5	第12次調査区で政庁正殿跡を検出。
54. 4	事務所を史跡内の弘田字館前100番地にある独立した建物内に移設。 第2次5年計画調査を開始。
55. 3	第6回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。
56.10	秋田県埋蔵文化財センター開設に伴い、事務所も同所内に移転、現在に至る。
57. 8	常陸宮殿下・同妃殿下 政庁跡を御視察される。
57.11	ホイド清水（第49次調査区S E 550）から「絵馬」や第16号木簡など出土。
58. 6	国立歴史民俗博物館教授・岡田茂弘氏に再び顧問を委嘱する（～調査指導委員として現在に至る）。
59. 4	第3次5年計画調査を開始。
59. 5	第55次調査区で外柵南門跡を検出、4時期であることを確認。
60. 3	正報告書第1集『弘田柵跡Ⅰ－政庁跡－』を公開。
61. 4	事務所の名称が「秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所」と改称される。
61. 5	第65次調査区で外柵南門跡に接続する石塁を検出、古代東北城柵遺跡では初見。
62. 5	第68次調査区で外柵東門跡を検出。
63. 6	史跡の追加指定がなされ、指定面積は894,600㎡となる。
平成 01. 1	第73次調査で検出された外柵材木堀のうち3本の角材を年輪年代測定した結果、最 老年輪測定年代が、西暦801年と特定された。このことから、外柵の成立年代すな わち弘田柵の創建がこの頃であることが確実となった。
01. 4	第4次5年計画調査を開始。
01. 8	第81次調査区で外柵西門跡の柱掘形を検出、これで外柵・外郭の8門跡は全て確認。
06. 4	第5次5年計画調査を開始。
07. 2	第21回古代城柵官衙遺跡検討会を仙北町で開催。特集テーマ『弘田柵発掘20年の 成果から－城柵研究の新たな視点を求めて－』。
07. 3	『弘田柵を掘る－弘田柵跡調査20周年記念誌－』刊行。
08. 9	第107次調査区（外柵北門跡東側）では、木道に転用されていた角材が上下端とも 残存し全長4.6mであったことから、外柵材木堀の高さ（約3.6m）が明確となる。
11. 3	正報告書第2集『弘田柵跡Ⅱ－区画施設－』を公開。
11. 4	第6次5年計画調査を開始。長森丘陵部西側を主な調査対象区とした。
13. 9	第119次調査区（長森西端部）では緩斜面地を段状・平坦に整地させた面に鍛冶・ 鋳造関係の工房跡が複数存在することが判明。「出羽」と刻書された土器も出土。
14. 4	調査事務所に班制が敷かれ、調査班、総務班となる。
15.10	第122次調査区（長森中央西側）で瓦質土器、第6号漆紙文書が出土。
16. 4	第7次5年計画調査を開始、真山地区を調査対象区に組み入れる。 本次計画において初めて「弘田柵跡関連遺跡の現況調査」を明文化。
16. 9	第125次調査区（真山丘陵部）で古代の火葬墓を検出、古代墓は初出。
17. 4	調査研究等の事業を適正に実施するため、「史跡弘田柵跡調査指導委員会」を設置 し、4名の委員を委嘱。
19.11	関連遺跡の調査として、横手市雄物川町造山地区を試掘。8世紀代の集落遺跡を新 発見。十足馬場南遺跡とする。
20. 7	関連遺跡の内容確認調査として、横手市町屋敷遺跡において「稲倉跡」とも推測 される大型の総柱掘立柱建物跡を検出。時期は9世紀後半。
21. 3	正報告書第3集『弘田柵跡Ⅲ－長森地区－』を公開。

## 払田柵跡調査事務所 要項

### 1 組織規定

秋田県教育委員会行政組織規則（抄）

第八条 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

十五 払田柵跡調査事務所に関すること。

第十三条 払田柵跡調査事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県教育庁払田柵跡調査事務所	大仙市

2 払田柵跡調査事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 史跡払田柵跡の発掘及びこれに伴う出土品の調査研究に関すること。

二 史跡払田柵跡の環境整備に関すること。

### 2 職 員

（平成21年3月現在）

職	氏 名	備 考
所長	佐藤 了	本務 秋田県埋蔵文化財センター所長
副主幹兼総務班長	石川 清二	本務 秋田県埋蔵文化財センター総務班長
主査	千田 喜博	本務 秋田県埋蔵文化財センター総務班
主事	高村知恵子	本務 秋田県埋蔵文化財センター総務班
主任学芸主事兼調査班長	高橋 学	兼務 秋田県埋蔵文化財センター南調査班
学芸主事	藤田 賢哉	本務 秋田県埋蔵文化財センター南調査班

### 3 調査指導委員

国指定史跡払田柵跡の調査研究等の事業を適正に実施するため、史跡払田柵跡調査指導委員会を設置し、4名の委員を委嘱した。

（『史跡払田柵跡調査指導委員会設置要綱』平成17年4月1日実施）

#### 史跡払田柵跡調査指導委員名簿

	氏 名	現 職 等	専門分野
委員 長	新野 直吉	秋田大学名誉教授・秋田県立博物館名誉館長	古代史
副委員 長	岡田 茂弘	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古学
委 員	黒崎 直	富山大学人文学部教授	考古学
委 員	熊田 亮介	秋田大学学長特別補佐	古代史

## 報告書抄録

ふりがな	ふらたの(読 名) じやうじゆんは							
書名	私田柵跡 第137・138次調査概要							
副書名	私田柵跡調査事務所年報2008							
巻次								
シリーズ名	秋田県文化財調査報告書							
シリーズ番号	第447集							
編著者名	高橋 学・藤田賢哉							
編集機関	秋田県教育庁私田柵跡調査事務所							
所在地	〒014-0802 秋田県大仙市私田字牛嶋20番地							
発行年月日	2009年3月							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °' "	東経 °' "	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
私田柵跡	秋田県大仙市私田 美郷町本堂城回	212	53-1	39° 28'	140° 32'	第137次 20080527 ～ 20081110	84㎡	学術調査
		434	54-1	06"	57"			
	第137次：大仙市私 田字長森 第138次：美郷町本 堂城回				北緯・東経は 世界測地系に よる政庁部で の数値	第138次 20081104 ～ 20081225	108㎡ 66地点	ほ場整備事 業に伴う確 認調査
町屋敷遺跡	秋田県横手市 雄物川町南形	203	60-124	39° 16'	140° 24'	20080704 ～ 20080711	対象面積 は5,410㎡	ほ場整備事 業に伴う内 容確認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
私田柵跡 第137次	城柵	平安時代	鍛冶炉、掘立柱建物跡、 鍛冶工房(竪穴建物跡) 土坑、溝跡、硬化面、 柱穴		須恵器、土師器、 瓦、緑軸陶器、 灰軸陶器、フィ ゴ羽口、鉄製品、 鉄滓		政庁西側における鍛冶関 連の工房跡・掘立柱建物 跡を検出。鍛冶工房域が さらに西側に延びること が判明した。	
	集落跡	縄文時代	土坑、柱穴		縄文土器、石器		前期末の集落跡	
私田柵跡 第138次	城柵	平安時代	外柵東門跡、材木塙角材 列(外柵)、土坑		土師器、須恵器		ほ場整備事業に係る 確認調査	
町屋敷遺跡	集落跡	平安時代	掘立柱建物跡、溝跡、板 塙・柱列、土坑		土師器、須恵器		ほ場整備事業に係る 内容確認調査	
	集落跡	中世	掘立柱建物跡、カマド状 遺構		須恵器系陶器、瓷 器系陶器			
要約	<p>私田柵跡第137次は、政庁西側地区における鍛冶工房群西端部の調査。工房群はさらに西側に延びることが判明した一方で、管理施設と想定される掘立柱建物跡域の西限を確認した。</p> <p>第138次は、外柵北東部積植地が対象であり、外柵北門・東門跡周辺の確認調査である。両門跡ともに昭和5年の第1次調査以降未着手の区域である。外柵北門は昭和45年頃の自己開田の際に削平されており、現存しない可能性が高いことが判明した。門は低地に下る窪地に建てられていたことが新たに確認された。外柵東門跡は門柱が遺存していることが再確認された。その軸線方向は、外柵東門跡と同じであることも判明した。</p> <p>町屋敷遺跡は、溝跡(板塙か)で囲まれた区域内に総柱掘立柱建物跡が2棟並んで検出された。建物と溝跡はそれぞれ2時期であることから、一定期間の存続があり、出土遺物から9世紀後半から10世紀前半代である。遺跡の立地、遺構の規模や配置から推測すれば、総柱建物跡とは、「稲蔵跡」であった可能性が高いのではないかと推測される。</p>							

秋田県文化財調査報告書 第447集  
弘田柵跡調査事務所年報2008

# 弘田柵跡

第137～138次調査概要

【編集】

秋田県教育庁弘田柵跡調査事務所  
〒014-0802 秋田市弘田字牛崎20番地  
電話(0187)69-2482 FAX(0187)69-3330

【印刷・発行】  
2009年3月

【印刷】  
株式会社三森印刷

【発行】

秋田県教育委員会  
〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号  
電話(018)860-5193







